

栲原町地域防災計画

令和7年3月

栲原町防災会議

目 次

第1編 総 則 編

第1章 計画の方針	2
第1節 計画の目的	2
第2節 地域防災計画の構成及び内容	2
第3節 防災計画の性格	3
第4節 計画の前提となる災害	3
第5節 重点を置くべき事項	3
第6節 計画の効果的な推進	4
第7節 計画の周知徹底	4
第8節 用語	4
第2章 栲原町の特性	5
第1節 地理的条件	5
第2節 社会的条件	6
第3節 気象条件	6
第3章 予想される災害	7
第1節 南海トラフ地震被害想定の概要	7
第2節 風水害等の被害想定の概要	11
第4章 防災ビジョン	12
第1節 災害に強いまちづくり	12
第2節 要配慮者等の支援に資する人づくり	12
第3節 自主防災組織の防災力の向上	13
第5章 栲原町防災会議	14
第1節 設置及び所掌事務	14
第2節 組織及び運営	14
第6章 防災関係機関	15
第1節 防災関係機関の責務	15
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	16
第7章 住民、事業所の責務	22
第1節 住民	22
第2節 事業所	22
第8章 地震防災上緊急に整備すべき施設等	23

第2編 一般対策編

第1部 予防対策

第1章 災害に強い生活のあり方	27
-----------------	----

第1節	防災のまちづくり	27
第2節	災害に強い土地利用の推進	29
第3節	土砂災害予防対策	30
第4節	山地災害・農地災害予防対策	32
第5節	風水害予防対策	32
第6節	ライフライン等予防対策	33
第7節	火災予防対策	34
第2章	地域防災力の育成	35
第1節	防災知識の日常化・地域防災力の育成	35
第2節	実践的な防災訓練の実施	37
第3節	自主的な防災活動への支援	39
第4節	事業所による自主防災体制の整備	41
第5節	要配慮者対策	42
第6節	消防団を中心とした地域の防災体制	46
第7節	自発的な支援への環境整備	47
第8節	文教予防対策	48
第3章	人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	50
第1節	防災施設の限界と避難開始の時期	50
第2節	危険性の周知	51
第3節	避難を可能にするサインの整備	52
第4節	自主的な避難	53
第5節	避難対策	55
第6節	避難体制の整備	57
第4章	災害に備える体制の確立	60
第1節	防災活動体制の整備	60
第2節	情報の収集・伝達体制	61
第3節	防災担当者の人材育成	64
第4節	防災関係機関等の連携体制	64
第5節	防災中枢機能の確保、充実	65
第5章	災害応急対策・復旧対策への備え	66
第1節	消火・救助・救急対策	66
第2節	災害時医療対策	67
第3節	輸送活動対策	69
第4節	緊急物資確保対策	71
第5節	消毒・保健衛生体制の整備	73

第2部 応急対策

第1章 災害時応急活動	75
第1節 活動体制の確立	75
第2節 気象警報等の伝達	81
第3節 情報の収集・伝達	82
第4節 通信連絡	86
第5節 応援要請	87
第6節 広報活動	88
第7節 警戒活動	91
第8節 避難活動等	93
第9節 災害拡大防止活動	100
第10節 農林漁業関係応急対策	1011
第11節 緊急輸送活動	1022
第12節 交通確保対策	1044
第13節 危険物施設等応急対策	1055
第14節 社会秩序維持活動等	1055
第15節 地域への救援活動	1066
第16節 ライフライン等施設の応急対策	1166
第17節 文教応急対策	1188
第18節 労務の提供	1211
第19節 要配慮者対策	1211
第20節 災害応急金融対策	1222
第21節 災害応急融資	1222
第22節 二次災害の防止	1233
第23節 自発的支援の受入れ	1244
第2章 自衛隊の災害派遣	1255
第1節 災害派遣要請ができる範囲	1255
第2節 災害派遣要請の手続	1266
第3節 派遣部隊の受入体制	1266
第4節 派遣部隊の業務及び撤収等	1277

第3部 復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策	12929
第1節 復旧・復興の基本方向の決定	12929
第2節 迅速な原状復旧の進め方	1300
第2章 復興計画	1311
第1節 復興計画の進め方	1311

第2節 被災者等の生活再建等の支援	1322
第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	1344

第3編 震災対策編

第1部 予防対策

第1章 災害に強い生活のあり方	137
第1節 防災のまちづくり	13737
第2節 建築物等災害予防対策	13939
第3節 災害に強い土地利用の推進	1400
第4節 土砂災害予防対策	1400
第5節 山地災害・農地災害予防対策	1400
第6節 ライフライン等予防対策	1400
第7節 火災予防対策	1400
第2章 地域防災力の育成	1411
第1節 防災知識の日常化・地域防災力の育成	1411
第2節 実践的な防災訓練の実施	1422
第3節 自主的な防災活動への支援	1433
第4節 事業所による自主防災体制の整備	1433
第5節 要配慮者対策	1433
第6節 消防団を中心とした地域の防災体制	1433
第7節 自発的な支援への環境整備	1433
第8節 文教予防対策	1433
第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	1444
第1節 防災施設の限界と避難開始の時期	1444
第2節 危険性の周知	1444
第3節 避難を可能にするサインの整備	1444
第4節 自主的な避難	1444
第5節 避難対策	1444
第6節 避難体制の整備	1444
第4章 災害に備える体制の確立	1455
第1節 防災活動体制の整備	1455
第2節 情報の収集・伝達体制	1455
第3節 防災担当者の人材育成	1455
第4節 防災関係機関等の連携体制	1455
第5節 防災中枢機能の確保、充実	1455

第5章 災害応急対策・復旧対策への備え	146
第1節 消火・救助・救急対策	14646
第2節 災害時医療対策	14646
第3節 緊急輸送活動対策	14646
第4節 緊急物資確保対策	14646
第5節 消毒・保健衛生体制の整備	14646
第2部 応急対策	
第1章 災害時応急活動	14848
第1節 活動体制の確立	14848
第2節 情報の収集・伝達	1500
第3節 通信連絡	1522
第4節 応援要請	1522
第5節 広報活動	1522
第6節 警戒活動	1522
第7節 避難活動等	1522
第8節 災害拡大防止活動	1533
第9節 農林漁業関係応急対策	1544
第10節 緊急輸送活動	1544
第11節 交通確保対策	1544
第12節 危険物施設等応急対策	1544
第13節 社会秩序維持活動等	1544
第14節 地域への救援活動	1544
第15節 ライフライン等施設の応急対策	1544
第16節 文教応急対策	1544
第17節 労務の提供	1555
第18節 要配慮者対策	1555
第19節 災害応急金融対策	1555
第20節 災害応急融資	1555
第21節 二次災害の防止	1555
第22節 自発的支援の受入れ	1555
第2章 自衛隊の災害派遣	15656
第1節 災害派遣要請ができる範囲	15656
第2節 災害派遣要請の手続	15656
第3節 派遣部隊の受入体制	15656
第4節 派遣部隊の業務及び撤収等	15656

第3部	復旧・復興対策	
第1章	災害復旧対策	15858
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	15858
第2節	迅速な原状復旧の進め方	158
第2章	復興計画	15858
第1節	復興計画の進め方	158
第2節	被災者等の生活再建等の支援	158
第3節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	158
第4部	重点的な取組	
第1章	命を守る対策	160
第1節	強い揺れから身を守る対策	160
第2章	命をつなぐ対策	161
第1節	応急対策活動体制等の整備	161
第2節	広域避難体制等の整備	161
第3節	避難所等の整備	161
第3章	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応計画	162
第1節	計画の目的	162
第2節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の災害応急対策	163
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策	163
第4節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策	165
第4章	震災に強い人・地域づくり対策	166
第1節	学校及び地域での防災教育	166
第2節	住民への防災教育	166
第3節	防災のエキスパートの養成	166
第4節	防災の視点に立った公共施設の整備	166
第4編	火災及び事故災害対策編	
第1章	大規模な火事災害対策	168
第1節	火事災害の予防	168
第2節	火事災害の応急対策	169
第2章	林野火災対策	170
第1節	林野火災予防対策	170
第2節	林野火災応急対策	171
第3章	重大事故発生時の町の措置	172
第4章	道路事故対策	173
第1節	道路事故予防対策	173

第2節 道路事故応急対策	174
第5章 陸上における流出油災害対策	175
第1節 陸上における流出油災害予防対策	175
第2節 陸上における流出油災害応急対策	175
第6章 危険物等災害対策	176
第1節 危険物災害予防対策・応急対策	176
第2節 高圧ガス災害予防対策・応急対策	176
第3節 火薬類災害予防対策・応急対策	176
第4節 毒物・劇物災害予防対策・応急対策	176
第5節 住民の安全確保のための体制整備	176
第7章 原子力事故災害対策	177
第1節 災害予防	177
第2節 応急対策	181
第3節 中長期対策	184
第8章 雪害対策	186
第1節 雪害予防対策	186
第2節 雪害応急対策	187
第9章 その他の災害対策	1888

第1編 総則編

第1章 計画の方針

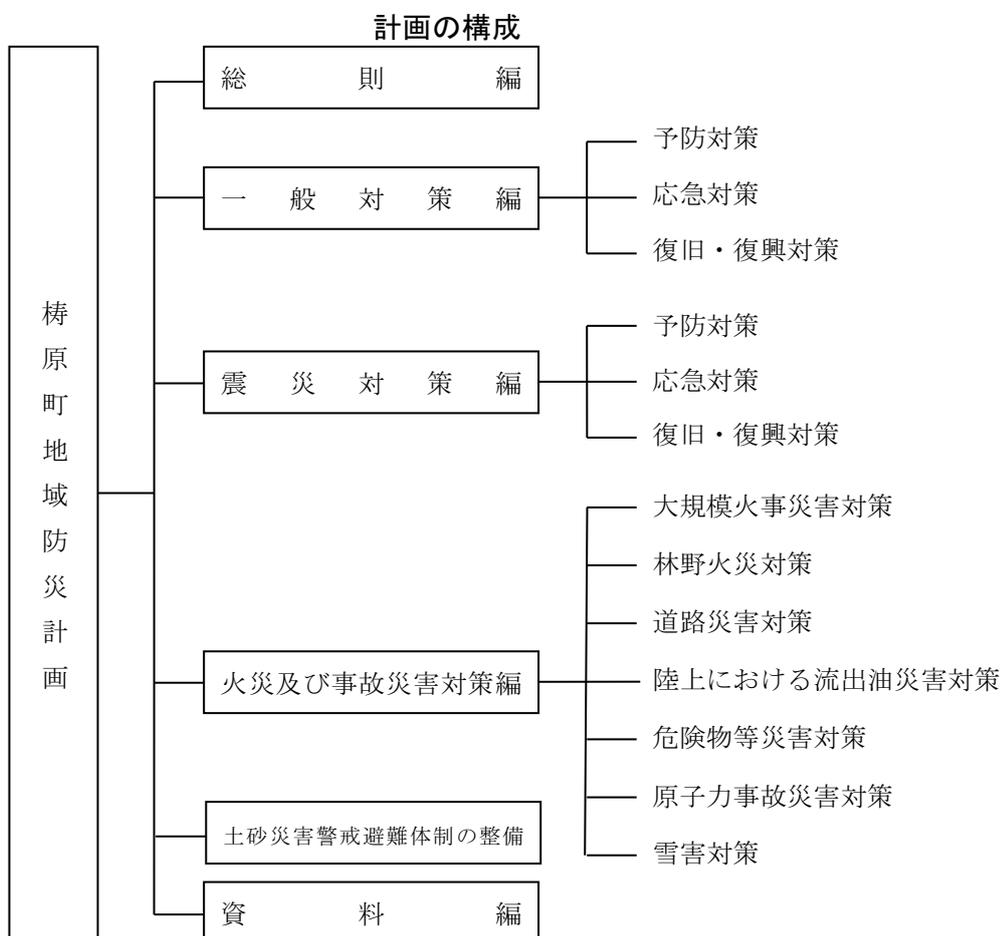
第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、梶原町防災会議が作成する計画であり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者（事業所等）、住民等がもっている全機能を最大限に発揮し、梶原町の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守り、被害を最小限に軽減することを目的としています。

第2節 地域防災計画の構成及び内容

梶原町地域防災計画は、梶原町全域における防災に関する総合的かつ基本的な計画であり、総則編、一般対策編、震災対策編、火災及び事故災害対策編、資料編で構成しています。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、「震災対策編」に含まれるものとします。土砂災害警戒避難体制については巻末「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによります。



第3節 防災計画の性格

- 1 この計画は、梶原町の防災対策に対する基本計画です。
- 2 この計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に基づいて作成したものです。
- 3 この計画は、毎年検討を加え、防災に関する諸情勢の変化に伴って、必要があると認めるときは、これを補完し、修正するものです。

第4節 計画の前提となる災害

- 1 天災地変
暴風、豪雨、洪水、地震、大規模の干害、豪雪、その他の異常な自然現象
- 2 社会的災害
大規模な火災又は、その他の大規模な人為的災害

第5節 重点を置くべき事項

本町は、自然災害が発生しやすい立地条件にあり、これまで災害発生原因の制御、耐災環境の整備に資源の投入を図ってきました。これらを踏まえたうえで、近年の集中豪雨災害等、予期せぬ災害が発生する傾向が増えていること等を考慮した対策を推進します。

また、本町の属する高知県は、南海トラフを震源とする地震に、100年から150年の周期で繰り返し襲われています。

このため、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、本町においては、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本方針とし、被災したとしても人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業所、住民が一体となって、建築物の耐震対策、人づくり・地域づくり対策について、ハード・ソフト対策を組み合わせ一体的に災害対策を推進します。

また、ソフト対策を補完するものとして、効果的なハード対策を推進し、減災に向けた施策の一層の充実を図ります。

さらに、地域における住民の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するとともに、自らの命、安全・財産は自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進めます。

第6節 計画の効果的な推進

平常時から研究、教育訓練、広報等により、この計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるよう努めます。

第7節 計画の周知徹底

町及び防災関係機関等は、平常時から自然災害や危機管理に対する意識をもち、調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などをおして本計画を周知徹底させ、防災力を高めるとともに、特に必要と認める事項は住民にも広く周知を図ります。

第8節 用語

住民	梶原町に住所を有する者
住民等	上記に加え、町外から町に通学、通勤する者及び災害時に町に滞在する者等
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、外国人、その他の特に災害時に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
防災関係機関	国、県、町、指定公共機関及び指定地方公共機関
関係機関	防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関
県	高知県の部局、高知県警察及び出先機関、高知県教育委員会等
町	梶原町の課室局
町等	梶原町の課室局、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防署、消防団を含める。）
自衛隊	陸上、海上及び航空自衛隊
ライフライン	電力、ガス、上下水道及び通信の事業
指定緊急避難場所	災害時の危険を回避するために緊急的・一時的に避難する場所、災害対策基本法の基準に適合するもの
避難所	災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活を送る建物等
指定避難所	避難所のうち、災害対策基本法の基準に適合するもの
災対法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
災対法施行令	災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）
激甚法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第2章 梶原町の特性

第1節 地理的条件

1 位置・面積

梶原町は高知県中西部に位置し、東は津野町、南は四万十町、西は愛媛県鬼北町並びに西予市、北は愛媛県久万高原町の5ヶ市町に接する面積236.45 k m²の広大な山村です。

標高は、南部の250mから町の北部に位置する四国カルスト地帯の1,455mと大きな高低差があります。地形は、急峻な四国山地に抱かれており、傾斜地が多く平坦地を二分するように南流する梶原川とその支流沿いに56の集落が点在しています。

2 地形・地質

町の北部の急峻な四国山地から南部に向けて流れる梶原川に沿って集落及びわずかな農地が点在しています。

地層は西南日本外地帯の秩父帯及び四万十帯の一部が占め、両帯の境界は仏像構造線（町の中心を南北に2分割）であり、同以北が秩父帯で、同以南が四万十帯です。高知県下の秩父帯は北より秩父亜帯、黒瀬川亜帯及び三宝山亜帯に3区分されるが、本町は黒瀬川亜帯及び三宝山亜帯に属しています。また、四万十帯は北より北帯（白亜系分布）と南帯（古第三系分布）に大別されるが本町は、北帯に位置しています。

地質は、仏像構造線以北の秩父帯には、秩父古生層と呼ばれる地層群が広く分布しているが、横貝～田野々地区周辺には貝化石などの大型化石を比較的多産する白亜系及び鳥ノ巣石灰岩を含むジュラ系が構造線や断層に挟まれて帯状あるいはくさび状に分布しています。秩父帯の南には愛媛県西予市の三滝山周辺を模式地とする黒瀬川構造帯の諸岩類（三滝火成岩類、寺野変成岩類、蛇紋岩）が分布し、その北側には構造線に挟まれた準片岩の四万十層が幅広く分布しています。仏像構造線以南の四万十帯は、堂が奈路層・新土居層・半山層・下津井層の順に分布しています。

第2節 社会的条件

1 人口と世帯数

本町の人口は、3,307人で世帯数は1,513戸(令和2年国勢調査)で昭和40年の8,477人、2,193戸と比べると約61%の減少となっています。

Uターン者が増えてきているものの若年人口は相変わらず減少しており、一方医療の進歩や食生活の変化により寿命が伸び、人口の高齢化が急速に進んでいます。若年人口の減少は、防災面でも重要な課題の一つです。

2 交通通信体制

本町は、県都高知市より82.7km、高幡広域圏の中心都市須崎市より47km、また愛媛県松山市、宇和島市からもそれぞれ約80km、50kmの位置にあり、国道197号、439号、440号の3路線、主要地方道2路線(城川梶原線、中平梶原線)及び県道葦ヶ峠文丸線、県道上郷梶原線が町内外と通じています。国道197号は、愛媛県西予市まで全線改良となり、国道440号についても平成22年11月に地芳峠直下のトンネルも開通し、交通量は増大しています。

無線電話は、県庁と役場を結ぶ防災行政無線電話が昭和53年1月より運用を開始しています。

また、放送施設は平成3年に災害時等の緊急通信施設として町内全域に導入した防災行政無線アナログ同報系システムを令和元年度から令和2年度にデジタル方式に再整備し、行政放送として幅広い運用をしています。

テレビは、平成23年7月にアナログ放送が終了しましたが、平成20年度から町内に光ファイバー網を敷設し、地上デジタル放送への対応を図っています。また光ファイバー網を利用してIP電話を設置し、告知端末として災害情報の伝達に活用しています。

第3節 気象条件

気象条件についてみると、年平均気温は13.3℃、年平均降雨量は2,550mmと比較的温暖多雨な地域です。

夏季には、狭所に集中して雨が降る集中豪雨(ゲリラ豪雨)が発生するおそれがあります。

冬季には積雪もみられ、中央部で30~60cm、北部山岳地域では100~150cmに及ぶことがあります。南部地域では積雪することはまれです。

第3章 予想される災害

第1節 南海トラフ地震被害想定概要

南海トラフ沿いの地域では、マグニチュード8クラスのプレート型地震が100から150年周期で起きています。1946年の昭和南海地震以降、80年近く経過しており、政府の地震調査委員会のまとめ（令和7年1月）によると、今後30年以内の発生確率は80%程度とされています。東北地方太平洋沖地震でみられたような連動型地震の発生も懸念されています。

本計画では、「高知県第二弾 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」（平成24年12月）、「高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定」（平成25年5月）に基づき、以下のとおり被害を想定します。

1 地震の規模

地震の規模は、「発生頻度の高い一定程度の地震」と「最大クラスの地震」を想定します。

地震の規模

規 模		内 容
地震L1	発生頻度の高い一定程度の地震	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度に県が公表した地震予測（安政南海地震クラス）を最新の地形や地盤データにより再度推計したもの
地震L2	最大クラスの地震	<ul style="list-style-type: none"> 最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震 現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの

2 地震の設定

内閣府の南海トラフ巨大地震モデルの検討においては、震源を点ではなく、静岡県から宮崎県にまたがる12の「強震動生成域」（強い地震波を発生させる領域）で考えており、この12の「強震動生成域」すべてについて、基本ケース以外に、東側、西側、陸側にずらした合わせて48ケースで揺れをシミュレーションしています。

本町が最も強い揺れに見舞われるケースは、土佐湾の「強震動生成域」がさらに陸側にずれた「陸側ケース」で、町内全域が震度6強、一部震度7に達すると予測されています。

[参考] 県内市町村ごとの被害が最大になる強震動生成域・ケースの組み合わせ

		津波						
		浸水域外	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑨	ケース⑩	ケース⑪
地震	基本ケース				四万十市		黒潮町	
	陸側ケース	香美市 本山町 大豊町 土佐町 大川村 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 梶原町 日高村 津野町		高知市 南国市 香南市			須崎市 中土佐町 四万十町	
	東側ケース	北川村 馬路村		室戸市 東洋町 田野町 安田町	安芸市 芸西村 土佐市	奈半利町		
	西側ケース	三原村		宿毛市 土佐清水市 大月町				

資料：「〔高知県版〕南海トラフ巨大地震による被害想定概要（平成25年5月15日）」より

【地震動ケースの説明】

地震動4ケースとは、強震断層モデルとして、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（平成24年8月29日：内閣府）で示されたものであり、それぞれ基本ケース、東側ケース、西側ケース、陸側ケースと呼ばれています。

基本ケース：中央防災会議による東海、東南海・南海地震も検索結果を参考に設定

東側ケース：基本ケースの強震動生成域をやや東側（トラフ軸におおむね平行に右側）の場所に設定

西側ケース：基本ケースの強震動生成域をやや西側（トラフ軸におおむね平行に左側）の場所に設定

陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側（プレート境界面の深い側）の場所に設定

【断層ケースの説明】

断層モデルは、津波を推計するためのものであり、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（平成24年8月29日：内閣府）において11ケースあります。高知県では、そのうち、高知県の海岸線で最大の津波高が発生する、ケース③、④、⑤、⑨、⑩、⑪を津波6ケースとしています。

本町は、浸水域外ケースです。

3 被害の想定

県の想定によると、本町における主な項目の被害状況は、次頁の表のとおりです。発生頻度の高い一定程度の地震の場合では比較的被害が小さいが、最大クラスの地震が発生した場合、倒壊や火災などにより被災する建物は560棟、死者数40人、負傷者数が290人となるほか、1日後の避難者数（指定避難所以外への避難も含む。）は、700人以上に上ると推計されています。

こうした被災者への速やかな救援には、多くの人的・物的資源が必要となるが、最大クラスの地震では、太平洋沿岸部が広域にわたって被災し、国道を始めとするインフラが破壊され、他の地域からの応援が簡単には得られない状況となることを想定しておく必要があります。

加えて本町においては、自らが受けた被害への対応とともに、県沿岸部に対する後方支援地としての機能も同時に求められる可能性があり、この点にも留意する必要があるでしょう。

一方で、住民の防災意識の向上や避難路・避難所の整備、住宅の耐震化などの適切な防災・減災対策が行われた場合は、最大クラスの地震が発生した場合でも、建物倒壊は20棟、町内の死者は若干名、負傷者数は30人、避難者数は70人まで圧縮することが可能と推計されています。

今後とも、本計画や、防災関係機関がそれぞれ策定する計画、また、地域で自主的に作成する地区防災計画などに基づいた地道な防災対策を積み重ね、被害を最小にする努力が求められます。

高知県による梶原町の被害想定

想定項目		発生頻度の高い 一定程度の地震		最大クラスの 地震（陸側）	
		現状	対策後	現状	対策後
建物棟数		4,024			
建物被害	液状化（棟）	*	—	*	—
	揺れ（棟）	*	*	540	20
	急傾斜地崩壊（棟）	*	—	10	—
	地震火災（棟）	*	—	10	—
	合計（棟）	*	*	560	20
人口 H22 国勢調査		3,984			
人的被害 （死者数）	建物倒壊（人）	*	*	30	*
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	*	—	*	—
	急傾斜地崩壊（人）	*	—	*	—
	火災（人）	*	—	*	—
	ブロック塀（人）	*	—	*	—
	合計（人）	*	*	40	*
人的被害 （負傷者数）	建物倒壊（人）	10	*	290	30
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	*	—	10	—
	急傾斜地崩壊（人）	*	—	*	—
	火災（人）	*	—	*	—
	ブロック塀（人）	*	—	*	—
	合計（人）	10	*	290	30
人的被害 うち重傷者の （負傷者数）	建物倒壊（人）	10	*	160	10
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	*	—	*	—
	急傾斜地崩壊（人）	*	—	*	—
	火災（人）	*	—	*	—
	ブロック塀（人）	*	—	*	—
	合計（人）	10	*	160	10
避難者数 1日後の	指定避難所（人）	*	*	420	40
	指定避難所外（人）	*	*	280	30
	合計（人）	10	*	700	70

*：若干

想定条件：冬の深夜に発生。避難速度は1分あたり35m。

第2節 風水害等の被害想定の概要

1 大雨・台風・集中豪雨

春期から秋期にかけて平均雨量が増加する傾向にあります。9月に至っては、局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）が多発するとともに、台風が上陸及び接近し影響を及ぼすことが多いため、年・月ごとの平均降水量の値が最も高いといえます。冬期には雨が少なくなります。

2 土砂災害

本町は、面積の91%を森林が占めています。山の地形は急峻で、土砂災害の危険が非常に高く、台風や集中豪雨等、豪雨災害を受けやすい地域であり、過去には大規模な土砂災害も起きており、常に警戒が必要です。

3 突風・竜巻

近年高知県では被害をもたらす突風や竜巻が発生しており、本町においても突風及び竜巻に対する注意が必要です。

4 雪

南部地域では積雪することはまれであるが、中央部、北部山岳地域においては、大雪による被害への備えが必要です。

第4章 防災ビジョン

第1節 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりに向け、避難路、緊急避難場所、避難所、防災活動拠点等の整備点検を確実に実施するとともに、周辺市町村との相互応援や連携体制等の対策を講じ、災害に強いまちづくりを進めます。

1 自助活動

自らの命は自らで守るといった考え方を普及啓発し、自分の力で対応できるよう平常時から減災対策を促進します。

2 共助活動

地域の自主防災組織の活動を活性化し、日ごろから地域の危険箇所、避難路、避難所等の確認・点検等を行うとともに、住民同士が支え合う考え方を浸透させ、地域の防災力向上に努めます。

3 公助活動

公共施設の耐震化等を進めるとともに、経済的な損失を極力軽減するため、計画的に減災に向けた施設整備・利用を推進するなど、公共の役割が果たす防災対策のまちづくりを推進します。

第2節 要配慮者等の支援に資する人づくり

高齢化等により要配慮者の増加が進む中で、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災活動のさまざまな場面において、要配慮者に支援を行う人材の確保と育成を図り、災害に迅速かつ的確に対応できる人づくりに努めます。

1 自助活動

自力での避難が困難であると考えられる住民については、あらかじめ「避難行動要支援者名簿」への登録を行う等、本人の身体状況及び判断能力を考慮し、災害発生時の対策を講じます。

2 共助活動

地域の自主防災組織を中心に住民同士がともに協力し合い、要配慮者の支援にあたる人材の確保・育成・連携等の体制を整備し、迅速かつ適切な避難活動を図ります。

3 公助活動

要配慮者の台帳やマップを作成するとともに、住民、町内介護事業所、各団体の協力を得て、要配慮者に対する支援を円滑に実施するためのリーダーの育成、庁内関係課における担当者の連携、福祉専門職の人材確保・育成・連携等、防災体制機構づくりを進めます。

第3節 自主防災組織の防災力の向上

住民意識及び生活環境の変化の一般的な傾向である近隣扶助の意識の低下等を考慮し、自主防災組織等の強化を促すとともに、要配慮者を含めた多くの地域住民連携参加による防災活動を実施します。

また、男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を拡大し、男女が共同して、減災活動や防災活動に参画するシステムづくりに努めます。

1 自助活動

地域の防災訓練や自主防災組織の活動等への積極的な参加を促すとともに、日頃から災害時における家庭内の連絡体制や、情報の収集方法等について話し合うなど、自力で災害に対処するための心構えと知識の習得を促し、自主防災力の向上に努めます。

2 共助活動

自主防災組織の確立及び拡充に努めるとともに、あらかじめ昼夜間の対応の相違等、可能な限り細部にわたる対応策を検討し、緊急時において迅速かつ的確な防災活動を実施できる体制づくりを進めます。

3 公助活動

防災体制強化に向け、災害時の防災訓練や研修機会を提供するとともに、日常的な防災活動の展開に向けた活動の場づくり、情報の提供等に努め、自主防災組織の防災力の向上に向けた取組を進めます。

第5章 梶原町防災会議

第1節 設置及び所掌事務

梶原町防災会議は、町長を会長として、災対法第16条の規定に基づき設置されるものであり、次の事務を所掌します。

- 1 梶原町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 町長の諮問に応じて梶原町全域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- 4 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第2節 組織及び運営

梶原町防災会議の組織及び運営に関しては、災対法第16条及び梶原町防災会議条例の定めるところによります。

第6章 防災関係機関

第1節 防災関係機関の責務

1 町

一次的に災害に対処する責務を負う基礎的な地方公共団体として、町内全域に係る梶原町地域防災計画を作成し、国・県・他の地方公共団体等と協力・連携し防災活動を実施します。

また、住民及び事業所から防災訓練の実施や避難行動要支援者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、梶原町地域防災計画に地区防災計画を定めます。

2 県

県は、法令及び県地域防災計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつその総合調整を行います。

特に南海トラフ地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織「高知県南海トラフ地震対策推進本部」を設置し、南海トラフ地震対策の検討や総合的な調整を行い、施策の円滑な推進を図ります。

被災により市町村が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は、応急措置の全部又は一部を市町村に代わって行います。

また、防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め、市町村域、県域を越えた広域防災支援体制を構築します。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行います。

4 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力します。

5 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策活動を実施します。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりです。

1 地方自治体

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
栲 原 町	1 地域防災計画の作成 2 防災に関する組織の整備 3 防災知識の普及啓発、教育及び防災訓練の実施 4 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 6 防災のための施設、設備の整備及び点検 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8 避難の指示及び避難所の開設 9 消防、水防その他応急措置 10 被災者に対する救助及び救護等の措置 11 緊急輸送の確保 12 食料、医薬品、その他物資の確保 13 災害時の保健衛生及び応急教育 14 その他の災害発生の防御又は拡大の防止のための措置 15 災害復旧・復興の実施
高 知 県	1 地域防災計画の作成 2 防災に関する組織の整備 3 防災知識の普及啓発、教育及び防災訓練の実施 4 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 6 防災のための施設、設備の整備及び点検 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8 市町村が実施すべき避難の指示及び指定避難所の開設の代行 9 水防その他応急措置 10 被災者に対する救助及び救護等の措置 11 緊急輸送の確保 12 食料、医薬品、その他物資の確保 13 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 14 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 15 その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置 16 災害復旧・復興の実施

2 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
四国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導調整 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 3 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 4 警察通信の確保及び統制 5 管区内各県警察への気象警報等の伝達
四国財務局 高知財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 2 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 3 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害関係の融資 (2) 預貯金の払戻し及び中途解約 (3) 手形交換、休日営業等の配慮 (4) 保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 (5) その他非常金融措置 4 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付 5 地方公共団体に対する短期資金の貸付 6 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
四国厚生支局	<p>独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整</p>
中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防災 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理 3 農作物に対する被害防止のための営農技術指導 4 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況のとりまとめ、営農資材及び生鮮食料品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策 5 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と合併実施する災害関連事業 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導 7 応急用食料・物資の供給に関する支援
四国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材（国有林）の需給調整
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災商工業、鉱業等の事業所の業務の正常な運営の確保 2 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保

第1編_第6章 防災関係機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
	3 災害時における電気、ガス、石油製品事業に係る応急対策等
中国四国産業 保安監督部 四国支部	1 災害時における電気、ガス事業に係る応急対策等 2 危険物等の保安の確保 3 鉱山における災害の防止 4 鉱山における災害の応急対策
四国運輸局 高知運輸支局	1 災害時における自動車による輸送の斡旋 2 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達斡旋
大阪航空局 高知空港事務所	1 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保 2 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
高知地方気象台	1 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報の発表並びに関係機関への伝達 2 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 3 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 4 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
四国総合通信局	1 各種非常通信訓練の実施及びその指導 2 高知県非常通信協議会の育成指導 3 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 4 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 5 災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	1 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 2 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 3 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 4 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 5 労働条件の確保に向けた総合相談 6 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払 7 被災労働者に対する労災保険給付 8 労働保険料の納付に関する特例措置 9 雇用保険の失業認定に関すること 10 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること

第1編_第6章 防災関係機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
四国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 2 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 3 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 4 直轄河川の水質事故対策、通報等 5 直轄ダムの放流等通知 6 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止 7 港湾・海岸・空港の災害応急対策 8 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除 9 災害関連情報の伝達・提供 10 災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動 11 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援 12 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
中国四国防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国四国地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境保全上緊急に対する必要のある有害物質等の発生等による染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 3 家庭動物の保護等に係る支援に関すること
国土地理院 四国地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力 3 地理情報システム活用の支援・協力 4 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施 5 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言 6 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

3 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
自 衛 隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 2 町、県が実施する防災訓練への協力 3 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、給食、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去) 4 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

4 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
西日本電信電話 (株)	1 電気通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達
(株) N T T ドコモ四国 K D D I (株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害非常通話の確保
日 本 郵 便 (株)	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 5 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 7 通信病院の医療救護活動 8 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 9 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日 本 銀 行	1 現金の確保及び決済機能の維持 2 金融機関の業務運営の確保 3 非常金融措置の実施
日 本 赤 十 字 社	1 災害時における医療救護 2 死体の処理及び助産 3 血液製剤の確保及び供給の為の措置 4 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 5 被災者に対する救援物資の配布 6 義援金の募集受付 7 防災ボランティアの登録及び育成 8 防災ボランティアの活動調整 9 各種ボランティアの調整、派遣
日 本 放 送 協 会	1 県民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 3 生活情報、安否情報の提供 4 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本高速道路 (株)	管理する道路等の保全及び災害復旧
四 国 電 力 (株) 四国電力送配電 (株)	1 電力施設の保全、保安 2 電力の供給

5 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
四 国 ガ ス 株 (一社)高知県 L P ガ ス 協 会	1 ガス施設の保全、保安 2 ガスの供給 3 避難所への支援
株 高 知 放 送 株 テ レ ビ 高 知 高 知 さ ん さ ん テ レ ビ 株 株 エ フ エ ム 高 知	1 気象警報等の放送 2 災害時における広報活動 3 県民に対する防災知識の普及 4 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 5 生活情報、安否情報の提供
(一社)高知県 バ ス 協 会	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(一社)高知県 ト ラ ッ ク 協 会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県 医 師 会	1 災害時における救急医療活動 2 大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づく各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療センターと協力した救急医療活動
(一社)高知県 建 設 業 協 会	災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力
(公財)高知県 消 防 協 会	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員等の教養・訓練及び育成 3 要配慮者等の避難支援への協力
(公社)高知県 看 護 協 会	1 災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 2 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した救急医療活動
(社福)梶原町 社 会 福 祉 協 議 会	1 要配慮者対策等の地域の防災対策への協力 2 災害時の福祉施設の人材の斡旋 3 災害ボランティア 4 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
株 高 知 新 聞 社	1 県民に対する防災知識の普及 2 災害時における広報活動 3 生活情報、安否情報の提供
(一社)高知県 歯 科 医 師 会	1 災害時における歯科医療救護活動 2 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した救急医療活動
(公社)高知県 薬 剤 師 会	1 災害時における薬剤師の派遣 2 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び救急医療情報センターと協力した救急医療活動

第7章 住民、事業所の責務

第1節 住民

自らの命は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚をもち、平常時より防災訓練に積極的に参加し、災害に対する備えを心がけ、家庭内において十分話し合いを行うとともに、災害発生時には要配慮者とともに早めに避難を行います。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力に努めます。

また、7日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄に努めます。

第2節 事業所

事業所は、災害時に果たす役割を充分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、設備の安全性確保、消火・救出救助等に係る資機材の整備、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先との取引の確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等防災活動の推進に努めます。また、国・県及び町が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

【災害時に果たす役割】

- 1 従業員や利用者の安全確保
- 2 事業の継続
- 3 地域への貢献・地域との共生
- 4 二次災害の防止

※BCP（business continuity plan）事業継続計画

企業が災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定する行動計画

第8章 地震防災上緊急に整備すべき施設等

南海トラフを震源とする巨大地震から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等は、地震防災対策特別措置法（平成7年（1995年）法律第111号）に基づき、計画的に整備を図ります。

なお、町有施設の耐震化は、今後、検討のうえ、整備計画をたて、整備を図ります。

- 1 緊急避難場所、避難所、避難路
- 2 消防用施設
- 3 消防活動を確保するための道路
- 4 緊急輸送を確保するために必要な道路
- 5 地震防災上改築又は補強を要する医療機関
- 6 地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設
- 7 5から6までに掲げるもののほか、地震防災上改築又は補強を要する公共施設
- 8 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- 9 地域防災拠点施設
- 10 防災行政無線設備
- 11 地震災害時における飲料水、電源確保のための設備等
- 12 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 13 地震災害時における応急救護設備又は資機材
- 14 広域的な防災拠点施設、後方支援活動拠点施設

第2編 一般対策編

第 1 部 予防対策

第1章 災害に強い生活のあり方

第1節 防災のまちづくり

本町全体が甚大な被害に見舞われたとき、被害を最小限に食い止めるには、災害に強い地域構造を備えもつことが必要です。

防災を特別なこととせず、施設整備に防災の視点を組み込む等、被害の軽減を図る防災のまちづくりに向けた対策を進めます。

1 風水害を予防する施設整備

県と協力し、治山、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を促進します。その場合は、災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにします。

2 ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業所は、風水害に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生後、早期復旧可能な体制を構築します。

3 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を貯蔵、取扱いをする危険物施設等災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設に対し、安全性の確保を要請します。

4 再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギーは枯渇のおそれがなく、災害時にも発電が可能なことから、再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、一般住宅や事業所、防災拠点施設等への導入促進を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

5 災害応急対策等への備え

- (1) 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図ります。
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難所、備蓄倉庫、防災拠点施設、後方支援拠点となる道の駅整備など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用、必要な施設整備を推進します。
- (3) 事業所等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めます。
- (4) 事業所に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど、事業所のノウハウや能力等の活用に努めます。

6 道路施設対策

(1) 道路の点検・整備

災害時の避難や応急対策には、活動を支える道路の確保が不可欠です。

各道路管理者が定期的に路欠、法面崩壊等の危険箇所の点検を行い、補強等の対策工事の必要な箇所は、緊急度の高いものから順次対策事業を実施します。

(2) 橋梁・トンネルの点検・整備

道路施設のうち、橋梁・トンネルは被災した場合、交通に大きな影響を及ぼすことから、基準に適合する構造とする必要があります。

補強等の対策が必要な橋梁・トンネルは、緊急度の高いものから順次対策事業を実施します。

第2節 災害に強い土地利用の推進

本町の各地区に対し、危険箇所を点検し、居住環境の改善を行うことにより、防災能力の向上に努めます。

1 公園、広場等の整備対策

公園、広場等は災害時の緊急避難場所、消防活動等の拠点として果たす役割が大きく、計画的な整備に努めます。

2 防災上重要な施設の浸水対策

不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する施設の安全性の確保に配慮するよう努めます。

3 土地利用に関する規制、誘導

町の街並み形成の誘導・建築の制限等により安全な土地利用に努めます。

(1) 災害危険区域等の宅地化の抑制

土砂の流出の防止に向け適正な規制と誘導を行い、計画的な土地利用に努めます。

(2) 保安林等の指定

人家、公共施設等保全対象の多い危険箇所を優先に保安林又は保安施設地区に指定を行い、立木の伐採や土地の形質の変更の規制に努めます。

(3) 地域の危険性の周知

防災マップ等を活用し、地域住民に周知します。

第3節 土砂災害予防対策

本町は、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流の危険箇所が多く、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、さらなる危険箇所の把握と災害の事前防止対策に努めることが重要です。

1 土石流対策（堰堤工、流路工、山腹工）

土石流危険渓流とは、土石流危険渓流及び危険区域調査等により、土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても、官公署、学校、病院、旅館等のある場所を含む。）に被害を生ずるおそれがあるとされる渓流です。

県と協力し、土石流危険渓流等の土石流防止の工事を実施します。

2 地すべり対策（排水ボーリング、水路工、トンネル工、擁壁工等）

地すべり危険箇所とは、比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層など滑りやすい面が地下水の影響などでゆっくりと動き出す現象を地すべりといい、このような被害が生じる恐れのある箇所をいいます。

県と協力し、地すべり危険箇所において、地すべり防止の対策を実施します。

3 急傾斜地崩壊対策（擁壁工、排土工、排水路工、流未処理工等）

急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜度30度以上、高さ5メートル以上のもので、その崩壊により人家5戸以上あるいは5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等の建物に著しい被害を及ぼすおそれのある地域です。

県と協力し、土砂災害警戒区域等において、斜面崩壊から人命を守るための工事を実施します。

4 土砂災害（特別）警戒区域

町は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について住民等への周知に努めます（土砂災害警戒区域等については高知県URL参照）。また、土砂災害警戒情報の活用、警戒避難体制の確立や情報伝達の整備を図ります。

5 危険箇所の周知

防災マップ等を充実し、広報等で災害危険箇所の周知に努め、住民の自主的な防災対策を支援します。

6 防災パトロールの実施

土砂災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるため、事前措置として平常時から危険箇所の把握と、防災パトロールを強化します。

7 監視に係る注意事項

- (1) 地下水の谷にあたる部分に位置するがけは、降雨量及び降雨後の数日は嚴重に注意を要します。湧水箇所は、がけ崩れ、山崩れが起こりやすく注意が必要です。
- (2) 山腹からの地下水湧出に変化があったときは、嚴重に警戒します。
- (3) 大雨などにより、災害の発生するおそれがあるときは、直ちに関係住民等に伝達し、警戒体制をとらせます。

8 土地利用・開発における指導・助言

土地の利用と保全において、無秩序な土地開発の防止に努め、開発者に対しては適切な指導・助言を行います。

9 情報の収集・伝達体制の充実

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報及び予警報については、高知県地方気象台及び高知県からの連絡、消防団や住民等の情報を迅速に収集します。また、住民等に情報が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、IP告知端末、Lアラート、広報車、電話、メール、FAX、消防団による戸別伝達等で迅速に伝達するとともに、住民に伝達手段をあらかじめ周知します。また、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域内にある場合の土砂災害警戒情報等の伝達は、電話、メール、FAX、広報車、防災行政無線、IP告知端末、Lアラート等の手段を複数組み合わせ実施します。

第4節 山地災害・農地災害予防対策

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等による山地における災害と、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するための施設を整備します。

1 山地災害

台風及び集中豪雨による異常出水に際し、流出量の調整、保安林の乱伐や無計画な開発防止に向けた指導を行います。

- (1) 荒廃危険地に対する復旧、予防対策の推進
- (2) 山地治山事業等の推進
- (3) 水源かん養機能等の向上

2 農地災害

規模が大きい地すべりや、湛水、また、農地の侵食及び崩壊のおそれがある地域において、用排水路等の農地防災施設の整備を推進します。

3 林地災害

林道上の崩壊危険箇所、落石危険箇所等の位置と危険度を把握し、標識等で指し示し、注意を喚起します。

また、落下するおそれのある浮石の除去や崩壊危険箇所への必要な対策を実施するとともに、小規模な被災箇所は、放置することなく早急な回復を図るよう努めます。

第5節 風水害予防対策

危険箇所の早期発見など災害の発生を未然に防ぐ活動体制を確立します。

1 水害の予防措置

- (1) 河川の維持管理
 - ア 危険箇所の早期発見
 - イ 河川の不法使用等の取締り
 - ウ 危険と認められた箇所の早急な応急対策の実施、必要に応じた修復

(2) 道路の維持管理

道路の崩壊等による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携のもとで、適切な道路管理に努めます。

2 土砂災害の予防措置

土砂災害（特別）警戒区域や土砂災害危険箇所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努めます。

第6節 ライフライン等予防対策

災害に強いまちづくりを推し進めるには、経済活動や住民の日常生活を支える社会的な基盤が災害時においても、その機能を発揮できるよう防災性を高め、災害による混乱を最小限にとどめる必要があります。

1 電力

電力施設の災害予防は、四国電力株式会社及び四国電力送配電株式会社が実施します。

- (1) 電力供給設備の機能を維持するため、点検・整備を実施するとともに、平時から災害を考慮した対策に努めます。
- (2) 災害の未然防止と早期復旧を図るための防災体制の整備に努めます。
- (3) 病院、防災拠点等重要施設の復旧について、計画を策定します。
- (4) 災害復旧用資機材の確保・整備を図ります。
- (5) 平時から、感電の防止等災害発生時の電気安全の確保について、広報活動を行います。

2 ガス

ガス施設の災害予防は、ガス会社又はガス取扱店が実施します。

- (1) LPガス容器について、流出及び転倒防止措置及びガス漏えい防止措置の実施
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備

3 上水道

上水道施設の災害予防は、町及び管理組合が実施します。

- (1) 平常時の点検整備
- (2) 管路の多重化等によるバックアップ体制
- (3) 被災状況を迅速かつ的確に把握するための体制、システムの整備
- (4) 災害時に必要な応急給水に使用する給水車、給水タンク、その他資機材等の整備
- (5) 施設、設備等の管理図書の分散、整備

4 下水道

下水道施設の災害予防は、町及び管理組合が実施します。

- (1) 特に重要な管路は、バックアップ機能の検討と導入（施設の複数化や雨水管きよの活用等）
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備
- (3) 災害時に必要な応急復旧資機材の備蓄、輸送体制の確保
- (4) 施設、設備等の管理図書の分散、保管

5 通信

通信施設の災害予防は、通信会社が実施します。

- (1) 通信施設の建設に際し、災害を考慮した対策と、主要な伝送路の多重化
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備
- (3) 災害時に必要な応急復旧資機材の備蓄、整備をし、輸送体制の確保
- (4) 施設、設備等の管理図書の分散、整備

第7節 火災予防対策

地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、自主防災組織の育成を図る。また、建築物の不燃化の促進を図ります。

1 地域や職場における消火・避難訓練、自主防災組織の育成

自主防災組織等の育成を図るとともに、家庭や職場における火災の防止、初期消火、避難・誘導について、講習会や訓練を行い、火災予防に努めます。

2 建築物の不燃化の促進

建築物の不燃化を促進します。

第2章 地域防災力の育成

第1節 防災知識の日常化・地域防災力の育成

防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進することで、町全体の防災力の向上を図ります。

1 防災教育の実施

(1) 町職員への防災教育

災害時、防災事務又は業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力の養成、防災上必要な知識、技能の習得を徹底し、防災行動力の向上を図ります。

(2) 学校、梶原こども園における防災教育

学校教育の中で防災教育を推進し、防災知識の普及啓発を促します。また、地域の関係機関と連携した実践的な避難訓練の実施や、地域と一体となった防災訓練の実施等により、防災対応能力の向上を図ります。

(3) 社会教育における防災教育

社会教育の一環として、防災に関連する講座、体験型学習、見学等を行います。

2 災害教訓の伝承

(1) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めます。

(2) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとし、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めます。

3 危険物を有する施設等における防災研修

危険物を有する施設等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進します。

4 防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進します。

5 地区防災計画の周知

自助、共助による自発的な防災活動を促進し、住民主導により地域の防災力を高めるため、地区防災計画の作成手続を住民に周知します。

6 防災に関する広報の実施

住民に対し時期に応じて、広報紙、町ホームページ等により、梶原町地域防災計画の概要、災害気象の知識、災害時の心得、初歩的な防災に関する技術・知識等について広報を行い、理解と認識を高めるよう努めます。

広報内容

(知 識)	1 各機関の実施する防災対策 2 災害の基礎知識 3 地域の災害特性・危険場所
(災害への備え)	1 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、避難経路等の確認 2 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 3 防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加 4 7日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等物資の備蓄 5 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 6 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発表時にとるべき行動、避難所での行動の確認 7 災害時の家族内の連絡体制の確認 8 自動車へのこまめな満タン給油
(災害時の行動)	1 身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法 2 要配慮者への支援、配慮 3 情報の収集方法 4 生活再建のための被災状況の記録

第2節 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関相互の連携・連絡体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため、各種の防災訓練を実施します。

また、住民が地域で行う避難訓練等を支援します。

1 訓練実施にあたっての留意事項

(1) 訓練種目の選定

実践的な訓練種目を選定します。

(2) 応急対策計画の検証

可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証します。

2 訓練の種類

(1) 総合防災訓練

防災関係機関、学校、榑原こども園、事業所、自主防災組織、ボランティア、地域住民等の地域と連携して総合防災訓練を実施します。

(2) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに必要に応じて防災関係機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施します。

(3) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練に努めます。

(4) 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練等を実施します。

(5) 広域応援協定等に基づく合同防災訓練

広域応援協定等に基づき近隣の市町村と合同で防災訓練を実施し、広域応援要請に伴う連絡体制等の検証に努めます。

(6) 図上訓練

組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう、図上訓練、計画立案を行います。

(7) 自主防災組織等の住民が実施する訓練

自主防災組織が地域において実施する避難等の訓練を支援します。

(8) 要配慮者の避難誘導訓練

要配慮者の避難誘導に関する防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努めます。また、自主防災組織、事業所、地域住民等とも連携した訓練となるよう努めます。

(9) 複合災害を想定した訓練

地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めます。

(10) 土砂災害を想定した訓練

土砂災害発に関する避難訓練は、毎年一回以上実施します。避難訓練にあたっては関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難場所開設等を行うなど実践的な避難訓練となるよう努めます。また、自主防災組織や防災関係機関と連携し、訓練の指導及び支援を行うなど住民が主体となった避難訓練となるように努めます。

3 訓練の評価

訓練終了後には、訓練成果をとりまとめ、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。

4 防災訓練の際の交通規制

防災訓練の効率的な運営を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、道路における歩行者、車両の通行の禁止、又は制限を警察に要請します。

第3節 自主的な防災活動への支援

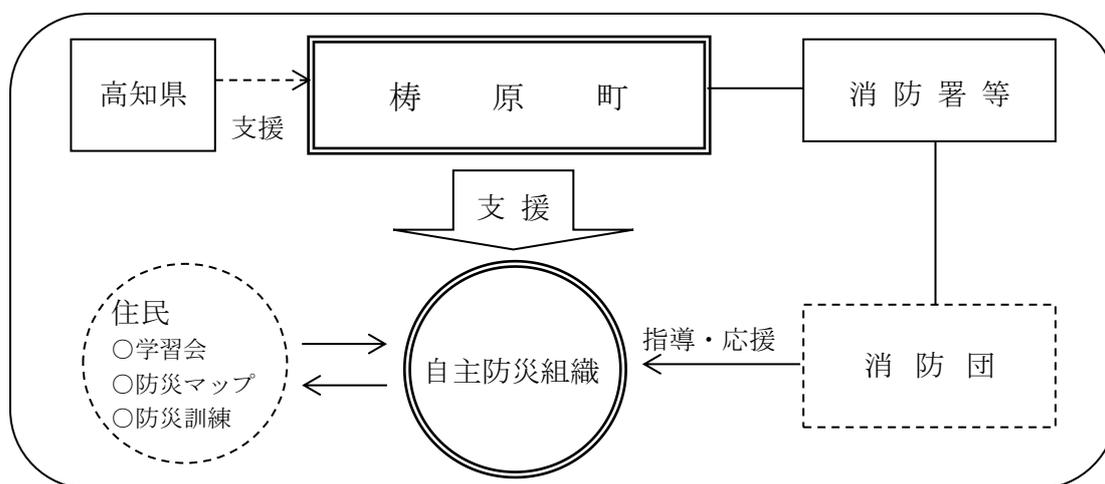
災害から命を守るためには、住民が自らの命を自らで守る行動をすることが重要となります。地域での自主的な防災活動への支援を行います。

1 自主防災組織の育成

災害時における災害応急活動は、防災関係機関はもとより、住民の協力がなければ万全を期すことは困難です。このため、地区活動等に自主防災思想の浸透を促進し、住民の連帯感に支えられた自主防災組織の育成を図ります。

この際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努めます。

「みんなで備える防災総合補助事業」イメージ図



2 自主防災活動のリーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる者を対象とし、研修を実施します。

3 自主防災組織の育成手法

- (1) 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
- (2) 自主防災組織の必要性についての広報
- (3) 防災訓練、研修会等の実施への支援
- (4) 啓発資料の作成
- (5) 地域防災施設の整備支援

4 自主防災組織の役割と活動内容

(1) 自主防災組織の役割

- ア 地域で起きる災害について正しい知識を広める取組
- イ 災害発生時に安全に避難する取組
- ウ 要配慮者への支援

(2) 自主防災組織の活動

ア 平常時の活動

- (ア) 災害に関する知識の普及
- (イ) 地域における危険箇所の把握と周知
- (ウ) 地域における防災施設(消防水利、緊急避難場所、避難所等)の把握と周知
- (エ) 防災訓練の実施
- (オ) 要配慮者の把握
- (カ) 家庭における防災点検の実施
- (キ) 情報収集・伝達体制の確認
- (ク) 物資(防災資機材、非常食、医薬品等)の備蓄・点検

イ 災害時の活動

- (ア) 集団避難、要配慮者の避難誘導
- (イ) 地域住民の安否確認
- (ウ) 救出・救護の実施
- (エ) 初期消火活動
- (オ) 情報の収集・伝達
- (カ) 給食・給水の実施及び協力
- (キ) 避難所の運営に対する協力

5 自主防災組織と消防団の連携

自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域の防災体制の充実・強化を図ります。

第4節 事業者による自主防災体制の整備

事業者は、災害時に利用者の安全を確保するなど、社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努めます。

事業者が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を進めます。

1 災害時に事業所が果たす役割

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- (3) 事業の継続
- (4) 二次災害の防止

2 事業者の自衛防災組織の防災活動

- (1) 平常時の自衛防災組織の活動
 - ア 防災訓練の実施
 - イ 施設及び設備等の整備
 - ウ 従業員等の防災教育の実施
 - エ 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
 - オ 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
- (2) 災害時の自衛防災組織の活動
 - ア 情報の収集伝達
 - イ 避難誘導
 - ウ 救出救護
 - エ 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

第5節 要配慮者対策

災害発生時には、高齢者や障害者、乳幼児など、危険の察知や迅速な行動が困難な者への特別な配慮が必要であり、「要配慮者避難支援プラン（全体計画）」及び「避難行動要支援者名簿」を作成して、災害に備えた要配慮者に関する情報共有、災害時の確実な避難情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制の整備を進めるとともに、必要な者には個別計画を作成してきめ細かく対応します。

1 定義

(1) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者を要配慮者とし、その範囲は、本町に居住又は滞留し、次のいずれかに該当する者とします。ただし、家族等の支援により避難に支障がないものは、この限りではありません。

- ア 75歳以上の者のみの世帯
- イ 独居高齢者で要介護認定が要支援1以上の者
- ウ 要介護認定で要介護3以上の者
- エ 身体障害者のうち身体障害者手帳を有する者で障害の程度が1級及び2級の者
- オ 知的障害者のうち療育手帳を有する者で障害の程度がA及びBの者
- カ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で障害程度が1級及び2級の者
- キ 妊産婦及び乳幼児
- ク 日本に不慣れな外国人
- ケ 特別な在宅医療を受けている者
- コ その他避難支援が必要な者

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが時に必要とする者を避難行動要支援者とし、その範囲は本町に移住又は滞留し、次のいずれかに該当する者とします。

- ア 要介護認定で要介護3以上の者
- イ 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する身体障害者（心臓・じん臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- ウ 療養手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 上記以外で自主防災組織等が支援の必要を認めた者

(3) 避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難行動要支援者の支援を担う組織で町、消防、警察、民生・児童委員、梶原町社会福祉協議会、消防団、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいいます。

2 「避難行動要支援者名簿」の作成・運用

避難行動要支援者に該当する者を的確に把握するとともに、「避難行動要支援者名簿」を作成し、随時情報の更新を行い、名簿情報の適切な管理に努めます。

(1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

「避難行動要支援者名簿」を作成するにあたっては、避難行動要支援者に該当する者について作成の同意を得て、下記の個人情報を入手する必要があります。

このため、町で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、民生・児童委員等の福祉関係者、梶原町社会福祉協議会、地域包括支援センター等の組織・団体と連携して広く必要な情報を収集するほか、町で把握していない難病患者に係る情報等を高知県健康対策課より収集します。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 情報の更新

要配慮者の状況は、日々変化していくことから、定期的に避難行動要支援者を把握する調査を実施し、名簿情報の修正（住所変更、自力避難の可否、避難支援等関係者の有無等）及び名簿対象者の新規追加・削除（本人の死亡、転出入、新たな要介護認定や障害認定、社会福祉施設等への長期間入所等）を行い、定期的に新しい情報に更新し管理しておきます。

3 避難支援等関係者間における情報共有

警察、消防、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に対し、あらかじめ名簿情報を提供しておくものとします。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではありません。

なお、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意なく避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者やその他の者に対し、名簿情報を提供することができます。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しません。

4 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることの十分な説明を行うとともに、必要以上の情報を提供しないなど、避難行動要支援者の個人情報が無用に共有、利用されないよう適切な措置を講じます。

5 「要配慮者避難支援プラン（全体計画）」の策定

要配慮者を支援するための基本方針、防災関係機関における役割分担、「避難行動要支援者名簿」及び個別計画の作成、避難・誘導の方法、訓練の実施その他の支援体制を盛り込んだ「要配慮者避難支援プラン（全体計画）」を策定します。

6 「避難行動要支援者個別計画」の作成

「避難行動要支援者名簿」の登録者のうち、特に避難時に支援が必要な者を対象として、民生委員や自主防災組織などの地域住民の協力を得て、避難行動要支援者一人ひとりの情報伝達、救助・避難誘導の方法を具体的に記した「避難行動要支援者個別計画」を作成し、災害時の円滑な支援に備えます。

なお、当該個別計画は、原則として本人及び家族の希望又は同意により作成される計画とします。

7 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等

地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練の実施などについて支援します。

8 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することを原則とします。

そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者とその家族に説明し理解を得ておきます。

9 円滑に避難を実施するための情報伝達の配慮

災害発生時や発生のおそれがある時に、電話、メール、FAX、広報車、防災行政無線等の手段により、避難準備情報等の緊急情報を提供します。また、避難準備情報等が要配慮者に確実に届くように情報伝達手段を複数組み合わせるなど、情報伝達体制の整備を推進します。

10 社会福祉施設における防災対策の推進

社会福祉施設の利用者は、災害時の迅速な避難行動が困難である場合も多いことから、施設管理者が、資機材等要配慮者に配慮した防災設備等の整備、施設入所者の避難対策等の災害対策が講じられるよう指導・支援に努めます。

11 福祉避難所の指定及び拡充

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、要配慮者用の避難所（福祉避難所）を開設し、必要なスタッフを確保します。

また、福祉避難所へ避難する必要がある要配慮者数を適切に把握し、その数に応じた福祉避難所の整備を進めるとともに、緊急時に病院等との連絡が取れるよう、福祉避難所における通信・伝達設備の充実に努めます。

第6節 消防団を中心とした地域の防災体制

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備と安全性の向上を図り、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進めます。

1 体制整備

青年層の消防団への入団を促進するなど、消防団員の確保を図ります。

2 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量向上に努めます。

3 環境整備

(1) 消防団の施設・整備

消防団の施設・装備を充実し活動環境の整備に努めます。

(2) 消防団員

被雇用者の消防団員が勤務時間中の災害出動等に関して、事業所の理解・協力が得られるよう努めます。

4 住民に対する消防団活動の周知

町の広報誌等を活用し、消防団活動の周知を図ります。

5 自主防災組織等との連携

消防団は、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たすよう努めます。

第7節 自発的な支援への環境整備

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合があります。そうした場合には、被災していない者やボランティア等の自発的な支援が被災した者の大きな助けとなります。こうしたボランティア等の自発的な支援が円滑に実施されるよう環境整備を進めます。

1 関係者相互の連携の強化

梶原町社会福祉協議会、梶原町自主防災会、行政等災害発生時に連携する必要のある関係者で、災害発生時の役割分担等応急対策事項に関して、定期的な協議を行います。

2 自発的な支援を担う人材の育成

ボランティアリーダーやボランティアコーディネーター等、自発的な支援を担う人材の育成を行います。

3 ボランティアの受入れと活動支援

災害発生時に設置する「災害ボランティアセンター」の体制を整備します。

ボランティア活動支援本部

(1) 組織員

町、県、日本赤十字社高知県支部、社会福祉協議会、ボランティアの構成員等

(2) 活動内容

町及び県災害対策本部と連携し、次の活動をします。

- ア ボランティアの要請、受入れ、登録
- イ ボランティアに対するニーズの把握
- ウ ボランティアに対する情報提供
- エ 活動の調整、指示
- オ 活動に必要な物資の確保と配布

4 ボランティアの活動拠点

梶原町社会福祉協議会は、災害時に備え次の計画をつくります。

- (1) ボランティア活動のための拠点の斡旋又は提供
- (2) 必要な資機材の貸出し

第8節 文教予防対策

幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図り、学校、梶原こども園、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物（以下「文教施設等」という。）及び設備を災害から防護するための必要な整備を図ります。

1 防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平常時から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図ります。

児童生徒等が役割を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先します。

2 防災上必要な教育の実施

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平常時から必要な教育を実施します。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災に対する心得及び知識の普及を図るため、学校等において、防災上必要な教育を行います。

防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級指導（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう計画します。

(2) 関係職員の専門的知識の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研修会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の向上を図ります。

3 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の向上を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとれるよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施します。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設、設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法について計画を作成し、その周知徹底を図ります。計画策定に際しては、関係機関との連絡を密にして、専門的立場からの指導、助言を受けます。

(2) 学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会、生徒会等の活動と連携を図り、十分な効果をあげるよう努めます。

(3) 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ、計画の修正、整備を図ります。

4 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を作成し、平常時から児童生徒等及び保護者への徹底を図ります。

（1）通学路の危険個所の把握

ア 通学路について、須崎警察署、須崎土木事務所、高幡消防組合等関係機関及び地元関係者と連携を図り、通学路の様々な状況における危険箇所をあらかじめ点検し把握します。

イ 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておきます。

ウ 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておきます。

（2）登下校の安全指導

ア 異常気象時の児童生徒等の登下校について、学校危機管理マニュアルで確認します。

イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図ります。

ウ 登下校時における危険を回避できるよう児童生徒等に対して、具体的な注意事項をあげて指導します。

（3）児童生徒等の引渡しのルール

学校等は、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めます。

5 文教施設等の点検及び整備

文教施設等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、耐震診断を実施し危険箇所あるいは補強・補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図ります。

また、災害時の設備等の補強など、防災活動に必要な資機材等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い、計画的に整備します。

第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

第1節 防災施設の限界と避難開始の時期

災害に対する防災施設の限界と、限界を超えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進めます。

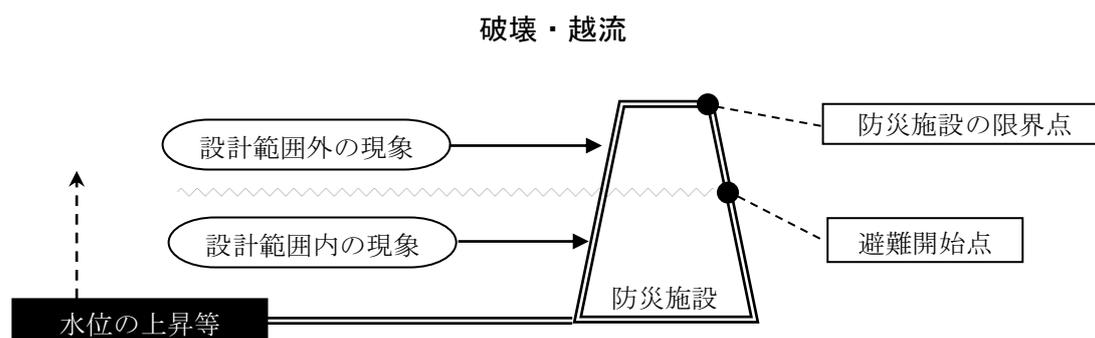
1 防災施設の限界点

(1) 防災施設の限界点

防災施設の設計範囲を越える現象が起き、災害発生の危険が高まる極限点を「防災施設の限界点」と設定します。

(2) 避難開始点

防災施設の限界点に達する手前の段階で設定します。



2 被害の及ぶ範囲

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにするように努めます。

3 避難開始基準

(1) 避難開始基準の設定

防災施設の管理者は、避難開始の点を設定するよう努めます。

土砂災害防止施設	警戒避難基準雨量の設定
河川堤防等	避難判断基準水位の設定
道 路	道路状況に応じて交通規制開始雨量の設定

(2) 避難開始の時期が分かりやすい表現

防災施設の管理者は、雨量や水位等を使って、住民にも分かりやすい表現で避難開始の時期を示します。

第2節 危険性の周知

防災施設の危険性に関する情報について、平常時と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示します。

1 事前の周知

防災マップ等を活用し、危険性に関する情報を、対象となる地域の住民に周知します。

2 緊急時の情報提供

災害の発生、又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測されるときは、住民や防災関係機関に通知します。

第3節 避難を可能にするサインの整備

平常時と緊急時に避難開始時期等を知らせるサインの整備を進めます。

1 平常時から危険性を知らせるサイン

(1) サインの種類

- ア 標識
- イ 避難開始時期を印した水位表示板等の標識
- ウ ハザードマップ等啓発用資料

(2) サインに含めるべき内容

- ア 危険性があることの警告
- イ 災害に関する知識
- ウ 避難開始の時期
- エ 被害の及ぶ範囲

2 緊急避難場所、避難所等を知らせるサイン

(1) サインの種類

- ア 緊急避難場所、避難所等を示す標識
- イ 避難誘導標識
- ウ 夜間に発光する誘導灯や表示板

(2) サインに含めるべき内容

- ア 緊急避難場所、避難所等の所在地・名称
- イ 避難路

3 避難の開始を知らせるサイン

(1) サインの種類

- ア 防災行政無線から通知する情報
- イ 住民が避難開始時期を読みとれる水位表示板等の標識

(2) サインに含めるべき内容

- ア 避難開始時期の到来
- イ 安全な避難の実施に必要な事項

第4節 自主的な避難

住民は、災害から安全に避難できるよう、避難開始のサインづくりや避難方法の検討に取り組みます。

1 避難方法についての話し合い

(1) 取組

住民は、自主防災組織の取組等を通じ、次のような取組を進めます。

- ア 地域の災害についての正しい知識の取得
- イ 地域の危険箇所の調査
- ウ 指定避難所の検討
- エ 避難路の検討
- オ 要配慮者と一緒に避難する計画づくり

(2) 参画

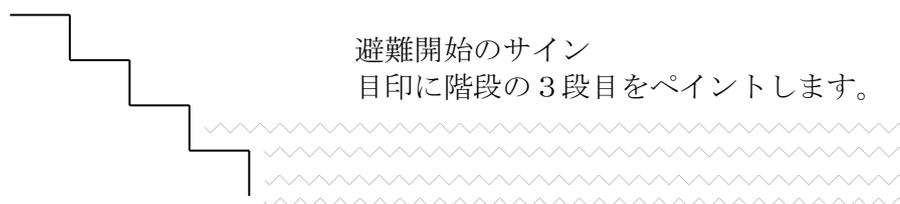
住民は、町の避難誘導計画づくりに参画します。

2 避難開始のサインづくり

避難開始のサインとは

- 観測機器の整備を進めているが、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民の方がはるかに早く、正確に危険を察知することができます。
- 住民が、自らの経験等から決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難する取組を進めます。

(例) 避難開始のサイン「〇〇川の階段の上から3段目が浸かったら」



(1) サインづくり

住民は、自主防災組織の取組等を通じ、避難開始のサインづくりを進めます。

- ア 過去に実際に起きた災害の体験等から住民同士で話し合っ避難開始のサインをつくります。
 - (ア) 過去の洪水の浸水位、雨量
 - (イ) 土砂災害が起きたときの雨量
 - (ウ) 災害の前兆現象（沢の濁りや落石等）

(エ) 防災関係機関の助言

- ・河川等施設管理者の助言
- ・防災関係機関の調査
- ・気象警報
- ・土砂災害警戒情報
- ・ハザードマップ等の広報資料

イ 避難開始のサインは、地域に周知します。

ウ 災害時に確認するための「サイン」を、水路等に取り付けます。

(2) サインづくりの支援

町及び防災施設の管理者は、住民のサインづくりを支援します。

ア 避難開始のサインの設定に対する助言

イ 「サイン」取付けへの協力

第5節 避難対策

円滑かつ迅速な避難を実施するための体制を整備します。

1 住民との話し合い

(1) 地域の危険性の周知

防災マップ等を活用し、地域住民に周知します。

(2) 避難所等の選定

住民の意見を反映して避難所等の選定を行います。

ア 避難所等

イ 避難路

ウ 住民等への連絡方法

エ その他必要事項

2 避難誘導體制の整備

(1) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

自主防災組織等の協力を得るなどして、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努めます。

(2) 警戒を呼びかける広報活動

災害の種類に対応した警戒を呼びかけ、気象警報、土砂災害警戒情報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討します。

(3) 避難指示等の判断基準

避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、情報伝達方法を明確にした避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成に努めます。

なお、避難指示等の発令基準については、水位・雨量等の数値や警報・土砂災害警戒情報等の防災情報を用いた客観的・具体的な基準とします。

(4) 消防団による避難誘導の計画

高幡消防組合と連携し、消防団による住民の避難誘導計画の作成に努めます。

(5) 土砂災害警戒区域

ア 土砂災害警戒区域ごとに、情報伝達、避難、救助の方法その他必要事項を定めるとともに、防災マップ等の配布等により周知します。

イ 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定めます。これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、電話、メール、FAX、防災行政無線等の手段を複数組み合わせ確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めるものとします。また、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実、強化等の対策を講ずる必要があることから、これら

の施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握します。

3 避難訓練の実施

高幡消防組合と連携し住民と消防団による避難訓練を実施します。

4 避難についての広報

避難指示等が発令された場合の行動について、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう日頃から普及啓発を行います。また、土砂災害や土砂災害警戒情報、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識の普及啓発を行うなどの取り組みを行います。

5 ハザードマップの作成及び周知

土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を作成、配布し、インターネットなどにより広く情報提供に努めることとします。

第6節 避難体制の整備

緊急的な避難や長期間の避難に対応できる指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・避難所の整備を進めます。

1 一時的な避難

(1) 避難所

住民が自主的に避難する、地域の集会所などの施設とします。

(2) 避難路の選定

指定緊急避難場所等へ通じる避難路を選定します。

また、避難路の選定基準は、以下のとおりとします。

ア 原則として次のような危険のないところ。

(ア) 土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと。

(イ) 延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと。

(ウ) 耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと。

イ 自動車の交通量になるべく少ないこと。

ウ 指定緊急避難場所等までの複数の道路を確保すること。

エ 避難路は相互に交差しないこと。

オ 避難場所まで複数の道路を確保すること。

上記のような避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すことなど、地域の実情に応じて適切に対応することとします。この結果は、土砂災害ハザードマップに掲載することとします。

(3) 地域住民の参画

指定緊急避難場所や避難路の選定は、地域住民の参画を得て行います。

(4) サインの設置

避難誘導や指定緊急避難場所等のサインの設置を推進します。

ア 指定緊急避難場所等を示すサイン、案内板の設置

イ 指定緊急避難場所等へ誘導するサインの設置

ウ 誘導灯等夜間に確認できるサインの設置

(5) 広域避難体制の整備

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一次滞在が可能となるよう、他の市町村との広域協定締結などにより、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めます。

(6) 事業所や観光施設の避難体制の整備

町内の各事業所及び観光施設が、来客者や従業員、観光客の安全を確保するための避難誘導方法、避難所及び避難路等をあらかじめ定めておくとともに、訓練等によりその実効性を確認しておくよう啓発・支援を行います。

2 長期的な避難

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生し、避難が必要と認められるとき、避難する場所で災害の種類（洪水・土砂災害・地震・大規模火災・原子力災害）ごとに指定します。

(2) 指定避難所

被災者が一定の期間、避難生活ができる施設を指定します。

また、長期的な避難所の選定基準は、以下のとおりとします。

ア 耐震性を有するなど安全な建物であること。

イ 避難者一人あたりの面積が、おおむね3㎡以上であること。

ウ 水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること。

(3) 避難所の運営

避難所の運営方法についてあらかじめ定めておくとともに、避難所の運営マニュアル等の整備に努めます。

ア 避難所の管理運営に関すること。

イ 各避難所との連絡体制の整備に関すること。

ウ 避難住民への支援に関すること。

(4) 施設・設備・機器の整備

避難所については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、必要な資機材等の整備を図ります。

また、孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話、アマチュア無線等の非常時通信手段の確保を図ります。

(5) 福祉避難所等の確保

要配慮者に配慮して、福祉避難所の確保の他、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努めます。

(6) 感染症対策

感染症患者が発生した場合の対応等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めます。

3 応急仮設住宅供給体制の整備

(1) 用地の把握

建設可能な用地を把握しておきます。

(2) 資機材の調達

ア 建設に要する資機材について調達計画を作成します。

イ 関係団体と連携し、供給可能量等を把握します。

4 公営住宅、空家等の把握

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握します。

5 防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知すると同時に訓練を実施して万全を期します。

(1) 学校等

ア 地域の特性等の考慮

避難誘導、指示伝達の方法

イ 集団的に避難させる場合の想定

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

(2) 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法を定めます。

(3) 不特定多数の者の利用する施設

多数の避難者の、集中や混乱に配慮した避難誘導計画を定めます。

第4章 災害に備える体制の確立

第1節 防災活動体制の整備

初動体制や防災関係機関との連携等活動体制の整備を図ります。

1 初動体制の整備

(1) 迅速な初動体制の確立

参集基準を明確にし、迅速な初動体制の確立を図ります。

(2) 訓練の実施

実践的な初動体制確立の訓練を実施します。

2 防災関係機関との連携

災害発生時に協力して応急対応を実施する防災関係機関は、共同訓練や情報交換、協定の締結等日頃から連携した取組を実施します。

3 広域的な応援体制の整備

備蓄する食料や資機材等広域的な調達体制を整備します。

4 業務継続性の確保

初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時に必要となる人員、物資等を想定したうえで、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておきます。

第2節 情報の収集・伝達体制

災害発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。また、住民への情報提供を行います。

1 連絡体制の整備

(1) 連絡体制の明確化

町及び防災関係機関は、相互の情報伝達ルート多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にします。

(2) 窓口の一本化

情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化します。

(3) 夜間・休日の体制

夜間、休日においても対応できる体制を整備します。

2 町の体制整備

(1) 無線の整備

ア 町防災行政無線の整備の充実

イ 消防無線の整備の充実

ウ IP告知端末

エ アマチュア無線

(2) その他整備の充実

ア 独自の防災情報システムの整備の充実

イ 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備の充実

ウ 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備充実

エ 災害情報共有システム（L-A L E R T）の整備充実

オ 上記の手段に加え、緊急速報メールなど多様な情報収集・伝達手段の整備充実

3 通信の確保

(1) 通信手段の防災対策

災害時の通信手段を確保するため次の対策を推進します。

ア 適切な点検整備

イ 耐震性の強化

ウ 停電対策

エ 情報通信施設の危険分散

オ 通信路の多ルート化

カ 無線を活用したバックアップ対策

キ 無線のデジタル化

(2) 非常通信の確保

ア 非常通信体制の整備

イ 有線・無線通信システムの一体的運用

(3) 通信手段の運用・管理及び整備の留意点

ア ネットワークの整備等

(ア) 無線ネットワークの整備・拡充

(イ) 相互接続等によるネットワーク間の連携

(ウ) 衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用

イ 伝送路の多重化及び関連装置の二重化

ウ 無線設備の定期的な総点検

エ 防災関係機関の連携した実践的通信訓練

(ア) 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟

(イ) 通信輻輳及び途絶を想定した通信統制や重要通信の確保

オ 移動通信系の通信輻輳時の混信対策

カ 災害に有効な通信手段

(ア) 携帯電話、衛星携帯電話、自動車電話、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備

(イ) 災害時優先電話の活用

4 住民への情報提供

(1) 防災行政無線

町防災行政無線の整備の充実を図ります。

(2) インターネット

インターネットの活用等多様な広報手段の整備を図ります。

また、携帯端末の緊急速報メール機能を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めます。

(3) 問い合わせ対策

発災から復旧・復興の各時点に応じ、対応方法や必要情報の収集を工夫しながら、住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備します。

(4) 情報提供時の留意点

ア 要配慮者、要配慮者関連施設、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図ります。

イ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、町と避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を図ります。

5 防災関係機関相互の情報の共有化

「高知県総合防災情報システム」により、防災関係機関との情報の共有化を図ります。

また、自らの通信施設が使用不能となった場合には、他の機関の通信施設を利用させてもらう「非常通信」を実施します。

6 非常時における「電話利用自粛ルール」の周知徹底

災害発生直後の電話輻輳（携帯電話含む。）を防止するため、住民に対し、非常時における「留意事項」として、「防災機関への通報で、きわめて緊急を要する場合を除き、電話及び携帯電話の利用は控え、家族・知人の安否確認等には災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板等を活用する」ようPRに努め、その周知徹底を図ります。

7 特設公衆電話の整備

広域停電が発生した場合に、被災者等の通信を確保するため、特設公衆電話の整備充実を推進します。

第3節 防災担当者の人材育成

災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施します。

1 職員に対する防災研修

(1) 研修の内容

- ア 梶原町地域防災計画、各機関の防災業務計画等
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、その他災害の特性についての知識
- エ 過去の災害の事例
- オ その他必要事項

(2) 実施方法

研修会の実施等

2 職員を対象とした防災訓練

(1) 訓練の内容

- ア 総合的な防災訓練
- イ 応急対策を立案するための図上訓練
- ウ 救急救命等必要な実技訓練
- エ その他必要事項

(2) 実施方法

講習会、演習等

第4節 防災関係機関等の連携体制

町及び防災関係機関は、広域的な連携体制の整備を図ります。

1 町、県、自衛隊の連携

(1) 県や自衛隊と協力関係について定めておく等、連携体制の強化を図ります。

- ア 適切な役割分担
- イ 相互の情報連絡体制の充実
- ウ 共同の防災訓練の実施

(2) 県を通じて、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先を徹底します。

2 事業所の連携

事業所等と協定を締結するなどし、事業所のノウハウや能力等を活用します。

第5節 防災中枢機能の確保、充実

防災中枢機能の確保・充実を図ります。また、施設、設備の停電時の利用を可能にします。

1 防災中枢機能の確保、充実

(1) 施設等の整備

- ア 施設、設備の整備及び安全性の確保
- イ 総合防災機能を有する拠点施設の整備

(2) 備蓄及び調達

- ア 適切な備蓄・調達及び輸送体制
- イ 通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保

2 停電時の利用

保有する施設、設備について自家発電施設等の整備を図り、停電時でも利用可能にします。

その際、十分な期間の発電が可能となるような燃料（軽油、ガソリン、LPガスなど）の備蓄に努めます。

3 各種データの整備保存

戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等の整備保存並びにバックアップ体制の整備に努めます。

第5章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 消火・救助・救急対策

被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努めます。

1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成17年（2005年）6月13日消防庁告示第9号）に基づき、消防車両等の消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備等を整備し消防力の充実に努めます。

2 消防水利の確保

（1）消火栓

「消防水利の基準」（昭和39年（1964年）12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置します。

（2）消防水利の多様化

河川等の自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備等、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図ります。

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努めます。

4 消防団の活性化

消防団の活性化は、第2章第6節「消防団を中心とした地域の防災体制」のとおりです。

第2節 災害時医療対策

「栲原町災害時医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう研修会、防災訓練、資機材の整備等を行います。

1 災害医療救護体制の整備

大規模災害時に、「栲原町災害時医療救護計画」を実効あるものにするため、関係者への周知徹底や防災訓練を実施します。

災害医療救護体制とは

災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生したとき、医療の途を失った負傷者に、町及び県が医療機関と連携して医療等を提供します。

1 町

- (1) 直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行います。
- (2) 医療救護所において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行います。
- (3) 救護病院において医療救護所に対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行います。

2 県

- (1) 町で対応できない広域的な医療救護活動を行います。
- (2) 保健医療調整本部、保健医療調整支部を設置し、医療救護活動の総合調整を行います。
- (3) 災害拠点病院において、救護病院で処置が困難な重症患者の処置、収容及び重症患者の広域医療搬送の手配収容を行います。
- (4) 医療従事者の派遣、医薬品等の供給の調整など、町の医療救護活動の支援を行います。

2 医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備

(1) 備蓄

医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めます。

(2) 供給体制の整備

医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備します。

(3) 輸血用血液の供給

輸血用血液に不足を生じた場合、血液センターに供給を要請します。

3 通信体制及び輸送体制の整備

(1) 体制の整備

通信体制や緊急輸送体制の整備に努めます。

(2) 機動力の活用

県及び関係機関と連携し、保有する機動力を効率的に活用します。

(3) 情報の収集伝達体制

県及び関係機関と連携し、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備します。

4 救急医療・広域災害情報システムの整備及び活用

(1) システムの整備

救急医療・広域災害情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行います。

(2) 応援の派遣等

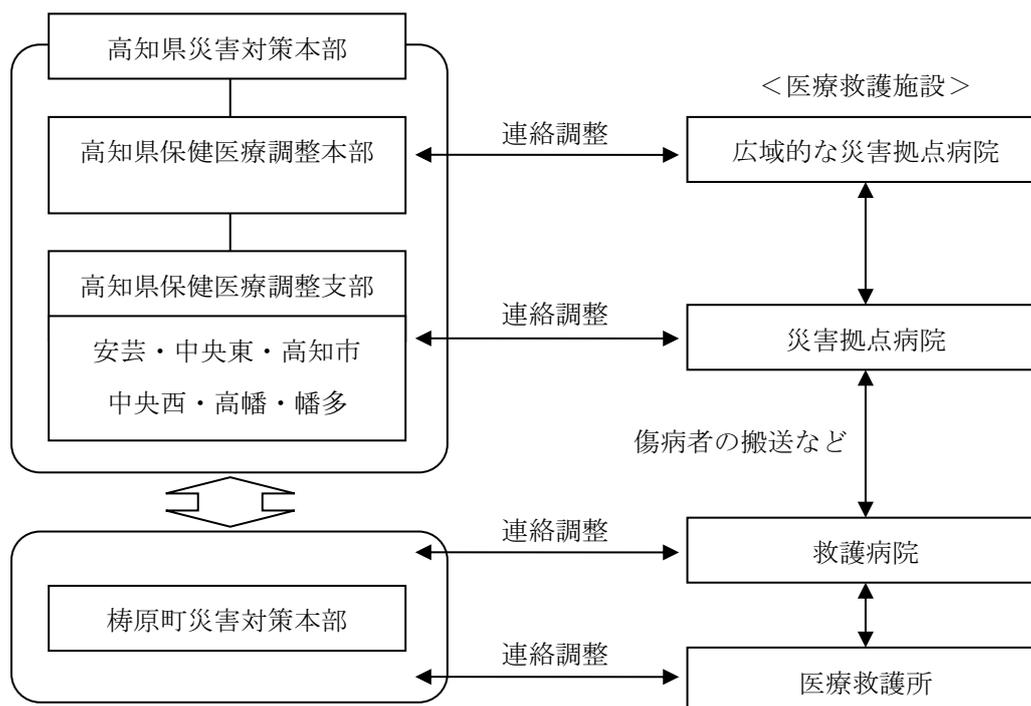
医療施設の診療状況等の情報を救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行います。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）

大災害が発生した場合は、医療需要が地域の医療救護力を超えることが想定され、被害が甚大な地域に派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）からの受援が重要となります。

災害派遣医療チーム（DMAT）が的確に医療救護活動等を行えるよう、ヘリポートや宿泊・滞在場所の確保・整備を進めます。

災害医療救護体制図



第3節 輸送活動対策

災害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想されます。住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策、緊急物資の供給を実施するため、国、県と協力し輸送体制の整備に努めます。

町の各防災拠点をつなぐ道路を緊急輸送道路として指定し、輸送道路の多重化や輸送手段の代替性を考慮し、計画的な道路の整備を推進します。

1 輸送道路の形成

(1) 第三次緊急輸送道路の選定

県が指定する第二次緊急輸送道路と次の施設をつなぐ道路

- ア 町役場
- イ 警察、消防、自衛隊等の救援拠点
- ウ 病院等の医療拠点
- エ 集積拠点地
- オ ヘリポート
- カ 防災拠点

(2) 緊急輸送道路の周知

防災関係機関及び住民に対して、緊急輸送道路の区間、役割、災害時の交通規制、自動車の使用自粛などについて平常時より周知するよう努めます。

(3) 緊急輸送道路の効率的な整備

町は県と協力し、第三次緊急輸送道路における計画的な道路の整備を推進します。

2 輸送拠点の確保

(1) 輸送拠点

物資の仕分けをする輸送拠点を定めます。

(2) 航空輸送の拠点

災害時の臨時ヘリポートの候補地を選定し、整備に努めます。

(3) 輸送拠点の整備

物資の発注方法の統一、輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備に努めます。

3 輸送手段の確保

(1) 応援協定

緊急時において確保できる車両等の確保及び配備体制の整備を図ります。発災後の道路等の障害物の除去、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について必要に応じ応援協定等を締結します。

また、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業所等の参加、物資の輸送拠点における運送事業所等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業所等の施設を活用するための協定締結及び体制整備に努めます。

(2) 陸上輸送

県が締結している一般社団法人高知県トラック協会との協定に基づき、輸送手段の確保に向けて県に支援を要請します。

(3) 航空輸送等

県と連携し、自衛隊と災害時の緊急輸送活動の支援方法について検討します。

4 交通機能の確保

道路管理者は、災害発生時における道路等の機能確保のための体制整備を図ります。

5 緊急通行車両の事前届出制度

輸送協定を締結した事業所等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、事業所等に対して周知を行うとともに、町も事前届出を積極的にするなど、その普及に努めます。

第4節 緊急物資確保対策

災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備するために、計画的に備蓄対策を進めます。あわせて、防災資機材の計画的な整備、耐震性のある備蓄倉庫の整備を図ります。

住民は、発災直後から長期間の避難になることを想定し生活が維持できるようおおむね7日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とします。

1 個人備蓄の推進

防災知識の広報に努め、飲料水、食料の個人備蓄を推進します。

＜一人あたり必要量の目安＞

・飲料水：7日分（21リットル）　・食料　：7日分（21食）

また、必要な方には携帯トイレ、ミルク、生理用品、おむつ、薬などの個人備蓄を推進します。

2 給水体制の整備

（1）応急給水の確保（3日間の供給を可能にします。）

- ア 給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策等）
- イ 応急給水に利用する備蓄水量（配水池、非常用貯水槽等）の確保
- ウ パック水の備蓄
- エ 浄水器の備蓄

（2）供給体制の整備

給水車の配備、給水用資機材の備蓄

3 食料・生活必需品の確保

（1）調達体制の整備

- ア 災害発生時の供給について事業所と協定を結ぶ等調達の体制を整備します。
- イ 生活必需品の確保にあたっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど避難所の環境を十分に考慮するとともに、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した生活必需品の確保に留意します。
- ウ 災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業所等に対し、車両の燃料が半分を切ったら、満タン給油を行うなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行います。

（2）備蓄品目・量の決定

- ア 備蓄品目・量を決定し備蓄に努めます。
- イ 重要物資を選定して確保に努めます。（飲料水、食料、粉ミルク、毛布、衛生用品（おむつ、生理用品）、仮設トイレ 等）

4 備蓄・調達・輸送 体制の整備

(1) 市町村の相互応援

給水等の相互応援等について検討します。

(2) 町

拠点施設への備蓄を進めます。

第5節 消毒・保健衛生体制の整備

災害発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ごみ及びし尿の処理体制について迅速に対応できるように整備を図ります。

1 消毒、保健衛生体制の整備

(1) 体制整備

次の事項について体制を整備します。

- ア 消毒体制
- イ 消毒方法
- ウ 患者の搬送体制
- エ 薬剤及び資機材の整備

(2) 調達

消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達について計画します。

2 ごみ処理体制の整備

(1) ごみの仮置場の確保

ごみの仮置場の選定は土壌への汚染や周辺的环境を考慮します。

(2) ごみ処理と収集

ごみの迅速な処理と収集体制の整備

(3) ごみ処理施設の整備

ごみ処理施設の耐震化を図り、施設復旧に必要な水や電力、その他必要な資機材等を計画的に整備します。

3 し尿処理体制の整備

(1) 仮設トイレ

仮設トイレ等の配置場所と配置数を検討

(2) 回収用車両

回収用車両の調達等支援体制の確保

第 2 部 応急対策

第1章 災害時応急活動

第1節 活動体制の確立

効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図ります。

1 初動体制の確立

大規模災害時に混乱を最小限に抑え、組織として速やかに対応できるよう、災害応急活動に関する、組織体制を定めます。

(1) 初動体制

災害の発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、動員計画により職員を非常招集し、初動の活動体制を整えます。

(2) 配備体制

「5 配備基準及び動員体制」により配備体制をとります。

2 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置及び解散の決定者

災害対策本部の設置及び解散は、町長（本部長）が決定します。

災害対策本部の長は、災害対策本部長として町長（本部長）をあてます。

(2) 町長（本部長）の代行

町長が不在又は連絡不能の場合の職務代行者の順位は、副町長、教育長の順とし、町長及び副町長、教育長が不在又は連絡不能の場合は、梶原町課設置条例（昭和60年条例第10号）第1条に掲げる課、室及びセンターの長の順とします。

(3) 災害対策本部設置の決定

梶原町全域に災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合で町長（本部長）が必要と認めたとき、町長（本部長）は、梶原町災害対策本部を設置します。

原則として、総務課の収集した気象警報等、被害情報等に基づき、総務課長の報告のもとに、町長（本部長）が状況判断をし、決定します。

本部設置に至らない災害にあつては、本部に準じた体制を整え、事態処理にあたります。

(4) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置について、おおむね次の基準に該当するとき、町長（本部長）が設置するものとします。

ア 気象災害の場合

(ア) 大雨、暴風その他の警報若しくは特別警報が発令され、局地的に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合。

(イ) 警報若しくは特別警報の有無にかかわらず、局地的豪雨や大雪により現に災害が発生し、その規模、範囲等の状況から特に、その対策を要するとき。

- イ その他の災害の場合
- (ア) 町内に大規模な地震又は火災が発生し、特にその対策を要するとき。
- (イ) 町内に多数の者の遭難を伴う航空機等の事故、その他の重大な事故が発生し、特にその対策を要するとき。
- (ウ) その他、災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
- (5) 災害対策本部の設置場所
町長（本部長）は、災害対策本部の設置と同時に本部室を梶原町役場防災会議室に置くものとします。
- (6) 災害対策本部の解散基準
町長（本部長）は、町の地域内において災害が発生するおそれが解消したと認められたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められたときは、災害対策本部を解散します。
- (7) 災害対策本部の設置及び解散の公表
災害対策本部を設置及び解散したときは、当該災害対策本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を直ちに公表します。
公表又は通知先、方法及び担当課は、次に掲げるとおりとします。

公表又は通知先	方法	担当課
県知事 (危機管理・防災課)	高知県総合防災情報システム、高知県防災行政無線、一般電話、FAX	総務課
一般住民	町の防災行政無線、IP告知端末	総務課
報道機関	高知県総合防災情報システム、Lアラート、一般電話、FAX	総務課

3 災害対策本部の組織、所掌事務等（資料編参照）

(1) 災害対策本部の組織

災対法第23条の規定に基づく災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員は、次のとおりとします。

- ア 災害対策本部長 町長
- イ 災害対策副本部長 副町長
- ウ 災害対策本部員 教育長、総務課長、まちづくり産業推進課長、保健福祉課長、環境整備課長、森林づくり脱炭素推進課長、会計管理者、生涯学習課長、議会事務局長、梶原病院事務長
- エ その他職員 この計画の定めるところにより、災害対策本部を構成する職員、消防団長、建設協会長、JA支所長、森林組合長、商工会長、四国電力株式会社梶原お客さまセンターをもってあてます。

(2) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元体制を確立するとともに、次に掲げる災害予防の措置及び災害応急対策を実施します。

- ア 異常気象等に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 災害に関する情報の収集に関すること。
- ウ 各種の災害対策の連絡調整に関すること。
- エ 災害に関する広報宣伝に関すること。
- オ 水防活動に関すること。
- カ 消防の活動及び危険物の保安に関すること。
- キ 災害救助その他の民生安定に関すること。
- ク 被災地の清掃、防疫その他保健衛生に関すること。
- ケ 被災農林漁業対策に関すること。
- コ 応急教育に関すること。
- サ 交通及び輸送に関すること。
- シ 公安警備に関すること。
- ス 施設及び整備の応急復旧に関すること。
- セ その他、災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関すること。

(3) 班の設置及び所掌事務

- ア 梶原町災害対策本部組織及び分掌事項によります。(資料編参照)
- イ 梶原町災害対策本部編成表によります。(資料編参照)

4 災害対策本部の運営

(1) 本部の開設

災害対策本部の設置が決定された場合、総務課は、直ちに梶原町役場防災会議室に災害対策本部を開設します。

(2) 標識等

ア 標示板

災害対策本部の標示板を設置します。(資料編参照)

イ 腕章

町長(本部長)、副町長(副本部長)、本部員及びその他の職員が災害活動に従事するときは、腕章をつけます。(資料編参照)

ウ 車両標示板

災害時において使用する災害対策本部の車両には、車両標示板をつけます。(資料編参照)

(3) 本部会議

ア 町長(本部長)は、災害対策本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集します。

イ 本部会議は、町長(本部長)、副町長(副本部長)及び本部員をもって構成します。

ウ 本部会議の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、次に掲げる災害応急対策を実施します。

- (ア) 気象情報等に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (イ) 災害に関する情報の収集に関すること。
- (ウ) 災害対策の連絡調整に関すること。
- (エ) 水防、消防その他緊急措置に関すること。
- (オ) 災害救助その他民生の安定上の措置に関すること。
- (カ) 災害時における応急文教対策に関すること。
- (キ) 災害応急復旧に関すること。
- (ク) 配備体制の決定に関すること。
- (ケ) その他災害予防及び災害応急対策に関すること。

エ 町長（本部長）は、当該本部の所管事項に関し本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務課長に伝え関係者を招集します。

オ 本部会議の庶務は、総務課が担当します。

(4) 応援隊連絡係の設置

自衛隊の派遣を受けたとき、又は他の市町村から応援を受けたときは、当該応援に係る対策の主管部は、部内又は当該応援を受ける現地に「応援隊連絡係」を設置して、応援業務の円滑な実施を図ります。

(5) 災害対策総合連絡本部の設置

町長（本部長）は、他の市町村、自衛隊、県、警察機関等の応援を受けた場合における連絡調整協議等のため関係機関の長又は主要職員を集め、統一的な対策実施の推進を図るため必要に応じて、災害対策総合連絡本部を設置します。

ア 場所

梶原町役場又は必要に応じ被災現場付近の適当な場所

イ 災害対策総合連絡本部を構成する機関

災害対策本部、応援市町村、県、警察、自衛隊その他の防災機関又は企業体等の長及び主要職員

ウ 所掌事項

- (ア) 災害応急対策の統一的な実施の推進を図るための協議、計画の作成及び実施の推進
- (イ) 各関係機関との連絡調整
- (ウ) その他災害応急対策に関する事項

5 配備基準及び動員体制

(1) 防災体制及び配備の基準

配備区分	配備基準	動員体制
第一配備 【準備体制】	1 大雨、暴風その他の注意報が発表され災害の発生が予想される事態の発生まで時間的余裕のある場合 2 その他町長が必要と認めた場合	・防災担当 ・総務課長
第二配備 【警戒体制】	1 大雨、暴風警報が発表され、災害の発生が予想され警戒を必要とする場合 2 その他町長が必要と認めた場合	・町長 ・副町長 ・防災担当 ・総務課長 ・教育長 ・環境整備課長 ・保健福祉課長
第三配備 【災害対策本部設置】 〈判断設置〉	1 大雨、暴風その他の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき、又は軽微な規模の災害が発生し警戒を必要とする場合 2 その他町長が必要と認めた場合	・各課等の長及び必要と認められる人員
第四配備 【災害対策本部設置】	1 大雨、暴風その他の警報若しくは特別警報が発表され、局地的に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合 2 その他町長が必要と認めた場合	・各課等の長、係長及び必要と認められる人員 ・男性職員
第五配備 【災害対策本部設置】	1 大雨、暴風その他の特別警報が発表され、町全域に大災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合 2 その他町長が必要と認めた場合	・全職員

(2) 配備体制の確立

ア 勤務時間内の体制の確立

町長（本部長）より各配備体制が指示された場合、各部長に伝達し直ちに通常の業務を一時停止し、配備体制を確立します。

イ 勤務時間外の体制の確立

宿直員・日直は、配備体制に該当する気象情報が関係機関から通知、又は災害が発生するおそれが生じた場合若しくは災害が発生した場合、総務課長及び防災担当者に連絡します。職員が参集するまでの間、宿直員・日直は住民からの通報による被害情報の収集を行うとともに、消防及び関係防災機関等との連絡調整を担当します。

連絡を受けた職員は、配備基準によりあらかじめ指定されている所定の場所に参集し、配備体制を確立します。

(3) 職員の参集

ア 非常参集義務

職員は、災害に関する動員配備指令を受けたときは、直ちに指定された場所に参集し、任務に服さなければなりません。勤務時間外においても同様とします。

イ 自主参集

勤務時間外において職員は、常に気象情報等に注意し、災害が発生したときは、動員配備の伝達がない場合にあっても、配備基準に従い、自主的に参集するものとします。

ウ 交通途絶時等の参集

勤務時間外の非常参集は、交通途絶時であっても自転車、徒歩等によりあらかじめ指定された場所に集合することを原則とします。災害の状況により指定場所への参集が困難なときは、避難所に参集し、避難所管理者の指示に従って防災活動に従事します。

エ 参集を免除する者

- (ア) 病気、けが等により職務の遂行が困難な者
- (イ) その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者

オ 動員報告

各所属長は、配備指令に基づいて所属の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その動員の状況を把握し、速やかに総務課長に報告します。総務課長は、各所属の報告を整理して町長（本部長）に報告します。

カ 参集時の留意事項

(ア) 緊急措置

参集途上において、人命等に係わる一刻を争う事態に遭遇した場合は、付近住民と協力して救助・救難等の応急対策活動を第一とするとともに、最寄りの防災関係機関へ通報します。

(イ) 被害状況の報告

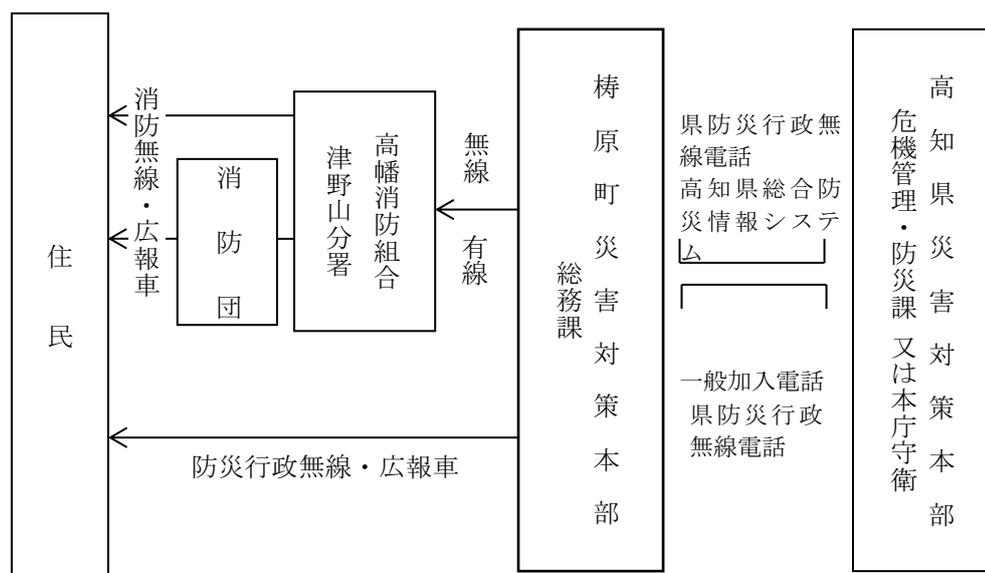
参集途上で知り得た被害状況の情報は、所属長を通じ総務課長へ報告します。

第2節 気象警報等の伝達

災害に関する警報等を住民に迅速かつ正確に伝達する必要があります。

高知地方気象台から発表される気象警報等をあらかじめ定めた伝達系統で防災関係機関及び住民に伝達、周知します。

伝達系統図



第3節 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、町内の被害状況の掌握、警報等の情報は、応急対策を実施するうえで極めて重要となります。町及び防災関係各機関は、相互に緊密な通信連絡を行い、迅速かつ的確な情報の収集連絡を行います。

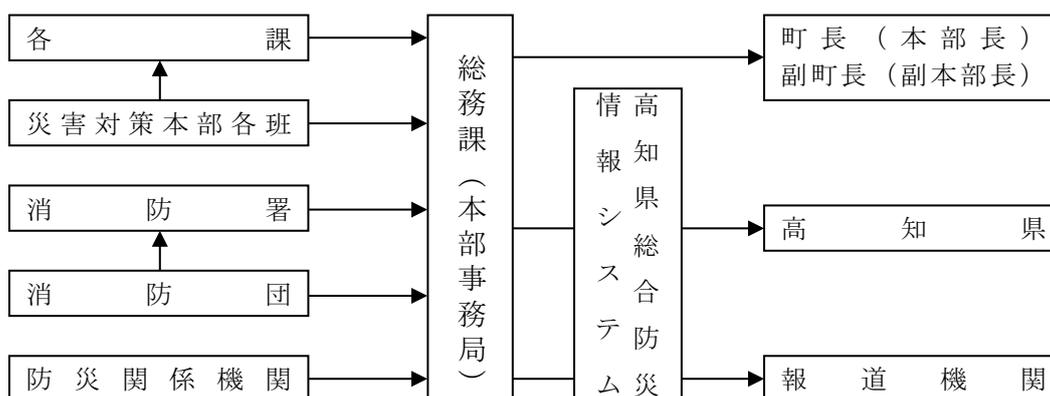
1 情報収集の一元化

被害情報は、各課それぞれに情報総括責任者を配し、一元化に努めます。

情報総括責任者は原則として各課長とし、課長が業務につけないときは代理を配します。

総務課（本部事務局）は、「被害状況調査票」に必要な情報を記載し、町長（本部長）に報告します。

被害情報一元化の流れ



被害状況調査票に記入する項目

災害情報	ア 災害の原因 イ 災害が発生した日時 ウ 災害が発生した区域・場所
被害情報	エ 被害状況 オ 世帯別被害状況等
災害応急対策活動に関する情報	カ 避難指示等の状況 キ 住民等の避難状況 ク 災害に対して既にとった応急措置 ケ 災害に対して今後とろうとする措置 コ 関係機関の防災体制 サ 災害対策に要した費用の概算額 シ その他必要な事項

2 被害調査の実施

各班では、以下の役割分担のもと、速やかに被害調査を実施します。



3 被害状況の報告

町内に被害が発生した場合、町長（本部長）は知事又は県災害対策本部に対し、迅速かつ的確に被害状況の報告を行います。

(1) 町から県への報告

「高知県総合防災情報システム」を優先利用するほか、使用できる通信手段を用います。

(2) 報告の取扱い

ア 被害状況の報告は、次の取扱要領等に基づいて行い、2つの報告は一体的に扱います。

- (ア) 災害報告取扱要領（昭和45年（1970年）4月10日付消防防第246号）
- (イ) 火災・災害等即報要領（昭和59年（1984年）10月15日付消防災第267号）

イ 報告すべき災害の範囲は、次のとおりとします。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 町が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (エ) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると認められるもの
- (カ) その他特に県から報告の指示をされたもの

(3) 報告の区分

ア 即報

報告すべき災害等を覚知したとき、災害発生後30分以内に第一報を報告し、以後判明したもののうちから逐次報告します。

概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに、知事又は県災害対策本部に報告します。その際、次の事項について報告を行います。

- (ア) 発生時期
- (イ) 発生場所
- (ウ) 災害の状況種別
- (エ) 被害の状況
- (オ) 人的被害、住居被害など
- (カ) ライフラインの被害状況
- (キ) 応急対策の状況
- (ク) 応援の必要性
- (ケ) 災害対策本部の設置及び解散
- (コ) 消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況
- (サ) 避難の勧告・指示の状況
- (シ) 避難所の設置状況（自主避難の状況を含む。）
- (ス) 実施した応急対策
- (セ) 災害に対して既にとった措置、及び今後とろうとする措置
- (ソ) 必要とする救助の種類
- (タ) その他参考となる事項
- (チ) その他必要な事項

イ 確定報告

応急対策を終了した後20日以内に県へ報告します。

確定報告のための調査にあたっては、県防災計画に示されている被害調査様式に準じて行い、項目ごとの被害の集計は、それぞれ担当を設けて実施します。

4 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく町長、警察官、施設管理者に通報します。

通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに町長に、また町長は、必要に応じ高知地方気象台、県（危機管理・防災課）及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図ります。

(1) 水害（河川等）

- ア 堤防の亀裂又は欠け・崩れ
- イ 堤防からの溢水等

(2) 土砂災害・山地災害

- ア 山鳴り
- イ 降雨時の川の水位の低下、流れの濁り、流木の混在
- ウ 地面のひびわれ
- エ 沢や井戸水の濁り
- オ 斜面からの水の吹き出し
- カ 湧水の濁り
- キ 湧水の量の変化
- ク がけの亀裂
- ケ 小石の落下等

(3) 異常気象現象

- 竜巻等異常な気象現象等

第4節 通信連絡

災害発生後、通信施設を管理するものは、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行います。

さらに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保します。

1 機能の確認と応急復旧

災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、情報通信設備が被災した場合、迅速な応急復旧に努めます。

2 非常時の通信手段の確保

(1) 有線通信が可能なとき

電話回線の混乱を避けるため、次の通信手段によります。

ア 町防災行政無線を使用します。

イ 災害時優先電話を使用します。

ウ 携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定を行います。

(2) 自機関の電話が利用できないとき

他機関の専用電話を利用します。

(3) 有線通信が途絶し利用できないとき

ア 他機関の有する無線通信施設を利用します。

イ 非常通信の運用（高知県非常通信協議会の協力を得ます。）

(4) 被災現地で活動するとき

移動式防災行政無線を利用します。

3 特設公衆電話の開設

災害により、広域停電が発生した場合、特設公衆電話の開設を行い、被災者等の通信を確保します。

第5節 応援要請

町だけでは十分な応急対応ができないと判断した場合には、災害対策基本法等に基づき、防災関係機関等に速やかに応援の要請を実施します。

また、他の市町村が被災したときには、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心がけます。

応援要請を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行います。

1 他の市町村長等に対する応援要請

(災害対策基本法第67条・高知県内市町村災害時相互応援協定等)

2 県に対する応援の要請

(災害対策基本法第68条、68条の2)

3 消防機関への応援要請

(高知県内広域消防相互応援協定等)

4 警察への応援要請

(1) 警察災害派遣隊の要請

(警察庁及び四国管区警察局の指示、調整に基づき要請措置を実施)

(2) 他の都道府県警察等への要請

(警察法第60条第1項)

5 四国地方整備局への支援要請

(災害時における情報交換及び支援に関する協定書)

6 指定公共機関、指定地方公共機関

指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市町村への要請

(災害対策基本法第80条第2項)

7 受入体制の整備

円滑かつ迅速に派遣隊及び派遣職員の受入れを行うため、連絡調整員の配置、宿泊・滞在場所の確保を行います。

第6節 広報活動

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況など最新の災害関連情報を行政放送等を中心に、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報します。

特に、被災者が必要とする情報をきめ細かく提供します。

1 災害広報する内容

(1) 被害状況

ア 人的、物的被害

イ 公共施設被害等

(2) 気象警報等、余震関連情報

ア 気象庁の発表する気象警報等、余震に関する情報

イ 余震による二次災害の危険性の注意喚起

(3) 安否情報

災害による安否不明者、行方不明者、死者の情報については、高知県「災害時における人的被害情報の公表基準」及び個人情報保護法に基づき、適切に判断

(4) 応急対策情報

応急対策の実施状況

(5) 生活情報

ア 電気、電話、ガス、水道等の復旧状況

イ 避難所情報

(6) 住宅情報

ア 仮設住宅

イ 住宅復興制度

(7) 医療情報

ア 診療可能施設

イ 心のケア相談

(8) 福祉情報

ア 救援物資

イ 義援金

ウ 貸付制度

(9) 交通関連情報

ア 道路規制

イ バスの状況

(10) 環境情報

災害ごみ

(11) ボランティア情報

ボランティア活動情報

(12) その他

- ア 融資制度
- イ 各種支援制度
- ウ 各種相談窓口

2 住民に対する広報の実施方法

実施体制	広報事項	広報手段
調査情報班	1 警報等の周知	(1) 防災行政無線・IP告知端末 (2) 広報車巡回 (3) 消防団・自主防災組織を利用した口伝え (4) 緊急速報メール
	2 災害の被害状況	(1) 防災行政無線・IP告知端末 (2) 広報車巡回 (3) 報道機関への依頼 (4) 消防団・自主防災組織を利用した口伝え

※ 広報活動については、被災者側に立ってプライバシーの問題等不愉快な思いをさせないように配慮します。

3 災害広報資料の作成

- (1) 迅速かつ正確に収集し、広報します。
- (2) 断片的と思われるような情報資料であっても、広報活動に必要な情報を積極的に収集します。
- (3) 住民に対して、情報提供するよう啓発に努めます。
- (4) 情報資料を迅速かつ的確に収集するために、平常時から広報体制とカメラ等の器材の整備を実施します。

4 報道関係に対する情報発表

- (1) 発表内容が町や防災関係機関等の中で錯誤が生じないように相互に連絡を十分に行います。
- (2) 情報資料は、事前に情報の種類、発表様式等定めておきます。
- (3) 情報資料には、できる限り写真、図面等の補助説明資料を添付します。

5 被災者に対する情報伝達の留意点

- (1) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達を行います。
- (2) 避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

6 総合的問い合わせ窓口の設置

各種の問い合わせに対応できる総合的な問い合わせ窓口を設置します。

7 安否情報の提供

安否情報の照会があったときは、被災者又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる範囲で安否情報を提供します。

第7節 警戒活動

被害の発生を防ぐため、警戒活動を行います。

1 気象の観測及び通報

県及び四国地方整備局と連携して、気象等の観測情報を収集し、状況に応じた警戒体制をとります。

2 水防活動対策

洪水等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行います。

(1) 水防活動

ア 水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行います。

イ 河川等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険と認められる場合は、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し、最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行います。

(2) 準備又は出動の命令

水防上危険が予想されるときは、消防団の出動準備又は出動の指令を出して、水防態勢の万全を図ります。

ア 水防に必要な資機材の点検整備

イ 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報

ウ 重要箇所を中心にした巡回

エ 異常を発見したときの水防作業と県への通報

(3) 安全配慮

消防団員自身の安全に留意して水防活動を実施します。

3 土砂災害警戒活動

(1) 前兆現象の把握

土砂災害危険箇所がある地域については、パトロールを実施し、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努めます。

(2) 警告避難等の指示

土砂災害が予想されるときは、住民、要配慮者関連施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、避難等の指示を行います。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の住民等に対しては、極力戸別伝達に努めます。

(3) 警戒区域の設定

必要に応じて警戒活動の実施区域の設定を行います。

4 住民の避難が必要な場合の通報

河川等の越水を確認したときは町長、消防団長は、直ちに地域住民に周知します。また、県及び関係機関に通報します。

第8節 避難活動等

災害発生時に危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とします。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、高齢者等避難の発令や避難指示又は緊急安全確保を速やかに発令し、避難誘導を行います。

1 住民の自主的な避難

住民は、災害発生時又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ町及び自主防災組織等で決めた避難の目安を使い、自主的に避難します。

2 広報

気象警報等の発表や雨量等の観測情報を住民に広報します。

3 緊急的な避難誘導

人命の危険が予測されるときや、身体を災害から保護することが必要と認められるとき、危険と目される地域の住民を安全な場所に避難誘導することにより、人的被害の発生を未然に防ぎます。

集中豪雨等急な災害が発生し、町の体制が整う前に危険が目前に迫っているとき、消防団は住民を避難誘導します。

4 避難指示等（「高齢者等避難」、「避難指示」又は「緊急安全確保」）

（1）実施責任者

避難のための避難指示等を行う者は次のとおりとします。

実施責任者	災害の種類	要件	根拠法令
町長 (高齢者等避難)	災害全般	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	災害対策基本法 第56条
町長 (避難指示・緊急安全確保)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合及び急を要すると認める場合	災害対策基本法 第60条第1項・第2項・第3項
知事 (避難指示・緊急安全確保)	災害全般	町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認める場合	災害対策基本法 第60条第6項
警察官 (避難指示・緊急安全確保)	災害全般	町長が避難のための立退きを指示することができないと認める	災害対策基本法 第61条

実施責任者	災害の種類	要件	根拠法令
確保)		場合又は町長から要求があった場合	
		人の生命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (避難指示・緊急安全確保)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められる場合	地すべり等防止法第25条
水防管理者(町長) (避難指示・緊急安全確保)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合	水防法第29条
自衛官 (避難指示・緊急安全確保)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条

(2) 3種類の避難指示等

「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の3種類により、避難対策を実施します。

	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難 (要配慮者避難)	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難を開始(避難支援者は支援を開始) 上記以外の人は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに避難所等へ避難を開始 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難中の人は、すぐに避難を完了 未だ避難していない対象者はすぐに避難するとともに、外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもあります。

(3) 避難指示等の発令基準

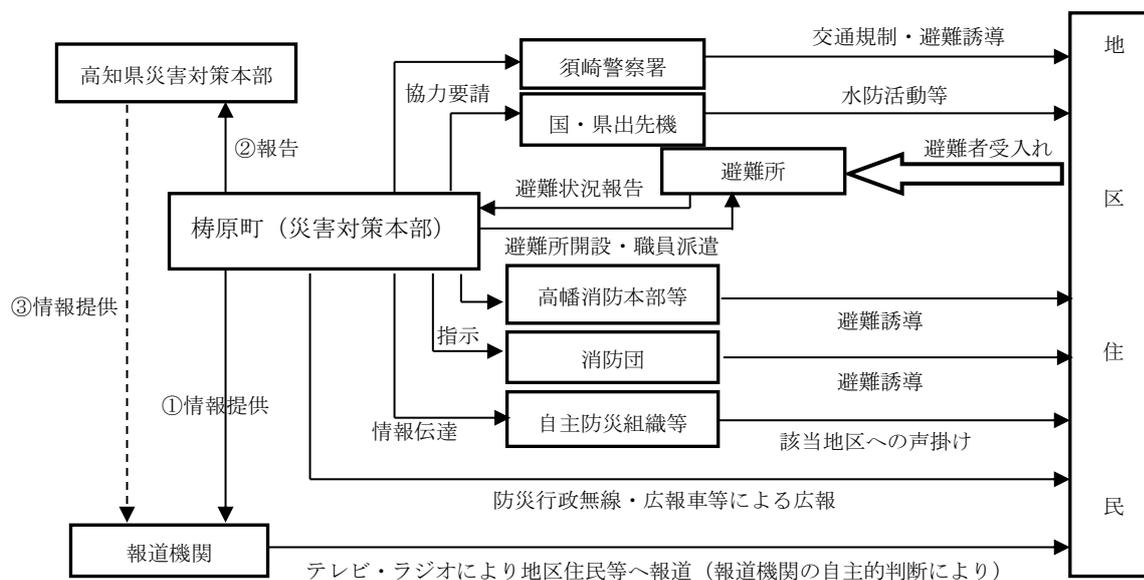
	具体的な状況（発令の基準）
警戒レベル3 高齢者等避難 (要配慮者避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪暴その他の警報が発表され、高齢者等避難の必要が予想される場合 ・大雨洪水警報が発表され、高知県水防情報システム（以下「水防情報」という。）による累積雨量が200mmを超え、さらに今後も強い降雨のおそれがある場合 ・水防情報による最大3時間雨量が150mmを超え、さらに今後も強い降雨のおそれがある場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・町職員等による危険箇所パトロールで、土砂災害等の前兆現象（湧水、地下水の濁り、水量の変化等）が認められる場合
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、暴風その他の特別警報が発表され、被害が発生するおそれがある場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、水防情報による累積雨量が450mmを超え、今後も強い降雨のおそれがある場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）・前兆現象（斜面の崩壊・はらみ、擁壁や道路等にクラック発生等）が認められた場合 ・町長（本部長）が総合的に判断し、避難指示の必要があると認めた場合
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」となった場合 ・町内各所で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）、地すべり、土砂災害等が発生している場合 ・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ・町長（本部長）が緊急安全確保の必要があると認めた場合

※発令の解除は、発令時の状況が解消され、人的被害の発生する危険性が無くなった場合に行います。

※土砂災害警戒情報が通知された場合の処置、土砂災害による避難勧告指示等発令の判断基準、発令対象地区、また、避難指示等の発令の際の助言については、巻末「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによります。

5 避難指示等の伝達方法

(1) 伝達の経路



(2) 伝達の要件

- ア 避難を必要とする理由
- イ 避難指示の対象となる地域
- ウ 避難する場所
- エ 注意事項（避難路の危険性、避難方法等）

(3) 伝達の手段

- ア 町防災行政無線により伝達します。
- イ 広報車により伝達します。
- ウ 携帯マイク等により伝達します。
- エ 誘導員により戸別伝達します。
- オ その他の適切な方法により伝達します。

(4) 発令者の報告等

消防機関（実施者）その他現地にある職員が避難等につき発令したときは、直ちに総務班に報告するものとします。

(5) 避難順位の一般的基準

- ア 第一避難者（要配慮者）
病人、高齢者、身体障害者、幼児等を第一避難者とします。
- イ 第二避難者（一般住民）
第一避難者、第三避難者以外の者全員を第二避難者とします。
- ウ 第三避難者（防災義務者）
消防従事者、警戒活動に従事している者全員を第三避難者とします。

6 避難者への注意事項

(1) 避難者自身による防災措置の徹底

避難に際しては、火気危険物等を始末し戸締りを行い、電気ガス等の保安措置を徹底します。

また浸水時には油脂類、ドラム缶の流出防止措置を徹底します。

(2) 身体を防護する服装

帽子、頭巾、手袋を身につけ身体を衣類で覆うとともに、動きやすい軽装とします。

また、素足は避け、必要に応じ防雨、防寒具を携帯します。

(3) 最小限の携帯品の必携

ア 現金、預金通帳、印鑑、証明書、その他の貴重品

イ 飲料水、2食程度の食料、肌着等最小限の身の回り品

ウ 携帯用ラジオ、照明器具、家庭医薬品、おくすり手帳等

7 避難所の開設

(1) 避難所の開設方法

学校、集会所等を使用します。状況によっては野外でテント等を仮設設置するなどして対応する方法も考慮します。また、避難所の開設に際して、優先的に応急危険度判定を実施します。

(2) 災害救助法に基づく避難所の開設基準

ア 避難所には、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容します。

イ 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とします。

(3) 避難所の開設

ア 使用に関する協定

各施設の利用についてあらかじめ使用内容等につき、事前に協議をします。

イ 開設に際しての事前連絡

避難所を開設する場合、いつでも開設できるようなるべく事前に連絡します。

ウ 管理の責任

避難所開設後の施設管理を行います。

エ 避難所の防疫

避難所の防疫を行います。

(4) 避難所開設状況の記録及び報告

ア 災害救助法による報告台帳等の整備

イ 避難者名簿の作成

ウ 避難所開設状況の報告

8 避難所の運営

- (1) 避難所を迅速に開設し、周知徹底します。
- (2) 避難生活に不足する物資の調達を行います。
- (3) 避難所は、避難者の協力を得て、運営を図ります。
- (4) 避難者の総合的な相談窓口を設置します。
- (5) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。
- (6) プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるように努めます。
- (7) 避難所にペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受入状況を含む避難状況等の把握に努めます。
- (8) 必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所におけるペットのためのスペースや、飼育用のゲージ等の飼養に関する資材の確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努めます。
- (9) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。
- (10) 避難所での生活に配慮が必要な方のために、避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整します。
- (11) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促します。
- (12) 避難生活が長期化することに備え、避難者の健康状態を把握し、健康相談、栄養相談、心のケアを含め対策を行います。
- (13) 車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、トイレや入浴設備等の利用受入れ、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努めます。
- (14) 必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等より快適なトイレの設置に配慮するよう努めます。
- (15) 避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた

適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めます。

- (16) 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。
- (17) 食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めます。
- (18) 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意します。
- (19) 避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援します。

9 広域的な避難を要する場合の活動

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、町、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めます。

- (1) 被害が甚大で梶原町全域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請します。
- (2) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請します。
- (3) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させます。
- (4) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施します。
- (5) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めます。

第9節 災害拡大防止活動

災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施します。

1 消防活動

(1) 初期消火

自主防災組織、住民等は、周辺地域の初期消火に努めます。

(2) 優先する活動

消防は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施します。

(3) 応援要請

必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をします。

2 人命救助活動

人命の救助は、すべての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は規制をします。

人命救助活動は、町が行い、県等他の機関は、町の活動に協力することを基本とします。

災害発生時の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施することに努めます。

(1) 自主防災組織、住民

自主防災組織、住民等は、地域の救助活動に努めます。

(2) 町、防災関係機関

町、防災関係機関等は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めます。

3 被災建築物の応急危険度判定

(1) 応急危険度判定活動体制を確立します。

(2) 実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて県へ派遣要請など支援要請を行います。

(3) 判定実施計画に基づき応急危険度判定を実施します。

4 被災宅地の応急危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定実施体制を確立します。

(2) 実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて県へ派遣要請など支援要請をします。

(3) 被災宅地危険度判定士により、被災宅地の応急危険度の判定をします。

第10節 農林漁業関係応急対策

農林業関係団体等と連携し、迅速に農林漁業に関する応急対策を実施します。

1 農林漁業施設の応急対策

- (1) 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じて、施設の管理者に対し、必要な指示を行います。
- (2) 被害が広範囲にわたる場合は、関係団体と連携をとり、総合調整の上に立って応急対策を実施します。

2 農作物応急対策

- (1) 応急措置の技術指導
県その他関係団体と協力して、農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引起し等応急措置の技術指導を行います。
- (2) 病虫害の防除
県その他関係団体と協力して、被災農作物の各種病虫害防除指導を行います。

第11節 緊急輸送活動

災害応急対策において、輸送の果たす役割は重要です。

輸送は、情報の収集・伝達とともに、あらゆる災害応急対策活動の基盤といえるが、その体制や手段の確保、及び道路交通対策による輸送路の確保が行われてはじめて効率的な緊急輸送が可能です。

災害発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組みます。

1 活動に必要な人員及び物資の輸送

次の活動に必要な人員及び物資の輸送を優先します。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動
- イ 医療救護活動
- ウ 消防・水防活動
- エ 防災関係機関等の応急対策活動
- オ ライフライン事業所の応急復旧活動
- カ 緊急輸送施設等の応急復旧、交通規制活動

(2) 第2段階

- ア 第1段階の継続
- イ 給食・給水活動
- ウ 負傷者等の被災地外への輸送活動
- エ 輸送施設の応急復旧活動

(3) 第3段階

- ア 第2段階の継続
- イ 復旧活動
- ウ 生活救援物資輸送活動

2 陸上輸送

(1) 被災者の輸送

第一次的には、町の所有する車両等を使用し、不足の場合は防災関係機関等に応援を要請します。又は民間の車両の借上げを行います。

(2) 緊急物資の輸送

県に支援を要請します。

3 航空輸送等

(1) 緊急を要する輸送

地上輸送が不可能な場合やヘリコプターによる輸送が適切と判断した場合は、県

に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、輸送を行います。

(2) ヘリコプターの離発着可能な場所

ヘリコプターの離発着が可能な箇所の情報を整理します。また、離発着可能な場所の整備に努めます。(資料編参照)

(3) 孤立地への輸送

孤立した地域への物資の輸送は、早期に県にヘリコプターを要請し、輸送の確保を行います。

4 自衛隊による輸送

陸・空の自衛隊の保有するヘリコプター、車両については、緊急輸送活動の要請に基づく実施を、県に要請します。

5 輸送拠点の確保

輸送活動を迅速かつ円滑にするために、必要に応じて輸送拠点を整備し、その周知徹底を図ります。

6 緊急輸送のための燃料確保

輸送活動を円滑に行うために、各機関は燃料の調達・供給体制の整備を図ります。

第12節 交通確保対策

災害時の交通対策は、応急対策の活動を実施するうえで特に重要となる。応急活動を効率的に実施するために、各種の規制及び応急措置を行います。

1 交通規制時の車両の運転者の義務

通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法第76条の2の規定に基づき車両の運転手は、通行禁止区域外へ移動するか緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車します。

2 車両の移動等

災害対策基本法第76条の6に規定された車両の移動等について、緊急の必要があると認めるときは、管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を講じます。

3 道路の応急復旧等

関係機関と協力し、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定を実施します。

第13節 危険物施設等応急対策

関係機関及び事業所等と連携し、危険物等災害に関する応急対策を実施します。

1 町の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報します。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行います。
- (3) 負傷者が発生したときは、県に対し、医療救護班の出動を要請し、現地にて応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送します。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行います。
- (4) 事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難所等において食料、飲料水等を提供します。
- (5) 町で対処できないときは、県又は他の市町村に応援を要請します。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求します。

2 事業所の応急対策

- (1) 危険物等による事故が発生したときは、直ちに、町、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡をします。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じます。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行います。

第14節 社会秩序維持活動等

当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し、応急措置又は広報の実施を要請します。

- 1 被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行います。
- 2 悪徳商法、窃盗等被災地で発生しがちな犯罪の取締りを重点的に行います。

第15節 地域への救援活動

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施します。

1 災害救助法適用

(1) 救助の本質

災害に際し、食料品その他生活必需品の欠乏、傷病等によって生活困難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として、応急かつ一時的な救助を行います。したがって、災害復旧対策あるいは経済上の理由によります。生活困窮者に対する生活保護法に基づく保護とは、その性格を異にするものです。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準

被害項目	住家滅失世帯数
① 町内の住家が滅失した世帯の数	町30世帯以上
② 県内の住家が滅失した世帯の数かつ町内の住家が滅失した世帯の数	県1,000世帯以上かつ町15世帯以上
③ 県内の住家が滅失した世帯の数	県5,000世帯以上
④ 町内の被害状況で、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、住家が滅失した世帯が多数の場合	
⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき	

半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって、床上浸水した世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなします。

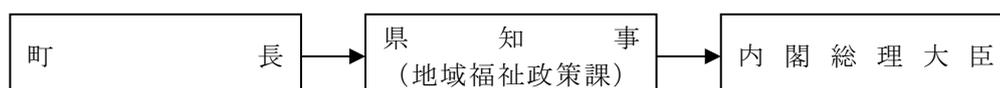
(3) 適用手続

ア 町長（総務課長）は、町内の被害が適用基準に達し、又は達する危険性のあるときは、直ちにその旨を知事（地域福祉政策課）に報告します。

イ 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他地域との関連において救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行います。

ウ 報告内容：被災総数、人的被害、住家の被害、非住家の被害

エ 報告系統



(4) 適用時における町長の措置

町長は、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長が救助を開始し、事後速やかに知事に報告し、その後の処置について知事に指揮を受けます。

2 救助・救急

(1) 人命の救助

消防は、平常時の訓練で習得した手法を駆使し、要救助者の救助・救出、傷病者への止血、心肺蘇生などの応急措置を行います。

町職員や地域住民は、災害の規模が大きく、消防、警察、自衛隊による救助・救出力では迅速な対応ができない場合に、自身の安全を最優先に可能な支援を行います。

(2) 傷病者の搬送

局地的な被害により少数の傷病者が発生した場合は、消防が、救護病院、災害拠点病院への搬送を行います。重篤なときは、広域的な災害拠点病院への搬送のため、ドクターヘリを依頼します。

傷病者が多数発生している場合は、災害時医療救護所に搬送し、必要に応じてトリアージにより医療の優先度を判定しつつ、医療・救護活動を行います。

これらの搬送は、消防や警察、自衛官などが行うが、町職員や地域住民も可能な範囲で支援します。

(3) 被災者台帳の作成と行方不明者の搜索活動の実施

行方不明者の搜索活動は、消防、警察、自衛隊などが連携して行います。

発災後速やかに被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民の安否を台帳上で確認し、その情報を搜索活動関係者に提供します。

なお、被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記録します。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 住家等の被害の状況

カ 援護の実施の状況

キ 要配慮者であるときは、その旨及び該当する事由

ク その他必要な事項

3 医療救護

(1) 災害時医療救護所の設置

通常の救急医療で対応できない規模の災害が発生したときは、災害時医療救護所を設置し、傷病者の受入れ準備を進めます。

また、梶原町社会福祉協議会などと連携して、医療ボランティア等の確保に努め

ます。

(2) 医療救護チームの編成

医療従事者による医療救護チームの編成は高岡郡医師会が行います。

高岡郡医師会関係者に、災害時医療救護所の設置場所と傷病者の状況を伝え、適切な人員配置を要請するとともに、保健師などの町職員やボランティアなど、協力人員の割振りを行います。

また、DMAT（災害派遣医療チーム）の応援の可否を検討し、必要に応じて県へ要請を行います。

(3) 医療救護活動の実施

医療用資機材や医薬品等の調達に努め、トリアージにより医療の優先度を判定しながら医療救護活動を行うとともに、重篤な傷病者や、在宅酸素療法、人工透析など特殊な医療が町内の医療機関で受けられない患者については、関係機関と連携して広域搬送を実施します。

4 飲料水の調達、供給

(1) 供給責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行います。

(2) 給水方法

水道水を確保することが困難な場合は、配水池等からポリエチレンタンク（1トン）、給水ポリ容器（20リットル）等を利用し、給水します。

(3) 給水量の基準

ア 災害時における供給水量は、次のとおりです。

給水を要する状況	1人1日必要量	備考
(1) 災害救助法を適用した場合は給水困難のとき	3リットル	飲料水のみ
(2) 給水困難であるが輸送できる場合	14リットル	飲料水、雑用水、（洗面、食器洗）
(3) 給水ができる状態であるが現地で雑用水が得られない状態	21リットル	飲料水、雑用水＋洗濯用
(4) (3)の場合が比較的長期となり必要の都度	35リットル	飲料水、雑用水＋洗濯用＋入浴用

イ 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない地区に居住している者に対して行います。

(4) 応援の要求の手続

町内水道施設が損壊した場合は、県本部（地域福祉政策課）に報告のうえ、隣接市町村に対して給水の応援を求めます。

(5) 水道対策報告

県本部に報告するものは水道、飲料水、供給施設被害状況報告、水道事故報告です。

5 食料の調達、供給活動

(1) 実施責任者

被災者に対する食料の確保と炊き出し、その他食品の供給は、町長が実施します。ただし、町で対処できないときは、県に応援を要請します。

(2) 災害時応急配給の措置

災害時に備えて食料を備蓄するほか、あらかじめ食料関係機関及び保有事業者等に食料調達に関する協力を求める等、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めます。

ア 主食の調達

町は、緊急食糧の必要が生じた場合は、次のとおり調達します。

(ア) 知事に対し速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な応急用米穀、乾パン等の必要数量を通知しあつせんを依頼する。

(イ) 町内の米穀取扱者（小売業者、農協等）に協力を求め購入する。

イ 副食及び調味料の調達

(ア) 町は、商工会、食料販売業者等に協力を求め、必要な副食、調味料等を調達します。また、調達の際には要配慮者の特性や栄養バランスに配慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めます。

(イ) 町で副食、調味料等の調達が不可能なときは、知事にあつせんを依頼します。

ウ 緊急食料の配布

町は、緊急食料の配布については、次の事項に留意して行います。

(ア) 配布対象者、配布内容、配布場所、配布時間等を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者等への性格な情報の周知に努めます。

(イ) 配布にあたっては、住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、迅速、正確、公平に行います。

(ウ) 高齢者や乳幼児等の要配慮者に対しては、雑炊、おかゆ、粉ミルク等の食料を供給するなど内容に配慮します。

(3) 炊き出しの方法

町は、住民、自主防災組織、ボランティアなどと協力して炊き出しを実施します。

6 生活必需品等の調達、供給活動

(1) 実施責任者

ア 災害救助法を適用しない災害の場合

町長は、災害救助法を適用するに至らない災害に、被災者に対して物資救急の措置を行います。

イ 災害救助法適用の場合

災害救助法が適用された場合においては、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給貸与は知事が行い、町長は知事の補助機関として実施にあたります。

(2) 物資給貸与の対象者

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財をなくし又は毀損し、物資の販売機構等の混乱により、資力の有無に関わらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者です。

(3) 生活必需品等の調達・供給に関する留意点

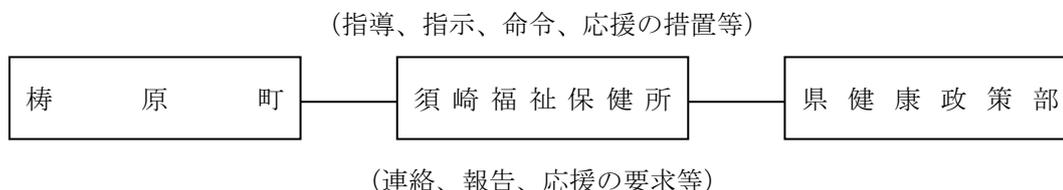
被災者等への支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮します。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達に留意します。

7 消毒・保健衛生

(1) 実施責任者（感染症法、予防接種法）

ア 災害時の防疫は町長が行います。町の被害が甚大で、町で実施困難な場合、県の協力を得て実施します。

イ 対策系統



(2) 防疫活動

被災状況によって被災箇所の疫病調査及び防疫活動を実施します。

(3) 防疫活動基準

ア 検病調査活動基準

(ア) 災害状況により被災地の検病を実施します。

- ・滞水地域 週1回以上
- ・避難所 できる限り多くの回数

(イ) 被災地の全井戸について検水を実施します。

(ウ) 感染症患者を必要に応じ隔離します。

(エ) 知事の指示を受けた場合は、災害の状況及び感染症発生状況により種類、対象、期間を定めて予防接種を実施します。

イ 防疫活動基準

(ア) 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施します。

- (イ) 避難所の便所その他不潔場所の消毒を実施します。
- (ウ) 井戸の消毒を実施します。
- (エ) 感染症患者の住居の消毒を実施します。
- (オ) 知事の指示を受けた場合は、ねずみ族、昆虫等の駆除について、地域及び期間を定めて実施します。
- (カ) 被災地域の清掃を実施します。

(4) 災害関係の報告及び記録の整備

- ア 災害状況報告
- イ 防疫経費所要額調べ
- ウ 防疫作業日誌
- エ 災害状況防疫業務完了報告書

(5) 防疫薬剤の使用基準等

ア 災害時における防疫薬剤

(ア) 一般防疫

- ・浸水井戸 1個あたり クロール石灰（晒粉） 200グラム以内
次亜塩素酸ナトリウム
- ・床上浸水家屋 1戸あたり クレゾール 200グラム以内
- ・床下浸水家屋 1戸あたり クレゾール 50グラム以内
- ・全浸水家屋 1戸あたり 消石灰 6キログラム以内

(イ) そ族、昆虫駆除

- ・床上浸水家屋 1戸あたり ダイアジノン 4.0リットル
- ・床下浸水家屋 1戸あたり 殺蛆剤 1.8リットル
- ・全浸水家屋 1戸あたり マラソン粉剤 750グラム
エトフェンブロックス（ピレスロイド様殺虫剤）

イ 防疫用薬剤の名称

- ・手洗い用：消毒石鹼、速乾性アルコール剤
- ・食器等の消毒：次亜塩素酸ナトリウム
- ・室内消毒：アルコール、塩化ベンザルコニウム、次亜塩素酸ナトリウム
- 床下浸水家屋（土壌）：消石灰、クレゾール液、塩化ベンザルコニウム
- ハエ等衛生害虫対策：エトフェンブロックス（ピレスロイド様殺虫剤）
- 井戸水等の消毒：クロール石灰、次亜塩素酸ナトリウム

(6) 保健衛生

被災地域の住民の健康状態を把握し、こころのケアを含めた対策を行います。そのための、実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。また、関係機関の協力を得て、保健衛生活動を実施します。なお、要配慮者については特に配慮を行います。

8 遺体の検案等

多数の死者が発生した場合に、捜索、検案、埋火葬等を的確に実施します。

(1) 遺体の捜索

町は、警察の協力のもと、防災関係機関等と連携し、遺体の捜索を行います。また、災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された町がこれを行います。ただし、町だけで対応できないときは、遺体の捜索等の実施又はこれに要する要員及び資機材等について、県に応援を要請します。

遺体の捜索は、関係法令に基づき原則として警察が行うものとします。

(2) 遺体の検案

災害に起因する遺体の取扱いは、警察官が所要の死体見分調書を作成した後、身元が判明した遺体はその関係者に、その他の場合は町に引き渡されます。

遺体見分の結果、身元不明遺体のときは、身元の確認に努めます。

遺体の検案は、原則として警察の検視班の指示により町が指定する遺体検案所で医師が行います。ただし、所轄警察署の指示により必要に応じて病院内で医師が行うときがあります。

迅速な検案を実施するため、町は検案所の環境整備を行います。また、身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとします。

(3) 遺体の安置

遺体の身元識別又は埋火葬が行われるまでの間、遺体は町が設置する安置所に安置し一時保存します。

町は、安置に必要な柩等の資機材の手配を迅速に行います。

検案実施後、遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所とします。

(4) 遺体の埋火葬

災害死等による遺体については、警察から引継を受けた後に埋火葬を行います。

町は、亡くなられた方の遺族が埋火葬を行うことが困難な場合又は遺族がいない場合は、火葬又は埋葬を行います。

また、町は、火葬場や仮埋葬地の手配及び埋火葬に必要な骨壺等資機材の手配を速やかに行います。

身元が判明していない遺骨は、町が一時保管します。遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬又は納骨堂に収蔵します。

9 清掃

(1) 実施責任者

町長は、被災地のごみの収集及びし尿の汲み取り、死亡獣畜の処置等の清掃業務を適切に行い、環境衛生に万全を期します。

(2) 清掃班の編成

ごみ処理班 (1班)				し尿処理班 (1班)			
運搬車 (トラック)	作業員	所要器具		1日 処理戸数	運搬車 (バキューム 1.8トン)	作業員	1日 処理戸数
		器具名	数量				
1台	8～10人	スコップ 飛びぐち てみ	作業員 相応	20戸	1車	3人	30戸

(3) 清掃対策 (廃棄物処理法)

ア ごみ処理 (廃棄物処理法施行令)

(ア) ごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断し、適切にごみ焼却場等に搬出処理します。

(イ) 収集及び処理は、廃棄物処理法施行令に定める基準に従って行います。

イ し尿処理 (廃棄物処理法施行令)

(ア) し尿の汲み取りは、し尿運搬車によりし尿処理場等に運搬処理します。

(イ) 収集及び処理は、廃棄物処理法施行令に定める基準に従って行います。

ウ へい獣処理 (化製場等に関する法律)

(ア) 牛、馬、山羊、めん羊、ニワトリ等の死体処理は、化製場等において処分します。

(イ) へい獣処理場において処分することが困難な場合は、保健所の指示により処分します。

エ 野外仮設便所の設置

避難所開設等に伴う野外仮設便所の設置の基準は、おおむね次によります。

(ア) 便器数

100人あたり 小3、大2、女性用3 計8

(イ) 注意事項

立地条件を考慮し、漏えい等により地下水が汚染しないよう場所を選定して設置し、閉鎖にあたっては消毒実施後、埋没します。

10 障害物処理

(1) 道路、河川関係障害物の除却体制

ア 実施責任者

道路、河川等に置かれた障害物の除却は、これを所管する維持管理者が行います。

施設の障害物の除却についても、その施設の所有者又は管理者が行います。

イ 障害物等の報告

道路、河川等の障害物は、二次災害につながる危険もあり、町災害対策本部は速やかに障害物等の状況を調査し、これを所管する維持管理者に伝達します。

ウ 緊急道路の優先的除却

緊急道路は、応急対策の基盤となるものであり、優先的に障害物を除却し啓開に努めます。

(2) 住居関係障害物の除却体制

ア 実施責任者

傾斜地の崩壊等の災害で、住居あるいはその周辺に運ばれた土砂、竹木等により、日常生活を営むことに支障を来している者に対して、町長は障害物の除却を実施します。

災害救助法が適用された場合、知事が行い、救助に関する知事の権限の一部を委任されたときにおいては、町長が行います。

イ 障害物除却の対象世帯

(ア) 当該災害によって、住家が直接被害を受けた者であること。

(イ) 住家が半壊、又は床上浸水以上の被害を受けた者であること。

(ウ) 居室、炊事場等生活に欠くことができない部分に障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため、家の出入りが困難な状態にある場合であること。

(エ) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

(本宅に障害物が置かれても、別宅がある場合は対象を除外します。)

(オ) 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者であること。

(災害救助法の基準「入居資格者の例示」に該当する者とします。)

11 ペット等の保護及び管理

(1) 被害動物に関する相談対応を行うとともに災害死した動物の処理を行います。

(2) ペットと同行避難した人が、ペットと一緒に避難生活ができるように支援します。

12 応急仮設住宅等

(1) 応急仮設住宅及び応急修理計画

ア 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として町長が行います。ただし災害救助法が適用された場合は知事、又は知事に委任された町長が行います。

イ 応急仮設住宅の建設

住家が全壊（焼）又は流出して滅失し居住する住宅がなく、自らの資力で再建不能な者に対して、応急仮設住宅を建設します。この時ペット飼育者への対応について検討します。

ウ 設置場所

応急仮設住宅の用地は、事前に町において決定します。なお、仮設住宅の建設可能箇所を把握しておくものとします。

エ 建物の構造及び規模等

災害救助法による救助の程度、方法等については関係法令等の定めによります。

オ 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとします。

カ 供与期間

供与期間は建設工事が完了した日から原則2年以内とします。

(2) 災害救助法が適用された場合の被害住宅の応急修理

ア 対象世帯の選定

住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者を対象とし、災害救助法で定める範囲を原則とします。対象世帯の選定にあたっては、被災者台帳から対象世帯（生活困窮者等）を選定します。

イ 応急修理箇所の範囲

住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない部分で、屋根、居室、炊事場、便所等必要最小限の部分とします。

ウ 応急修理期間

原則として、災害発生の日から1ヶ月以内とします。

(3) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、入居者による運営、こころのケア、女性を始めとする住民の意見を考慮し、安心して生活ができるよう配慮します。

また、ペットと共に避難した人とそうでない人との調整を図り、トラブルが発生しないよう配慮します。

第16節 ライフライン等施設の応急対策

被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施します。

1 電力

電力供給設備の応急対策は、四国電力株式会社及び四国電力送配電株式会社が実施します。

(1) 災害対策組織の設置

災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、災害対策活動を円滑かつ適切に遂行するため、災害対策組織を設置します。

(2) 要員・資機材の確保

ア 電気供給設備の被災状況等に応じ要員・資機材を効果的に投入し、早期復旧に努めます。

イ 要員・資機材が不足する場合は、関係事業者等に応援要請を行います。

(3) 保安対策

ア 送電を継続することが危険と認められる場合、又は防災関係機関から要請があった場合には、当該地域の保安停電を行います。

イ 保安停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小・時間の短縮に努めます。

(4) 供給設備の復旧

関係機関と協力し、公共保安の確保に必要なものから、電気供給設備の復旧を行います。

(5) 広報の実施

防災関係機関・報道機関・インターネット等を通じて、電気供給設備の被災概況・停電状況等について、適切迅速な情報提供を行います。

2 ガス

ガス設備の応急対策は、ガス会社又はガス取扱店が実施します。

(1) 災害対策組織の設置

災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、災害対策活動を円滑かつ適切に遂行するため、災害対策組織を設置します。

(2) 要員・資機材の確保

ア ガス設備の被災状況等に応じ要員・資機材を効果的に投入し、早期復旧に努めます。

イ 要員・資機材が不足する場合は、関係事業者等に応援要請を行います。

(3) 資材の確保

保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は本店等から緊急転用措置

を要請します。

(4) 保安対策及び復旧対策

保安上必要なものから優先的に復旧工事を実施します。

(5) 広報の実施

防災関係機関・報道機関・インターネット等を通じて、ガス設備の被災概況等について、適切迅速な情報提供を行います。

3 上水道

上水道施設の応急対策は、町及び管理組合が実施します。

(1) 施設の耐震性の強化

(2) 応急給水体制の実施

(3) 応急復旧用資機材の確保

(4) 応急復旧活動の応援を県へ要請

(5) 復旧見込みの広報

4 下水道

下水道施設の応急対策は、町及び管理組合が実施します。

(1) 速やかに被害状況調査及び点検を実施

(2) 応急復旧の資機材、重機等の確保

(3) 被害が甚大な場合、県へ応援を要請

(4) 復旧見込みの広報

5 通信

通信施設の応急対策は、通信会社が実施します。

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は災害の発生が予想される時は、災害対策活動を円滑かつ適切に遂行するため、災害対策本部を設置します。

(2) 通信の疎通に対する応急措置

通信の途絶の解消、輻輳の緩和及び重要通信の確保を図ります。

(3) 設備の復旧

被災した通信施設の復旧は、公共性の高いものから優先的に復旧工事を実施します。

(4) 広報の実施

防災関係機関・報道機関・インターネット等を通じて、通信設備の被災概況等について、適切迅速な情報提供を行います。

第17節 文教応急対策

災害時における幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全と教育活動の確保を図るため、学校、梶原こども園、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の災害応急対策等に万全を期します。

また、災害発生後に教育が中断されないよう、必要な応急教育を実施します。

1 児童生徒等の安全措置

町（教育委員会）は、次の応急措置について実施し、又は指導助言及び援助を行います。

（1）登下校時の措置

ア 児童生徒等を帰宅させる場合は、注意事項について周知徹底させるとともに、教職員が地区別に付き添うなど集団登下校の安全措置を実施します。

イ 危険箇所の明示及び通学路の変更等の措置を実施します。

（2）学校等における措置

ア 学校等における施設、通路等の危険箇所の明示及び立入禁止の措置を実施します。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ休校措置をとります。在校時外に休校措置を決定した場合は、行政放送や電話等確実な方法で児童生徒等に連絡します。

ウ 学校等において、児童生徒等が被害を受ける事態が発生した場合における医療機関との連絡、応急の救助及び手当を行う等の措置を実施します。

2 学校教育施設等の確保

（1）応急的な修理で使用できる場合

当該施設の応急復旧により使用します。

（2）学校施設の一部が使用できない程度の場合

特別教室、屋体施設等を利用し、なお不足するときは二部授業を実施します。

（3）校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

集会所等の公共施設、設備等を利用します。

（4）特定の地区が全体的に被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、被災をまぬがれた集会所等の公共的施設を利用します。なお、利用すべき施設及び設備がない場合は、応急仮校舎を建設します。

（5）教職員の確保

災害により教職員に欠員を生じ、応急教育の実施に支障が大きいときは、県へ教職員の補充を要請します。

- (6) 被災児童生徒及び教職員の保健衛生
 - ア 飲料水汚染時の使用禁止及び消毒の実施
 - イ 汚染校舎の水洗、清掃及び消毒の実施
 - ウ 被災地域における伝染病対策

3 その他の応急対策

- (1) 災害発生時における危険物の保管の措置

学校等において管理する電気、ガス、危険薬品、アルコール、石油その他の危険物の保安に関し、災害発生時におけるこれらの使用の禁止、又は安全な場所への移動等必要な措置を講じます。
- (2) 災害発生時における学校等の施設、設備等の利用についての措置

災害発生時において、学校、社会教育施設等の施設、設備等を地域住民の避難救助等に利用する必要がある場合には、災害の状況に応じて必要な措置を講じます。
- (3) 校区内一部が交通途絶となった場合の措置

集会所等公共施設を使用します。

4 教科書、学用品の調達及び支給

- (1) 支給対象

住家の全焼、全壊流出、半焼半壊及び床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒等で学用品をなくし又は毀損した者
- (2) 支給方法及び支給品目
 - ア 支給実施者

通常の場合、知事から職権の委任を受けた町長が、教育委員会及び学校長の協力を得て調達から配分までの業務を行います。
 - イ 支給する学用品
 - (ア) 教科書・教材
 - (イ) 文房具
 - (ウ) 通学用品

5 学校給食対策

- (1) 給食用物資の確保措置

被害状況の確実な把握及び物資の調達
- (2) 応急給食の実施
 - ア 給食施設設備の衛生管理
 - イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理
 - ウ 調理従事者の健康診断
 - エ 学校給食及び被災者炊き出しとの調整措置

(3) 被害報告

給食用物資及び給食施設並びに設備に被害があった場合、速やかに報告すること。

6 要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助措置

災害発生に伴って、要保護及び準要保護児童生徒が生じたときは、次により速やかに就学援助措置を講じます。

(1) 援助を必要とする児童生徒数の報告

災害救助法を適用される等、著しい災害が発生した場合は、町教育委員会は、被災児童生徒の実態状況等を十分に把握し、速やかに県本部へ報告します。

(2) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助補助金の交付申請

町長は、(1)により「要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金の交付申請手続について」に準じて交付申請書を県本部あて提出します。

第18節 労務の提供

災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、供給可能な労働者の確保に努めます。

1 従事協力命令

災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、関係法令に基づき、住民等に労務の提供を求めます。

2 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力

日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア等から労務の提供の申し入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努めます。

3 職員の派遣要請及び斡旋要求

災害対策基本法第29条の規定に基づき、必要に応じて職員の派遣要請を行います。

第19節 要配慮者対策

被災生活において、平常時から地域における支援体制づくりを行い、要配慮者への十分な配慮、対策を行います。

1 要配慮者の安否確認

要配慮者等については、自主防災組織、地域住民、民生・児童委員、介護保険事業所、梶原町社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所等の協力を得て、安否確認を行います。

また、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、「避難行動要支援者名簿」の情報を提供することができることに留意します。

2 福祉避難所の開設

災害により、特に避難所において長期収容が必要となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を要する者に対しては、福祉避難所を開設し、必要なスタッフを確保します。

3 要配慮者への配慮

要配慮者避難支援計画等に基づき、ニーズに応じた適切な配慮に努めます。

- (1) 避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への入居にあたっては、要配慮者に十分配慮します。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努めます。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮します。
- (2) 災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、ボランティア等と調整して代替的な方法等を検討します。

第20節 災害応急金融対策

関係機関が密接な連携をとりながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じます。

1 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じます。また、関係行政機関は、これを支援します。

2 非常金融措置の実施

報道機関は、非常措置について住民に周知徹底することに協力します。

- (1) 営業時間の延長、休日臨時営業等
- (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
- (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
- (4) 損傷銀行券及び貨幣の引き換えに関する必要な措置

第21節 災害応急融資

被害を受けた事業所等に対して、融資、貸付等に関する相談対応を行います。

1 農林漁業災害資金

- (1) 農林漁業者等に対する暫定措置、株式会社日本政策金融公庫法による融資
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資を行います。
- (2) 農林漁業災害対策資金
県単独の農林漁業災害対策資金の融資を行います。

2 中小企業復興資金

市中金融機関、株式会社日本政策金融公庫資金、株式会社商工組合中央金庫法及び県単独制度による貸付等と信用保証協会による保証を行います。

3 災害復興住宅建設資金

住宅金融支援機構法に基づき融資を行います。

4 被災医療機関等に対する災害復旧資金

独立行政法人福祉医療機構法による貸付を行います。

5 母子・寡婦福祉資金

母子及び寡婦福祉法により償還金の支払猶予の対策を行います。

第22節 二次災害の防止

降雨等による二次災害の防災活動を実施します。

1 水害・土砂災害対策

(1) 点検

水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行います。

(2) 応急対策

点検の結果危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施します。

(3) 周知及び避難対策

危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施します。

(4) 土砂災害対策

土砂災害緊急情報が通知された場合の処理及び土砂災害に対する避難指示等の解除の際の助言については、巻末「土砂災害警戒避難体制の整備」の定めによります。

2 爆発等及び有害物質による二次災害対策

(1) 点検及び応急措置

爆発物や有害物質等危険物を取り扱う施設管理者は、施設点検、応急措置を行います。

(2) 周知

爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知します。

(3) 避難対策

必要に応じて避難対策を実施します。

第23節 自発的支援の受入れ

ボランティアや義援金など自発的な支援を積極的に受け入れます。

1 ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアセンターの開設

梶原町社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う町災害ボランティアセンターを迅速に開設します。

災害ボランティアセンターの設置、運営を支援し、必要に応じて県に対しボランティアに関する広域的な調整を要請します。

(2) 活動場所等の提供

町災害ボランティアセンターは、各避難所等にボランティア活動のために必要なスペースや機材を提供し、活動に協力します。

(3) ボランティアの活動内容

災害時に協力を求める作業は、救援物資の受入れ、仕分作業、在庫整理、積み込み、搬送のほか、がれき除去や清掃、給水活動支援などです。

災害の状況や活動時期により、必要なボランティアの量や内容が変わるため、町災害ボランティアセンターが、時宜に応じた全体調整を行います。

2 義援金等の受入れ

(1) 義援金

ア 義援金は、迅速に受入窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知します。

イ 配分委員会を組織し、公平かつ迅速な配分を実施します。

(2) 義援物資

ア 被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知します。

イ 寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布します。また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努めます。

第2章 自衛隊の災害派遣

第1節 災害派遣要請ができる範囲

災害派遣要請者が、自衛隊に災害派遣を要請し得る範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ「事態上、止むを得ないと認める場合」でおおむね次の範囲とします。

	活動の種類	活動の内容
1	被害状況の把握	車両、船舶、航空機等による偵察
2	避難の援助	誘導、輸送
3	遭難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者の捜索
4	水防活動	堤防護岸等への土のう積みなど
5	消防活動	消防機関と協力した消火活動
6	道路等交通上の障害物の排除	放置すれば人命、財産の保護に影響がある障害物の除去
7	応急医療、救護及び防疫の支援	応急医療活動等への支援
8	通信支援	被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援
9	人員・物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の輸送支援
10	給食及び給水等の支援	被災者に対する給食・給水及び入浴の支援
11	宿泊支援	被災者に対する宿泊支援
12	危険物等の保安、除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
13	その他	その他知事が必要と認める事項

第2節 災害派遣要請の手続

1 派遣要請者

本町への派遣を必要とする場合、町長が、知事に対し派遣要請の依頼を行います。
本町からの派遣要請は、自衛隊法第83条に基づき知事が行います。

2 要請の依頼手順

町長は知事に対し、次の事項を明記した文書により自衛隊の災害派遣要請の依頼を行います。

ただし緊急を要する場合は、電信・電話等により依頼します。

また、緊急避難・人命救助の場合、事態が緊迫し知事に要請する時間がないときは、直接自衛隊に通報し、事後速やかに所定の手続を速やかに行います。

- (1) 災害の状況及び派遣を必要とする事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する人員・車両・船舶・航空機その他の装備の概数
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (5) その他参考となる事項

第3節 派遣部隊の受入体制

1 知事及び町長による受入れ

知事及び町長は、自衛隊の作業が、他の災害救助復旧期間との競合重複することのないよう、最も効果的に作業を分担するよう配慮します。また、自衛隊の任務と権威を侵害することなく処置します。

知事及び町長は、自衛隊に対し作業を要請するにあたって、次の事項に留意するとともに、あらかじめ計画をたて活動の円滑化を図ります。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設・野営施設その他必要な諸施設等の準備
- (2) 到着後速やかに活動ができるよう作業内容、所要人員の計画及び資器材の確保等
- (3) 派遣部隊と県及び町の連絡調査員を確保
- (4) ヘリコプターによる派遣に際しては、着地点の表示、風向き表示等の必要な準備

2 災害対策用ヘリポートの指定

町長は、災害対策用ヘリコプターの離着陸場を指定し、自衛隊によるヘリコプター輸送はこれを利用します。

第4節 派遣部隊の業務及び撤収等

1 派遣部隊の業務

派遣部隊は、防災関係機関等と連携を密にし、主として人命及び財産の保護のため活動を行います。

2 派遣に伴う費用

(1) 自衛隊の負担する経費

自衛隊の負担する経費は、派遣部隊等の給食・装備器材・被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費とします。

(2) 受入側の負担する経費

派遣部隊受入れ側の負担する経費は、災害予防・災害応急対策・災害復旧等に必要資機材、並びに派遣部隊の駐留に必要な施設の借上げ等に伴う借上料・損料・電気水道料及び通信費等とします。

第3部 復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向

(1) 検討

迅速な現状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討を行います。

(2) 基本方向の決定

復旧・復興の基本方向を決定します。

2 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興にあたっては、住民の意向を尊重し、計画的に行います。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進します。併せて、要配慮者の参画を促進します。

3 資金支援等

応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な資金支援を求めます。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

1 被災施設の復旧等

(1) 復旧事業

物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行います。

(2) 改良復旧

被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行います。

(3) 土砂災害防止対策

土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行います。

(4) 復旧予定時期の明示

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努めます。

2 がれきの処理

(1) がれきの処理

がれきの処理処分方法を確立します。

(2) 仮置場、最終処分地

仮置場、最終処分地を確保します。

(3) 収集、運搬、処分

計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行います。

(4) リサイクル

適切な分別を行い、リサイクルに努めます。

(5) 計画的な処理

復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行います。

(6) 適切な措置

環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行います。

第2章 復興計画

第1節 復興計画の進め方

1 復興計画の作成

- (1) 可及的速やかに実施するため、国復興基本方針及び県復興方針に即して、復興計画を作成します。
- (2) 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進めます。
- (3) 復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（町、県等との連携、国との連携、広域調整）を行います。

2 災害に強いまちづくり

- (1) 災害に強く、より快適な環境整備
 - ア 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施します。
 - イ 計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努めます。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めます。
- (2) 復興のための整備改善

住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努めます。
- (3) 河川等の治水安全度の向上等
 - ア 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努めます。
 - イ 公園等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、緊急避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用等防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るよう努めます。
- (4) 既存不適格建築物

防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の問題の重要性を住民に説明し、その解消に努めます。
- (5) 新たなまちづくりの展望等

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行います。
- (6) 石綿の飛散防止

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業所等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言します。
- (7) 復興計画の作成

復興計画の作成に際しては、地域のつながりの維持・回復や再構築に十分に配慮します。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

1 災害ケースマネジメントの実施

(1) 平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取り組み)などの被災者支援の仕組みの整備に努めます。

2 被災証明書・罹災証明書の発行

町長は、救助の実施の必要があるとき、又は被災者からの要求があったときは被災証明書あるいは罹災証明書を発行します。

(1) 大規模な災害で多数の家屋が被災したときは、消防との連携及び県、近隣市町村等の応援協力を得て、迅速に調査体制を確立し、住宅の応急修理や住宅供給のための基礎資料としての被害報告、及び罹災証明書の発行等のため、家屋の被害認定調査を行います。家屋被害認定調査等の結果を被災者台帳として整理します。

(2) 被災証明書、罹災証明書は、被災者台帳に基づき発行します。

(3) 災害の混乱時においては仮被災証明書、仮罹災証明書を発行し、後日、被災証明書、罹災証明書と取り替えることができます。

※被災証明書とは、被災した事実を証明するもので、住家以外の家財、車、店舗、工場等の有形財産を対象とするもの(人、土地等は対象外)

※罹災証明書とは、住家の被災程度を証明するもので、被災家屋調査等により、その確認した事実に基づき発行する証明書

3 災害弔慰金の支給等

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行います。

(2) 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者のうち、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金(基礎支援金は最高100万円、加算支援金は最高200万円、合計で最高300万円)を支給することにより、その自立した生活の開始を支援します。(被災者生活再建支援法)

4 税及び医療費等負担の減免等

被災者に対する町税の徴収猶予、及び減免等納税緩和措置に関する計画を立案します。

(1) 減免等による負担の軽減

税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療

費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ります。

(2) 生活保護法等による自立更正の支援

災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、自立に向けた支援を行います。

5 住宅確保支援策

(1) 特定入居等

被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行います。

(2) 公営の空家の活用や仮設住宅等の提供

復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営の空家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援します。

(3) 災害復興住宅資金の融資等

住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅資金の融資等を行います。

(4) 災害援護資金、生活福祉資金の斡旋

災害により家財等に被害があった場合、災害救助法の適用時は、災害援護資金、同法の適用に至らないときは生活福祉資金の斡旋を行います。

6 広報連絡体制の構築

(1) 総合的な相談窓口等の設置

被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置します。

(2) 広報・連絡体制の構築

被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建にあたっての広報・連絡体制を構築します。

7 災害復興基金の設立等

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討します。

8 精神保健支援対策

被災者の精神的な不安を取り除くために、県に要請し、精神的支援を行います。

9 生活相談

本格的な応急対策活動が稼動しはじめた後、速やかに被災者のための生活相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取し、解決を図るほか、町独自で解決が難しい事項は関係

機関に連絡するなど、幅広い広聴活動を実施します。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供します。

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置します。

1 施設復旧資金等の貸付

災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地の復興に資するため、災害復旧貸付等や高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金、運転資金の貸付を行います。

また、被災した中小企業者に対する資金対策として銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫法等の融資が行われることから、これらが円滑に行われ経営の安定が得られるよう図ります。

2 経済復興対策

地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努めます。

3 農林漁業関係者への復旧金融

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者が組織する団体に対し、天災融資法に基づく災害資金の融資斡旋を行い、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図ります。

第3編 震災対策編

第 1 部 予防対策

第1章 災害に強い生活のあり方

第1節 防災のまちづくり

本町全体が甚大な被害に見舞われたとき、被害を最小限に食い止めるには、災害に強い地域構造を備えもつことが必要です。

防災を特別なこととせず、施設整備に防災の視点を組み込む等、防災のまちづくりに向けた対策を進めます。

なお、本節に定めのない事項は、一般対策編第1部第1章第1節「防災のまちづくり」に定めるところによります。

1 建築物の安全確保

(1) 耐震計画の作成と実施

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施します。

(2) 耐震改修・建替えの促進

個人住宅の耐震化は、耐震診断の推進等により耐震改修の促進を図ります。

2 防災拠点施設の整備充実

(1) 防災拠点施設の安全化

災害時に防災拠点施設として利用する公共施設は、耐震性等に十分配慮し、不安のある施設は、順次補強に取り組みます。

(2) 防災拠点施設の防災設備・機能の充実

災害時、応急対策に使用する施設は、対策に必要な最低限の防災設備や機能の充実が必要です。

このため防災拠点施設について、防災設備及び機能の充実を図ります。

3 道路施設対策

(1) 道路の点検・整備

災害時の避難や応急対策には、活動を支える道路の確保が不可欠です。

各道路管理者が定期的に路欠、法面崩壊等の危険箇所の点検を行い、補強等の対策工事の必要な箇所は、緊急度の高いものから順次対策事業を実施します。

(2) 橋梁の点検・整備

道路施設のうち、橋梁は被災した場合、交通に大きな影響を及ぼすことから、基準に適合する構造とする必要があります。

補強等の対策が必要な橋梁は、緊急度の高いものから順次対策事業を実施します。

4 土地利用による防災性の向上

(1) 公園、平地等の整備

公園、平地等は、応急対策活動の拠点として活用に努めます。

(2) 町道・林道・農道の整備・拡幅

緊急輸送路と並行し、応急対策で活用できる道の確保が必要であるため、町道・林道・農道について整備・拡幅を図ります。

(3) 用水対策

地震による災害時には、水道の機能破壊に備え、飲料水となる水源を保全するとともに、防火水槽、河川からの取水等の多様な消火用水の確保に努めます。

第2節 建築物等災害予防対策

建築物の安全を期するため、建築基準法に則った敷地、構造及び用途等に係る基準に基づく建築を推進するとともに、公的な施設の耐震性、耐火性の向上を図ります。

1 建築物等の耐震性、耐火性の向上

建築物の安全性を高めるため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成17年（2005年）10月27日法律第123号）に基づき、建築基準法による防災構造上の検査、指導を強化します。

2 建築物の災害予防

ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊の防止等に関する普及啓発を図ります。

(1) 民間木造建築物の耐震診断と補強

老朽化した木造家屋は、災害時の倒壊が予測されるため、既存建物は関係機関の協力を得て、適切な補強に努めます。

(2) 新規建築物の難燃化促進

災害時に発生する火災から住民の生命・財産を守るため、新設される木造建築物についても難燃化を啓発します。

3 ブロック塀崩壊、各種落下物等の防止

(1) ブロック塀、石垣の安全化

災害時には、ブロック塀、石垣の倒壊による道路遮断の可能性があることから、大きな人的被害をもたらすこと等が危惧されます。

このため専門家の協力を得て、ブロック塀、石垣の強度点検、補強の必要性の啓発に取り組みます。

(2) 自動販売機の転倒防止

災害時に自動販売機が転倒し、避難、応急対策の妨げとならないよう、自動販売機の固定設置化を徹底するように関係者への指導を行います。

(3) 屋外広告物の落下防止

地震時に屋外広告物が落下し被害をもたらさないよう、設置後の維持管理に対して適宜改善指導を行います。

4 家具等の転倒防止

地震時の本棚や食器棚等の転倒防止方法に関する普及啓発を図ります。

5 文化財の耐震対策

文化財保護のための施設、設備の整備等の耐震対策に努めます。

6 地震保険の加入促進

地震により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、住民に対して地震保険に関する情報提供を行います。

第3節 災害に強い土地利用の推進

一般対策編第1部第1章第2節「災害に強い土地利用の推進」を準用します。

第4節 土砂災害予防対策

一般対策編第1部第1章第3節「土砂災害予防対策」を準用します。

第5節 山地災害・農地災害予防対策

一般対策編第1部第1章第4節「山地災害・農地災害予防対策」を準用します。

第6節 ライフライン等予防対策

一般対策編第1部第1章第6節「ライフライン等予防対策」を準用します。

第7節 火災予防対策

一般対策編第1部第1章第7節「火災予防対策」を準用します。

第2章 地域防災力の育成

第1節 防災知識の日常化・地域防災力の育成

防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進することで、町全体の防災力の向上を図ります。

なお、本節に定めのない事項は、一般対策編第1部第2章第1節「防災知識の日常化・地域防災力の育成」に定めるところによります。

1 職員の研修

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災研修へ毎年参加し、人材の育成を図ります。

2 地域住民等に対する教育

関係機関と協力して、防災マップの見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、防災意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施します。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行います。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行います。

3 防災教育の実施

南海トラフ地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を推進し、その取組を家庭、地域へと広がっていきます。

4 防災に関する広報及び啓発の実施

住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施します。

5 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図ります。

第2節 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため、防災訓練を実施します。

なお、本節に定めのない事項は、一般対策編第1部第2章第2節「実践的な防災訓練の実施」に定めるところによります。

1 防災訓練の実施

地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施します。

なお、防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めます。

2 防災訓練の内容

県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、実践的な訓練を行います。

第3節 自主的な防災活動への支援

一般対策編第1部第2章第3節「自主的な防災活動への支援」を準用します。

第4節 事業所による自主防災体制の整備

一般対策編第1部第2章第4節「事業所による自主防災体制の整備」を準用します。

第5節 要配慮者対策

一般対策編第1部第2章第5節「要配慮者対策」を準用します。

第6節 消防団を中心とした地域の防災体制

一般対策編第1部第2章第6節「消防団を中心とした地域の防災体制」を準用します。

第7節 自発的な支援への環境整備

一般対策編第1部第2章第7節「自発的な支援への環境整備」を準用します。

第8節 文教予防対策

一般対策編第1部第2章第8節「文教予防対策」を準用します。

第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

第1節 防災施設の限界と避難開始の時期

一般対策編第1部第3章第1節「防災施設の限界と避難開始の時期」を準用します。

第2節 危険性の周知

一般対策編第1部第3章第2節「危険性の周知」を準用します。

第3節 避難を可能にするサインの整備

一般対策編第1部第3章第3節「避難を可能にするサインの整備」を準用します。

第4節 自主的な避難

一般対策編第1部第3章第4節「自主的な避難」を準用します。

第5節 避難対策

一般対策編第1部第3章第5節「避難対策」を準用します。

第6節 避難体制の整備

一般対策編第1部第3章第6節「避難体制の整備」を準用します。

第4章 災害に備える体制の確立

第1節 防災活動体制の整備

一般対策編第1部第4章第1節「防災活動体制の整備」を準用します。

第2節 情報の収集・伝達体制

一般対策編第1部第4章第2節「情報の収集・伝達体制」を準用します。

第3節 防災担当者の人材育成

一般対策編第1部第4章第3節「防災担当者の人材育成」を準用します。

第4節 防災関係機関等の連携体制

一般対策編第1部第4章第4節「防災関係機関等の連携体制」を準用します。

第5節 防災中枢機能の確保、充実

一般対策編第1部第4章第5節「防災中枢機能の確保、充実」を準用します。

第5章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 消火・救助・救急対策

一般対策編第1部第5章第1節「消火・救助・救急対策」を準用します。

第2節 災害時医療対策

一般対策編第1部第5章第2節「災害時医療対策」を準用します。

第3節 緊急輸送活動対策

一般対策編第1部第5章第3節「緊急輸送活動対策」を準用します。

第4節 緊急物資確保対策

一般対策編第1部第5章第4節「緊急物資確保対策」を準用します。

第5節 消毒・保健衛生体制の整備

一般対策編第1部第5章第5節「消毒・保健衛生体制の整備」を準用します。

第 2 部 応急対策

第1章 災害時応急活動

第1節 活動体制の確立

効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図ります。

なお、本節に定めのない事項は、一般対策編第2部第1章第1節「活動体制の確立」に定めるところによります。

1 初動体制の確立

大規模災害時に混乱を最小限に抑え、組織として速やかに対応できるよう、災害応急活動に関する、組織体制を定めます。

(1) 初動体制

地震が発生した場合、動員計画により職員を非常招集し、初動の活動体制を整えます。

(2) 配備体制

「4 配備基準及び動員体制」により配備体制をとります。

2 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置については、おおむね次の基準に該当するときは町長（本部長）が設置するものとします。

自動設置	町内で震度5弱以上の地震が発生した場合
判断設置	町内で震度4の地震発生により被害が発生した場合 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合 大規模な災害が発生し、甚大な被害をもたらすおそれがある場合

3 本部会議の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、次に掲げる災害応急対策を実施します。

- (1) 地震情報等に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害に関する情報の収集に関すること。
- (3) 災害対策の連絡調整に関すること。
- (4) 水防、消防その他緊急措置に関すること。
- (5) 災害救助その他民生の安定上の措置に関すること。
- (6) 災害時における応急文教対策に関すること。
- (7) 災害応急復旧に関すること。
- (8) 配備体制の決定に関すること。
- (9) その他災害予防及び災害応急対策に関すること。

4 配備基準及び動員体制

配 備 区 分	配 備 基 準	動 員 体 制
第一配備 【準備体制】	1 南海トラフ地震臨時情報「調査中」が発表された場合	・総務課長 ・防災担当
第二配備 【警戒体制】	1 町内で震度4の地震が発生した場合 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意又は巨大地震警戒)が発表された場合	・町長 ・副町長 ・教育長 ・各課等の長及び必要と認められる人員 【災害対策本部設置】《判断設置》
第三配備 【災害対策本部設置】	1 町内で震度5弱以上の地震が発生した場合	・全職員 【災害対策本部設置】《自動設置》

5 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をします。

(2) 人員の配置

人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請します。

6 防災関係機関等に対する応援要請

町の対応能力では、対応できない場合には、災害対策基本法及び応援協定等に基づき、防災関係機関等に速やかに応援を要請します。

第2節 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、町内の被害状況の掌握、警報等の情報は、応急対策を実施するうえで極めて重要となります。町及び防災関係各機関は、相互に緊密な通信連絡を行い、迅速かつ的確な情報の収集連絡を行います。

なお、本節に定めのない事項は、一般対策編第2部第1章第3節「情報の収集・伝達」に定めるところによります。

1 地震情報の収集

気象庁による地震情報は、高知県総合防災情報システム等を通じて、随時、町に伝えられるとともに、テレビ、インターネットでも随時発信されます。これらの的確な収集に努めます。

地震に関する情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報 (警報)	・震度5弱以上の揺れが予想されたときに、震度4以上が予測される地域に対し発表	地震波のP波がS波より速く伝わる性質を利用して、先に伝わるP波を検知して震度を予測し、テレビ、ラジオ、携帯電話等で広く伝達
緊急地震速報 (予報)	・震度3以上又はマグニチュード3.5以上等	P波を検知して緊急地震速報(警報)に該当しない小規模な地震の震度を専用の受信端末等で伝達
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報 (津波警報・注意報を発表)	・震度3以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表

地震情報の種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

2 気象情報等の併行収集

地震に伴い発生する火災は、乾燥下で、延焼による被害拡大の危険性が高まります。このため、知事から町長に通報される火災気象通報にも注意し、必要に応じて町長は火災警報を発令することができます。

火災気象通報の基準

◇実効湿度60%以下で、最小湿度40%を下回り、最大風速7m/sをこえる見込みのとき ◇平均風速10 m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき （降雨、降雪中は通報しないこともあります。）

3 異常現象発見時の通報

災害発生のおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長、警察官又は消防団員に通報します。

通報すべき異常現象の内容

◇地割れ、がけ崩れ等 ◇堤防からの漏水 ◇湧き水の出現 ◇井戸水位の急激な変動 ◇その他、ごく小規模な災害の発生等

4 参集時の職員の情報収集

町職員は、参集時に、被害状況等の情報収集に努めます。

第3節 通信連絡

一般対策編第2部第1章第4節「通信連絡」を準用します。

第4節 応援要請

一般対策編第2部第1章第5節「応援要請」を準用します。

第5節 広報活動

一般対策編第2部第1章第6節「広報活動」を準用します。

第6節 警戒活動

一般対策編第2部第1章第7節「警戒活動」を準用します。

第7節 避難活動等

一般対策編第2部第1章第8節「避難活動等」を準用します。

第8節 災害拡大防止活動

地震の発生後の火の不始末による火災が発生した場合、地震直後の混乱もあって、消火に手間取り延焼するおそれが多分にあるため、震災時の消防体制について定めます。

なお、本節に定めのない事項は、一般対策編第2部第1章第9節「災害拡大防止活動」に定めるところによります。

1 活動体制

(1) 消防団の非常招集

地震の発生により消防、救助等の要件が発生した場合は、町長（本部長）は消防団の非常招集を行います。

各団員は、できる限り周辺所況を概略的に把握しながら参集します。

(2) 活動内容

建造物、車両、林野等に火災が発生した場合、消防団は町長（本部長）の指揮により直ちに現場に出動し、消防活動を実施します。

また、消防団は状況に応じ救急・救助活動、避難対策活動等を行います。

2 消防活動の優先順位

被害が甚大で各地区で消防活動、人命救助及び避難誘導活動を要する場合、災害対策本部は、各分団と連絡をとり合い、その時点の適切な状況判断を行います。

消防団は、この指示に従い効果的な活動により被害を最小限に止めます。

3 消防相互応援活動

(1) 応援協力体制

ア 高幡消防本部との連携

町内の消防能力だけで火災の鎮火や救助活動が困難な場合、高幡消防本部と連携し、消防活動、人命救助活動を行います。

イ 近隣市町村との相互協定

大規模な火災が発生したときは、高幡消防本部と連携及び県、近隣市町村等に応援を要請します。

(2) 要請時の連絡事項

応援を求める市町村等に対し、次のことを示し要請を行います。

ア 災害の状況及び応援を求める事由

イ 応援を求める活動内容、機関

ウ 応援を求める人員及び物資

エ 応援を必要とする場所及び期間

(3) 林野火災への応援要請

町内に林野火災が発生し、林野火災対策用資機材等の確保が困難な場合、県にその確保及び応援を要請します。

第9節 農林漁業関係応急対策

一般対策編第2部第1章第10節「農林漁業関係応急対策」を準用します。

第10節 緊急輸送活動

一般対策編第2部第1章第11節「緊急輸送活動」を準用します。

第11節 交通確保対策

一般対策編第2部第1章第12節「交通確保対策」を準用します。

第12節 危険物施設等応急対策

一般対策編第2部第1章第13節「危険物施設等応急対策」を準用します。

第13節 社会秩序維持活動等

一般対策編第2部第1章第14節「社会秩序維持活動等」を準用します。

第14節 地域への救援活動

一般対策編第2部第1章第15節「地域への救援活動」を準用します。

第15節 ライフライン等施設の応急対策

一般対策編第2部第1章第16節「ライフライン等施設の応急対策」を準用します。

第16節 文教応急対策

一般対策編第2部第1章第17節「文教応急対策」を準用します。

第17節 労務の提供

一般対策編第2部第1章第18節「労務の提供」を準用します。

第18節 要配慮者対策

一般対策編第2部第1章第19節「要配慮者対策」を準用します。

第19節 災害応急金融対策

一般対策編第2部第1章第20節「災害応急金融対策」を準用します。

第20節 災害応急融資

一般対策編第2部第1章第21節「災害応急融資」を準用します。

第21節 二次災害の防止

一般対策編第2部第1章第22節「二次災害の防止」を準用します。

第22節 自発的支援の受入れ

一般対策編第2部第1章第23節「自発的支援の受入れ」を準用します。

第2章 自衛隊の災害派遣

第1節 災害派遣要請ができる範囲

一般対策編第2部第2章第1節「災害派遣要請ができる範囲」を準用します。

第2節 災害派遣要請の手続

一般対策編第2部第2章第2節「災害派遣要請の手続」を準用します。

第3節 派遣部隊の受入体制

一般対策編第2部第2章第3節「派遣部隊の受入体制」を準用します。

第4節 派遣部隊の業務及び撤収等

一般対策編第2部第2章第4節「派遣部隊の業務及び撤収等」を準用します。

第3部 復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

一般対策編第3部第1章第1節「復旧・復興の基本方向の決定」を準用します。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

一般対策編第3部第1章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用します。

第2章 復興計画

第1節 復興計画の進め方

一般対策編第3部第2章第1節「復興計画の進め方」を準用します。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

一般対策編第3部第2章第2節「被災者等の生活再建等の支援」を準用します。

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

一般対策編第3部第2章第3節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」を準用します。

第4部 重点的な取組

第1章 命を守る対策

第1節 強い揺れから身を守る対策

1 建物の倒壊から身を守る

- (1) 個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修の促進を図ります。
- (2) 公共建築物の耐震化について計画的に進めます。
- (3) 民間建築物の耐震化の促進を図ります。

2 家具等の転倒から身を守る

- (1) 個人住宅における家具等の転倒防止策の普及啓発を進めます。
- (2) 公共建築物の書棚や器具等の転倒防止を推進します。

3 揺れを感じたときの行動を身につける

- (1) 身を守る行動指針を定め、普及啓発に努めます。
- (2) 家庭での防災用品や非常食料の備えを推進します。
- (3) 地域の自主防災活動に必要な資機材の整備を支援します。

第2章 命をつなぐ対策

第1節 応急対策活動体制等の整備

- 1 地震発生時の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練や応急対策能力を高めるための図上訓練の実施に努めます。
- 2 地震発生後の医療救護が迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制の整備等、医療救護体制の整備を進めます。
- 3 町道・林道・農道の耐震化調査・補強を進めます。

第2節 広域避難体制等の整備

- 1 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他市町村と広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、具体的な避難及び受入方法を含めた手順等を定めるよう努めます。
- 2 栲原町全域を越えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行います。

第3節 避難所等の整備

- 1 指定避難所の耐震化や非常用発電機、浄化器等、必要な物資や資機材の備蓄等を進めます。
- 2 避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図る。また、被災者等のこころのケアを行うための体制の整備を進めます。

第3章 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応計画

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ地震の発生する可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下の4つがあります。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でモーメントマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のモーメントマグニチュード8以上の地震を除く）、想定震源域内のプレート境界面において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、モーメントマグニチュード8以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれでもなかった場合

第1節 計画の目的

- 1 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合に、町がとるべき対策を定め、地震防災対策の推進を図ることを目標とし、本町に必要な事項を定めます。
- 2 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応については、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン」（国のガイドライン）と「南海トラフ地震臨時情報発表時における住民事前避難の検討手引き」（県の手引き）を基に住民避難やその啓発、事前対策を講じることで被害の軽減につなげる取組を実施します。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の災害 応急対策

（一般対策編第2部第1章第1節及び震災対策編第2部第1章第1節「活動体制の確立」参照）

1 南海トラフ臨時情報（調査中）が発表された場合は、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努めるとともに、災害発生に備え応急活動体制をとります。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時 の災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、1週間、後発地震に対して警戒する措置をとり、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとります。

1 配置基準及び動員体制

（震災対策編第2部第1章第1節4「配置基準及び動員体制」を参照）

2 町が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、避難指示等を発令します。

（1）事前避難対象地域

ア 耐震性の不足する住宅の居住者

イ 土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）の斜面際から距離が概ね10m

3 住民への周知

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係する事項について防災行政無線、ホームページ、登録制メールを駆使し周知します。

（2）地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を周知します。

4 避難対策等

（1）地域住民等の避難行動等

ア 地震発生時に発生する土砂災害は、人的被害の発生リスクが高い地域を絞り込むことが困難であることから、住民が避難する場合は、知人宅や親類宅への避難を促すことを基本とします。

イ 避難所が開設された場合は、安全にかつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行います。

ウ 事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけます。また、事前の避難を希望する住民に対して、避難所の開設など必要な対応を行います。

(2) 避難所の運営

(一般対策編第2部第1章第8節8「避難所の運営」を参照)

5 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導や消火活動が迅速且つ円滑に行われるよう対策を講じます。

6 ライフライン等の対策

(一般対策編第2部第1章第16節を参照)

必要なライフラインの供給体制を確保します。その後、後発地震に備えて、必要がある場合は、実施する措置を定めます。

7 学校・保育園の対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の栲原こども園、栲原学園における対応方針に基づく措置をとります。

8 交通対策

(1) 道路

ア 町は、道路管理者等との調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報をあらかじめ情報提供します。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知します。

(2) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のために、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めます。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに下記の期間、後発地震に対して注意する措置をとります。

- 1) 南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生し、巨大地震注意が発表された場合は1週間
- 2) 南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

1 配置基準及び動員体制

（震災対策編第2部第1章第1節4「配置基準及び動員体制」を参照）

2 住民への周知

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係する事項について防災行政無線、ホームページ、登録制メールを駆使し周知します。
- (2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を周知します。

3 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

ア 地震発生時に発生する土砂災害は、人的被害の発生リスクが高い地域を絞り込むことが困難であることから、住民が避難する場合は、知人宅や親類宅への避難を促すことを基本とします。

イ 避難所が開設された場合は、安全にかつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行います。

ウ 事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけます。また、事前の避難を希望する住民に対して、避難所の開設など必要な対応を行います。

4 学校・保育園の対応

- (1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の梶原こども園、梶原学園における対応方針に基づく措置をとります。

5 町が管理等を行う施設・設備等の点検など日頃からの地震への備えを再確認します。

第4章 震災に強い人・地域づくり対策

第1節 学校及び地域での防災教育

- 1 教職員用指導資料「高知県安全教育プログラム（震災編）」等に基づく発達段階に応じた防災教育を推進します。
- 2 学校、家庭、地域が一体となった防災への取組を推進します。
- 3 教職員の防災研修の実施に努めます。

第2節 住民への防災教育

地震に備える住民の自助を支援するための情報提供を行い、住民自身による地震防災対策を促進します。

第3節 防災のエキスパートの養成

- 1 自主防災活動を担う人材の育成を図ります。
- 2 自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進します。
- 3 地域や事業所での防災活動の担い手となる防災士を養成します。

第4節 防災の視点に立った公共施設の整備

防災の視点に立った公共施設の整備を図ります。

第4編 火災及び事故災害対策編

第1章 大規模な火事災害対策

第1節 火事災害の予防

大規模な火災を未然に防ぐため、町及び防災関係機関は、火災に強いまちづくりや防火管理の徹底等火災予防の充実強化を図ります。

1 火災に強いまちづくり

火災による被害を防止、軽減するため火災に強いまちづくりを行います。

(1) 防災空間の整備

避難路、緊急避難場所、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路の整備、公共施設の不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図ります。

(2) 建築物の安全対策

公共施設の適切な維持管理、防火性能の向上を推進します。

2 建築物の火災予防

建築物の所有者等に対し、防火管理者を活用するなど、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導します。

(1) 消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理の徹底

(2) 町の管理する不特定多数の人が利用する施設の消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

3 防火知識の普及啓発

住民、事業所に対し、全国火災予防週間、防災週間を通じて、幅広く防火知識の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や消火器・基本的な防火用資機材の操作方法等の習熟を図ります。

4 消防力の強化

大規模な火災に備え、消防計画を作成し、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めます。

また、消防団、自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努めます。

5 火災気象通報

県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令します。

火災気象通報の基準

◇実効湿度60%以下で、最小湿度40%を下回り、最大風速7m/sをこえる見込みのとき

◇平均風速10 m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき

(降雨、降雪中は通報しないこともあります。)

第2節 火事災害の応急対策

大規模な火災が発生した場合において被害の拡大を防止、又は軽減するため、町及び防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施します。

1 情報の収集と伝達

町及び消防団及び高幡消防組合は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施します。

2 消火活動等

(1) 応急措置

町及び消防署は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施します。

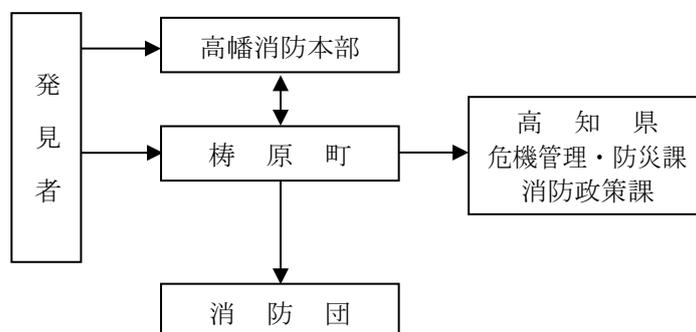
- ア 防災関係機関と連携した火災防御活動
- イ 現地災害対策本部の設置

(2) 応援要請

火災が拡大し、町単独での消火が困難なときに応援要請をします。

- ア 県に消防防災ヘリコプターの出動を要請し空中からの消火活動を要請
- イ 他の市町村への応援要請

大規模な火事災害時の通報・通信系統図



第2章 林野火災対策

第1節 林野火災予防対策

町の森林面積は91%を占めるため、町及び防災関係機関は、森林所有者や地域の林業関係団体と連携して、大切な財産と林野保全のために必要な林野火災の予防対策を講じます。

1 予防対策

- (1) 住民の林野火災予防に関する意識の啓発
- (2) 火入れに対する栲原町火入れに関する条例に基づく届出(許可)及び条件の確認、違反事項の中止の指示
- (3) 火災発生危険期における出火防止の広報や林野の重点的な巡視の実施
- (4) 消防力強化のための防衛資機材の整備及び備蓄

2 火災気象通報

第4編第1章第1節「5 火災気象通報」を準用します。

第2節 林野火災応急対策

林野火災が発生した場合において、町及び防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施します。

1 情報の収集と伝達

火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県へ報告します。

2 消火活動等

第4編第1章第2節「2 消火活動等」を準用します。

3 二次災害の防止活動等

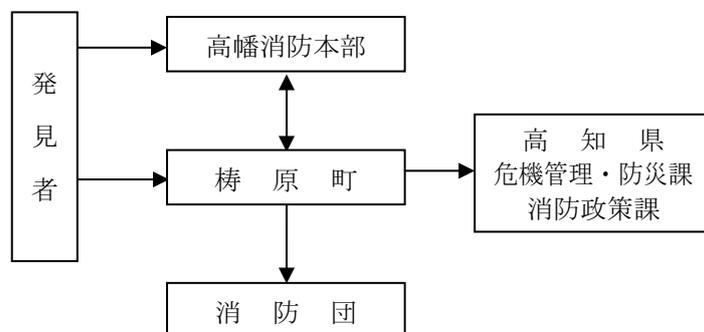
(1) 点検の実施

林野火災により被害を受けた地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害等の防止策として、土砂災害等の危険箇所の点検等を行います。

(2) 防災対策の実施

点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、県と連携し応急対策、砂防設備、治山設備等の整備を行います。

林野火災時の通報・通信系統図



第3章 重大事故発生時の町の措置

機関名	重大事故発生時の措置
<p>梶原町</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置 2 死傷者の捜索、救出、搬出 3 災害現場の警戒 4 防災関係機関の実施する搬送等の調整 5 日本赤十字社高知県支部地区長、又は分区長に対する協力要請 6 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理） 7 身元不明遺体の処理

※防災関係機関等の実施する措置については、各機関の業務計画等によります。

第4章 道路事故対策

第1節 道路事故予防対策

道路施設の整備などの道路交通の安全確保のための予防対策を講じます。

1 情報収集及び連絡体制の整備

道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図ります。

2 情報提供の体制整備

道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図ります。

3 現況の把握

道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。

4 施設等の整備

道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図ります。

第2節 道路事故応急対策

道路建造物の被災等による被害が発生した場合において、町は防災関係機関等と相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施します。

1 把握及び連絡

大規模な道路事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに防災関係機関等に連絡します。

2 災害の拡大防止

大規模な道路事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近の住民の避難等必要な措置を講じます。

3 初期活動の実施

迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動を実施します。

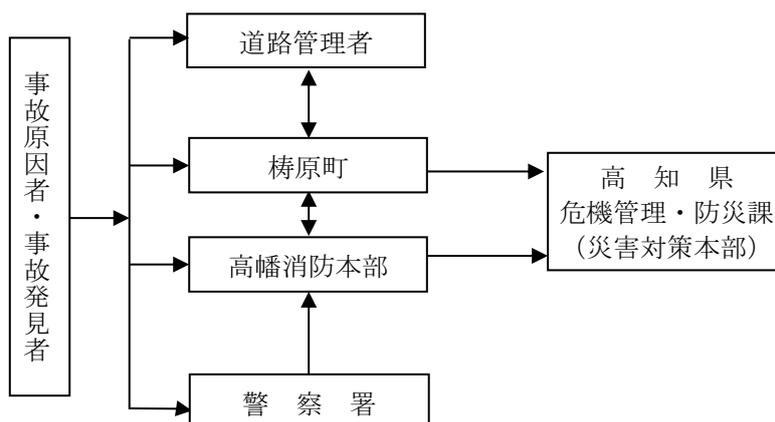
4 道路交通の確保及び緊急点検

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めます。また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行います。

5 復旧状況の伝達

災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達します。

道路被害情報等の収集伝達系統図



第5章 陸上における流出油災害対策

第1節 陸上における流出油災害予防対策

陸上において流出油災害が発生するか又は発生するおそれがある場合の情報の収集と伝達経路について防災関係機関等と連携を密にします。

第2節 陸上における流出油災害応急対策

防災関係機関等と、陸上での流出油災害に対する応急対策について定めます。

1 防除活動

事故原因者及び消防等は、流出油の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置を講じます。

2 住民の安全確保

流出した油により、住民の生命及び保健衛生上に危害が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の応急対策を実施します。

第6章 危険物等災害対策

危険物等の定義

◇危険物	消防法第2条第7項に規定されているもの
◇高圧ガス	高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
◇火薬類	火薬取締法第2条に規定されているもの
◇毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの

第1節 危険物災害予防対策・応急対策

危険物による災害の発生を防止するために、防災関係機関と連携して保安体制の強化を図ります。

また、災害発生時の応急対策について定めます。

第2節 高圧ガス災害予防対策・応急対策

事業所等における保安体制の確立の促進、保安意識の高揚を図り、高圧ガスによる事故の防止に努めます。

また、災害発生時の応急対策について定めます。

第3節 火薬類災害予防対策・応急対策

火薬類取扱事業所等における保安体制の確立の促進、保安意識の高揚を図り、火薬類による事故の防止に努めます。

また、災害発生時の応急対策について定めます。

第4節 毒物・劇物災害予防対策・応急対策

危害防止体制の確立の促進、危害防止意識の高揚を図り、毒物・劇物による事故の防止に努めます。

また、災害発生時の応急対策について定めます。

第5節 住民の安全確保のための体制整備

事業所や地域住民と連携して、危険物等災害に対し安全を確保するための体制整備に努めます。

第7章 原子力事故災害対策

- ◇ 本編における原子力事故災害対策は、愛媛県に所在する「伊方発電所」での事故を対象とします。
- ◇ 他の原子力発電所において事故が発生し、梶原町への影響があると予測される場合には、本編を準用して対応します。

第1節 災害予防

原子力発電所からおおむね半径5kmの区域を予防的防護措置を準備する区域（以下「P A Z」という。）といい、おおむね30kmの区域を緊急時防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）といいます。本町から最も近い原子力発電所である伊方発電所から梶原町役場までの直線距離は58km、町の西端までは46kmであるため、本町はU P Z外の区域です。

しかし、U P Z外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定されるため、原子力災害が発生した場合に備え、関係機関と連携して平常時から予防対策を講じます。

1 情報の収集・連絡体制等の整備

(1) 防災関係機関等との相互の連携体制

原子力防災に万全を期すため、県、近隣町村及びその他防災関係機関との間において、情報の収集、連絡体制の整備を図ります。

(2) 異常事態発生時の通報体制

原子力発電所において原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条に規定する事象（施設敷地緊急事態）、及び原災法第15条に規定する事象（全面緊急事態）が発生した場合に、県や関係機関からの速やかな通報を得て、相互に協力のうえ原子力事故災害に対応できるよう連携を図ります。

(3) 住民等への情報伝達体制の整備

原子力事故災害の正確な情報を住民に対して確実かつ速やかに伝達できるよう、防災行政無線やIP告知端末、緊急速報メール、広報車等の情報伝達体制を整備します。

(4) 専門家の活用体制の整備

必要に応じて専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めます。

(5) 相談窓口の設置

県及び防災関係機関と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等の整備に努めます。

2 原子力防災等に関する知識の普及啓発

(1) 住民等に対する普及・啓発

住民等に対し原子力災害の特性、影響及び防護措置等について普及啓発活動を実施します。その際、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分配慮するよう努めます。

(2) 防災教育

教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育の実施に努めます。

(3) 防災訓練の実施

原子力災害に対応するため訓練等を実施することにより、防災関係機関との連携、機器等の習熟等を促進します。訓練の実施にあたっては、行政機関のほか、住民等を含め様々な組織を効率的に運用できるよう努めます。

3 緊急事態応急体制の整備

(1) モニタリング体制の整備

原子力事故災害発生時における放射性物質又は放射線の放出による町内の環境への影響を評価するため、測定地点を定めて平常時から必要な環境放射線モニタリングを簡易計測機で実施し、原子力事故災害発生時に用いる比較データの収集に努めます。また、県の行う平常時の環境放射線モニタリング及び原子力事故災害発生時において行う緊急時のモニタリングについて協力します。

(2) 専門家の派遣要請手続

特定事象等が発生した場合、必要に応じて県に対して事態の把握のために、専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めるように努めます。

(3) 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

県及び防災関係機関と協力・連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制の整備に努めます。

(4) 物資の調達と供給体制の整備

原子力事故災害が発生すると、安全を確認するまでは屋外にある野菜や米、果物等の食料は使えないものと認識し、屋内備蓄について初期の対応に十分な量の物資を備蓄し、物資の性格や避難所の位置を勘案のうえ、集中備蓄や分散備蓄についても検討します。

(5) 緊急輸送活動等の整備

住民等の避難に係る人員の搬送や物資の輸送、さらに避難誘導や緊急輸送路の確保等が必要となる場合を想定し、広域避難ルート、活動ルートを選定し道路整備を推進します。

4 避難体制の整備

(1) 警戒区域の設定

県と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を作成するとともに、必要な資機材等の確保に努めます。

(2) 屋内退避体制の整備

原子力災害発生後の経過に応じて、住民及び観光客等の一時滞在者等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理・準備します。

(3) 避難所・避難方法等の周知

避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、ペットとの同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めます。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めます。

(5) 広域的な避難対策の整備

梶原町は一部が伊方発電所から50kmの圏内にあり、大規模な原子力事故が発生する場合には一定の影響があると想定されるため、長期的に受け入れ可能な避難所については考えにくいことから、他県からの避難者は一時的に受け入れるものと想定し次の避難所を指定します。

1	旧四万川小学校
2	梶原中学校
3	梶原高校

5 健康被害の防止

(1) 緊急被ばく医療活動体制等の整備

万が一被ばくした場合に備え、住民等の初期被ばく医療を中心とする体制を整備するとともに、梶原病院における放射線の基礎知識や、町として除染等の放射線防護に係る技術等の取得に努め、発生時に迅速な対応がとれるよう、梶原病院との連携を図ります。

(2) 安定ヨウ素剤の備蓄及び管理体制の整備

原子力事故災害が発生した場合にはブルーム通過時における内部被ばくにより、甲状腺に影響を与えることが予想されるため、安定ヨウ素剤について、町民が全員服用できる量を確保し、梶原病院において管理します。

また、県と連携し、避難する住民等に安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備するよう努めます。

- (3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の調達
 - 応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の提供を県へ要請します。
- (4) 農林水産物等の安全性確保体制の整備
 - ア 検査協力
 - 県が行う放射性物質検査や流通に関する実態調査等が迅速に行われるよう協力します。
 - イ 連絡体制
 - 食品等の安全宣言、又は出荷制限や自主回収など、注意喚起や情報提供を迅速に行うため、防災関係機関との連絡体制を整備します。
- (5) 町内産品の保護と観光対策の整備
 - ア 農林生産物等の町内産品に対する速やかな安全宣言又は基準値を超えた場合の出荷の自粛、規制等について県と連携して行います。
 - イ 原子力事故災害発生時における周辺の空間放射線量率など関連する放射性物質に係る検査、測定結果を各観光施設において把握できるよう県と連携するとともに、インターネット等で広く発信する広報手段を整備します。

第2節 応急対策

原子力災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、県及び防災関係機関と連携して必要な措置を講じます。

1 事故発生時等における情報の収集・連絡

伊方発電所のいかなる小さな事故災害であっても、可能な限り県や防災関係機関から情報収集を行い事実の整理を行います。県から情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連携を密にします。

また、指定地方公共機関等との間において、県から連絡を受けた事項、自らが行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にします。

2 活動体制の確立及び初期活動

原子力災害発生後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、防災関係機関相互の連携に努めます。

(1) 国・県の職員や専門家等の派遣要請

原子力緊急事態に伴う町がとるべき対応について、国や県に対して、職員や専門家の派遣を要請します。

(2) 広域的な応援要請及び職員の派遣要請

ア 応援要請

町外からの避難者の受入れ、又は町外への避難が必要となった場合、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行います。

イ 職員の派遣要請

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、知事に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助及び職員の派遣の要請、又は斡旋を求めます。

(3) 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、県を通じて要請します。

(4) 防災業務関係者の安全確保

緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図ります。

3 住民等への的確な情報伝達活動

(1) 住民等への情報伝達活動

ア 原子力災害が発生した場合、住民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするために、住民等に対して、防災行政無線やIP告知端末、緊急速報メール、広報車等のあらゆる情報伝達手段を活用して、的確な情報提供、広報を行います。

イ 住民等への情報提供にあたっては、県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備します。また、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努めます。

(2) 住民等からの問い合わせに対する対応

県、国及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備します。また、住民等のニーズを見極めたうえで、情報の収集・整理・発信を行います。

4 避難等の防護活動

(1) 屋内退避、避難誘導等

原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護措置を実施します。

ア 原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）が発出された場合は、住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行います。

イ 国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合は、屋内退避や避難を要する区域の決定や避難先等について、県と調整したうえで、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告等、必要な応急対策を実施するとともに、住民避難等の支援が必要な場合は、県と連携し国に要請します。

(2) 広域的な避難対策と支援要請

広域的な避難にあたっては、県と連携を図り、迅速な避難に努めます。

ア 県内での広域的な避難

県内の他の市町村への避難が必要と判断される場合は、受入れ先となる市町村と協議をして行き、必要に応じて県と協議する。

イ 県外への避難と支援要請

県外への避難が必要と判断される場合は、避難に関し、県に対して他の都道府県と協議するよう要請します。避難にあたっては自家用車による避難とチャーターしたバスによるものとし、最善の避難路を選択したうえで行います。

ウ 他県からの避難者の受入れ

他県から避難者受入れの要請があった場合、県と調整のうえ、避難所の開設又は避難者用住宅の提供を行います。

エ 生活支援と情報提供

住居や生活、医療、教育、介護など避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行います。

(3) 防災関係機関との連携

県及び防災関係機関との連携により、住民等の避難や物資の搬送等、応急対策活動を迅速かつ円滑に行うための調整を図ります。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者について十分に配慮した応急対策活動を実施します。

5 安定ヨウ素剤の予防服用

県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、栲原病院を中心として、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示します。

6 住民等の健康対策

(1) 食品等の摂取制限

原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施します。

(2) 医療体制の確立

栲原病院と連携し、必要に応じて住民等のスクリーニング、被ばく線量の測定及び除染等を実施します。

(3) 相談専用窓口の設置

住民等からの相談、問い合わせに対応するため、相談専用窓口を設けるとともに、県との連絡を密にして情報の一元化を図ります。

7 物資の調達と供給活動

備蓄物資及び調達した物資について、ニーズを把握し、被災者への供給を実施します。また、支援物資については、スムーズな供給に支障のないよう整理します。

8 緊急輸送活動等

消防、警察、自衛隊、運送会社やバス会社などに対し、必要に応じて、人員や物資の搬送、避難誘導や緊急輸送路の確保等について支援を要請します。

9 町内製品の検査と観光対策

(1) 町内製品の検査実施

ア 県の実施する農林水産物等の県内製品の検査の実施では、不十分と判断した場合は町独自に検査を実施する。県の検査結果や独自の検査結果はすべて、各関係機関へ積極的に伝達するとともに、住民等に伝達します。

イ 検査品目の結果が基準値を超過した場合、国や県との連携のもとで、迅速に採取、出荷の自粛及び規制を行い、適正な流通を確保します。

(2) 観光対策

ア 県による、大気、土壌、飲料水、農林水産物及び食品等に関する放射性物質又は放射線の測定結果を、速やかにかつ分かりやすい形で、ホームページ等様々な広報媒体や報道機関を通じて公表するとともに、各観光施設においても情報発信できるよう調整します。

イ 避難等により、観光施設を閉鎖する場合であっても、継続的な情報発信による広報活動を行います。

第3節 中長期対策

原子力緊急事態解除宣言が発出された場合においても、引き続き原子力災害時後対策や被災者の生活支援を実施します。

1 モニタリングの継続

放射性物質又は放射線の放出が減少、又は収束したと認められても、周辺環境に対する全般的な評価等を行うためのモニタリングを実施し、空間放射線量率が平常時の状態に戻っても四国に原子力発電所がある限り線量測定を継続します。

2 住民等の健康対策

- (1) 住民等の健康に対する不安を払拭するとともに、メンタルヘルスケアの必要性も考慮し、県や医療機関を始めとする関係機関と協力して、地域の住民等を対象とする健康相談を実施します。
- (2) 事故の発生により、住民等への健康影響調査が必要と認められる場合は、速やかに対象となる地域の住民等への健康影響調査を県に要請します。

3 放射性物質による汚染の除去等

- (1) 国や県との連携と専門家等の派遣要請
町による除染活動は不可能であるため、国や県との連携を密にして必要な助言、指導等を要請します。長期的な防護措置が必要となる場合は、専門家による知見を交えた復旧計画の策定等、必要に応じて、国、県の職員や専門家の派遣を要請します。
- (2) 除染及び汚染廃棄物の処理
汚染廃棄物の処理については、国、県及び防災関係機関等に対して支援を要請し、国が示す除染基準や、放射性物質により汚染された廃棄物の処理方針に則って、必要な除染作業や汚染廃棄物の処理を行います。

4 広域的な避難対策と支援

- (1) 避難者への支援
県と協力して、市町村域を越えての避難者及び県外からの避難者について、健康調査やメンタルヘルスケア及び生活上の困難等について、継続的に聞き取り調査等を行い、必要な支援を行います。
県外への避難者に対しては、避難先の県を通じて、要望等を把握し、必要な支援を継続します。
- (2) 避難の解除
モニタリングによる地域の調査等を踏まえ、国と協議、調整を行った県からの避難の解除の要請を受け、町内における避難の解除を行います。

5 各種制限措置の解除

県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行い、解除実施状況を確認します。

6 災害地域住民に係る記録等の作成

(1) 災害地域住民の記録

避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を記録します。

(2) 災害対策措置状況の記録

被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録します。

7 被災者等の生活再建等の支援

(1) 国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、生活全般にわたってきめ細やかな支援に努めます。

(2) 国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成制度について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置します。被災者及び居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供します。

8 風評被害への対策

(1) 町内産品の検査継続と安全宣言

県が継続して検査をしている農林水産物等の県内産品について、安全性の確認された品目については、防災関係機関等と協力のうえ、適正な流通促進に努めます。

(2) 観光客の誘致に向けた安全性のPR等

観光産業に関連する放射性物質に係る検査、測定の結果により、安全性を確認した場合には、県と協力して、積極的な情報発信に努めます。

9 被災中小企業等に対する支援

国及び県と連携し、必要に応じて災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行います。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置します。

第8章 雪害対策

第1節 雪害予防対策

豪雪等に伴う交通の途絶、集落の孤立等の雪害に強い地域づくりを促進します。

1 除雪体制の整備

冬期における積雪から、円滑な道路交通を確保するため、除雪体制を整備します。

2 建築物対策

雪害時には、圧雪による建築物倒壊といった事態等も考えられることから、以下のよう
な対策を行います。

- (1) 住民に豪雪の際、建物の雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるよう啓発します。
- (2) 豪雪時に空き家の屋根雪が、周辺道路や施設に被害を及ぼすこともあるため、日頃
から所有者へ適切な指導に努めます。
- (3) 積雪による倒木を原因とする停電を生じさせないために、樹木所有者と協議のう
え、倒木のおそれがある立木伐採等に努めます。

3 雪害に関する知識の啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるた
め、豪雪が予想される場合は、むやみに外出しないなど、降積雪時の心得（交通対策・転
倒注意等）に関する考え方の啓発に努めます。

4 警報等の伝達手段の多重化・多様化

警報等が住民等に確実に伝わるように、防災行政無線、IP告知端末、広報車、消防団・
自主防災組織を利用した口伝え、緊急速報メール等の手段を複数組み合わせるとともに、
携帯端末の緊急速報メール機能を活用する等、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努
めます。

5 相互応援協定の締結の推進

雪害対応の経験が豊富な地方公共団体との相互応援体制の締結を推進します。

第2節 雪害応急対策

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に災害応急活動、災害復旧活動を実施します。

1 防災気象情報の収集・伝達活動

高知地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、住民及び防災関係機関に円滑に情報の伝達を行うとともに、迅速かつ適切な活動体制をとります。

2 除雪活動

豪雪時には道路交通を確保し、道路機能の確保を図るため除雪体制を強化します。

また、除雪活動を迅速かつ効果的に行うために、車両交通量、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、その他道路交通確保の重要度を勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとります。

3 交通の確保

- (1) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、車両の移動等の措置を講じます。
- (2) 高知県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請があった場合は、必要な措置を講じます。

第9章 その他の災害対策

1 健康危機

- (1) 食中毒や感染症、飲料水、有害物質等による健康被害の発生により住民の健康被害が発生した場合は、「高知県健康危機管理マニュアル」により対策を行います。
- (2) 健康被害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施します。

2 予期しない原因による災害

予期しない原因による大きな被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施します

